

中標津町景観計画（案）

平成29年4月

北海道 中標津町

目次

I 策定の目的、計画の位置づけ	
I-1 景観計画策定の背景	1
I-2 景観計画策定の目的	3
I-3 景観計画及び景観条例の位置づけ	4
II 中標津町の景観特性	
II-1 中標津町の景観特性	5
III 景観まちづくりの基本理念・基本方針	
III-1 基本理念	45
III-2 基本方針	45
III-3 景観計画区域	46
III-4 景観特性ごとの景観まちづくり方針	47
III-5 景観計画の全体像	58
IV 景観まちづくりの進め方	59
V 中標津町の景観形成のルール	
V-1 景観形成基準（景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ）	60
V-2 届出対象行為（景観法第16条第1項）	85
VI 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項	
VI-1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針	88
VI-2 景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項）の方針	89
VI-3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項	90
VI-4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項	92
VI-5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	93
VI-6 景観整備機構 の指定に関する基本的事項	94
VII 中標津町における景観まちづくりの推進方策	
VII-1 景観まちづくりの考え方	95
VII-2 景観まちづくりの推進方策	96
VII-3 「中標津型景観整備機構（仮称）」に向けた景観まちづくり活動のステップアップ	107
VII-4 町民の多様な視点を取り入れる景観まちづくりの形成	114
参考資料	
参考-1 中標津町景観計画策定委員会の設置規則	116
参考-2 中標津町景観計画策定体制	117
参考-3 中標津町景観計画策定委員会構成員	118
参考-4 中標津町景観計画策定経過	119
参考-5 ワークショップ及びフォーラム等実施経過	120
参考-6 中標津町都市計画審議会及び中標津町景観審議会答申書	122

I-1 景観計画策定の背景

中標津町は武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、酪農風景、格子状防風林などの良好な景観資源が豊富であり、コンパクトな市街地が形成されている町です。

背景1 独自条例をもとに、北海道内でも先進的に景観の取り組みを行ってきました

中標津の開陽台から望む酪農景観を最初に評価したのは、昭和 37 年の展望台の開設でした。この時初めて生産の現場を町民や来訪者に誇るべき資源として位置づけたといえます。

平成 3 年に開陽台のリゾート開発計画が持ち上がり、開陽台の景観と自然環境を守るために住民運動が起こりました。同年には、広大な起伏の続く大地に整然と配置された格子状防風林が評価され、農村景観百選にも入選しました。

こうした経緯を契機に中標津町の景観検討委員会による検討を重ね、平成 6 年に「中標津町景観形成ガイドプラン」と「中標津町まちづくりガイドプラン」を策定、平成 9 年より「中標津町景観条例（以下、既存条例）」を施行し、平成 13 年には「中標津町都市計画マスタープラン」と「中標津町農村環境計画」を策定してきました。このように町域全域をバランス良く育てるため、市街地と農業地域の計画を同時に策定してきたことも中標津町の大きな特徴です。

平成 13 年は、隣接する 3 町と連名で第 1 回北海道遺産に格子状防風林を推薦し、認定された年でもありました。

特にこの約 10 年の間に、良好な景観を守り、つくり、育てるという条例の基本理念のもと、さまざまな施策を行い、町内の景観の質を向上させる地道な取り組みを積み重ねました。

平成 17 年に開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定したことは、公共の土地と複数の民間の土地にまたがる一帯をひとつの景観として理解した、画期的な指定でもあります。さらに、国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準（平成 18 年 1 月）などの基準を策定するなど、北海道内でも景観に対して先駆けといえる取り組みを行ってきました。

中標津の、今日に結びつく歴史を紐解き、まちづくりに結びつける取り組みも継続しています。平成 16 年には、地域資源景観調査と、文化的景観保存活用モデル事業に並行して取り組みました。後者のモデル事業は、初めて景観と地域づくり・まちづくりを結びつける試みでした。その後も「地図で見る中標津の景観物語で読む中標津の景観」といった文化的景観の調査を基にしたパンフレット（平成 21 年）、教育委員会で編さんした小学 3、4 年生を対象とした社会科副読本「私たちの町 中標津」（平成 23 年）、農業景観の担い手として計画者に着目し、酪農文化と位置づけた「中標津開拓の歴史」（平成 23 年）など、研究と啓発も継続してきた背景があります。

背景2 町民を中心とした活動団体による取り組みが増え、多様化しました

平成3年に始まった開陽台の景観を守る活動は、その後、中標津の景観に対する関心へと発展しました。既存条例では景観形成を図ることを目的とした団体を、「景観形成団体※1」として中標津町が認定できるものと決めました。「景観形成団体」を認定する制度は中標津の景観に対する関心を醸成し、その関心は多くの活動団体の設立へ向かいました。中標津の自然を観察する活動、観光客に農業景観をガイドする活動、歴史的建造物を保存活用する活動、中標津と根室管内の各町と大都市の交流を図る活動、中標津の景観を写真に収めて情報発信する活動、開拓当初の農業を体験する活動、ロングトレイルを整備し歩く活動、その他多くの景観に価値を見いだす活動などが展開されています。これらの取り組みの多くが、世代交代をし、絶えることなく継続していることも、中標津町の特徴です。また町内会による地区の維持管理に加え、河川の清掃、沿道緑化といった日常の生活環境の魅力を高める取り組みや、学校の課外活動も充実しています。こうした景観に価値を見いだす活動や取り組みを行う団体はいずれも、今日でいう「景観活動団体※2」です。

「景観活動団体（景観に価値を見いだす活動団体）」の協働の場づくりは、文化的景観保存活用モデル事業（平成17年）の中で、景観活動団体による調査資料と研究成果の提供を受けたことが、その第一歩となりました。後に、景観活動団体と中標津町の協働によるまちづくりを進める実行委員会による「中標津まちづくり交流広場」が開催され、また中標津町が主催となり様々な協働のあり方や取り組みを行う「中標津町まちづくり町民会議」、さらに、中標津町自治基本条例の制定（平成24年）を経て、協働の意識を「景観活動団体」と、広く、強く共有しました。

中標津町の既存条例には、町民等（町民と事業者）、団体、事業者、行政の景観形成に対する役割について記載があることを背景に、町内会を含むさまざまな「景観活動団体」や中標津町が認定する「景観形成団体」などが交流をし、志をひとつにすることを目的とした取り組みが、平成27年から始まっています。

背景3 景観法の制定など中標津町の美しい景観の魅力をさらに高められる環境になりました

高度経済成長期以降の乱開発に対抗する手段として、全国の自治体は独自の景観施策に取り組んできました。地方自治体の長きにわたる努力の末、21世紀に入った平成16年に、国の「景観法」が総合的な法律として制定されました。それ以降、景観が地域の活力、地域づくりに欠かせないという認識のもと、全国でもさまざまな取り組みが行われてきています。

中標津町においては、第6期総合発展計画が策定された今日、背景1と背景2が融合した、次のステップに踏み出す条件が整いました。高度経済成長期の乱開発への対抗手段として、全国的に独自に行われてきた景観施策ですが、平成16年の「景観法」の制定以降、景観が地域の活力、地域づくりに欠かせない要素であるという認識がされ、全国でもさまざまな取り組みが行われてきています。

既存条例では、町民、事業者、行政の景観形成に対する役割についても記載していますが、具体的な取り組みについては十分といえる状況ではありません。

※1 景観形成団体

景観形成（中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てることを目的とした団体を、中標津町景観条例（既存条例）に基づき中標津町が認定した活動団体を指します。現在まで、「中標津コスモスの里3300の会」「ラブ・リバーC.L.L 標津川&タワラマップ川の会」の2団体が認定されています。

※2 景観活動団体

中標津町を中心に、自然観察や農業景観ガイド、歴史的建造物の保存活用、景観を被写体とした写真撮影、フットパス等の整備や体験など“景観に価値を見いだす”活動を行う既存の活動団体を指します。新規に設立される団体も“景観に価値を見いだす”活動内容であれば対象に含まれます。

I-2 景観計画策定の目的

中標津町は先駆的に景観形成に取り組んできましたが、近年では景観に対する理解の深まりと解釈の多様化、制度制定など、景観を取り巻く情勢に変化がみられます。こうした社会的な情勢も踏まえて「中標津町景観計画」を策定します。中標津町景観計画は、

- ・既存条例（平成9年1月施行）の基本理念を継承すること
- ・町民、景観形成団体や景観活動団体が、事業者や行政との協働を通して景観に取り組みやすいよう、体制を見直すこと
- ・景観形成を協働の現場として、すぐに取り組むことのできる道すじを生み出すこと

以上の3点を特徴とし、実行可能である計画を策定することに留意しました。

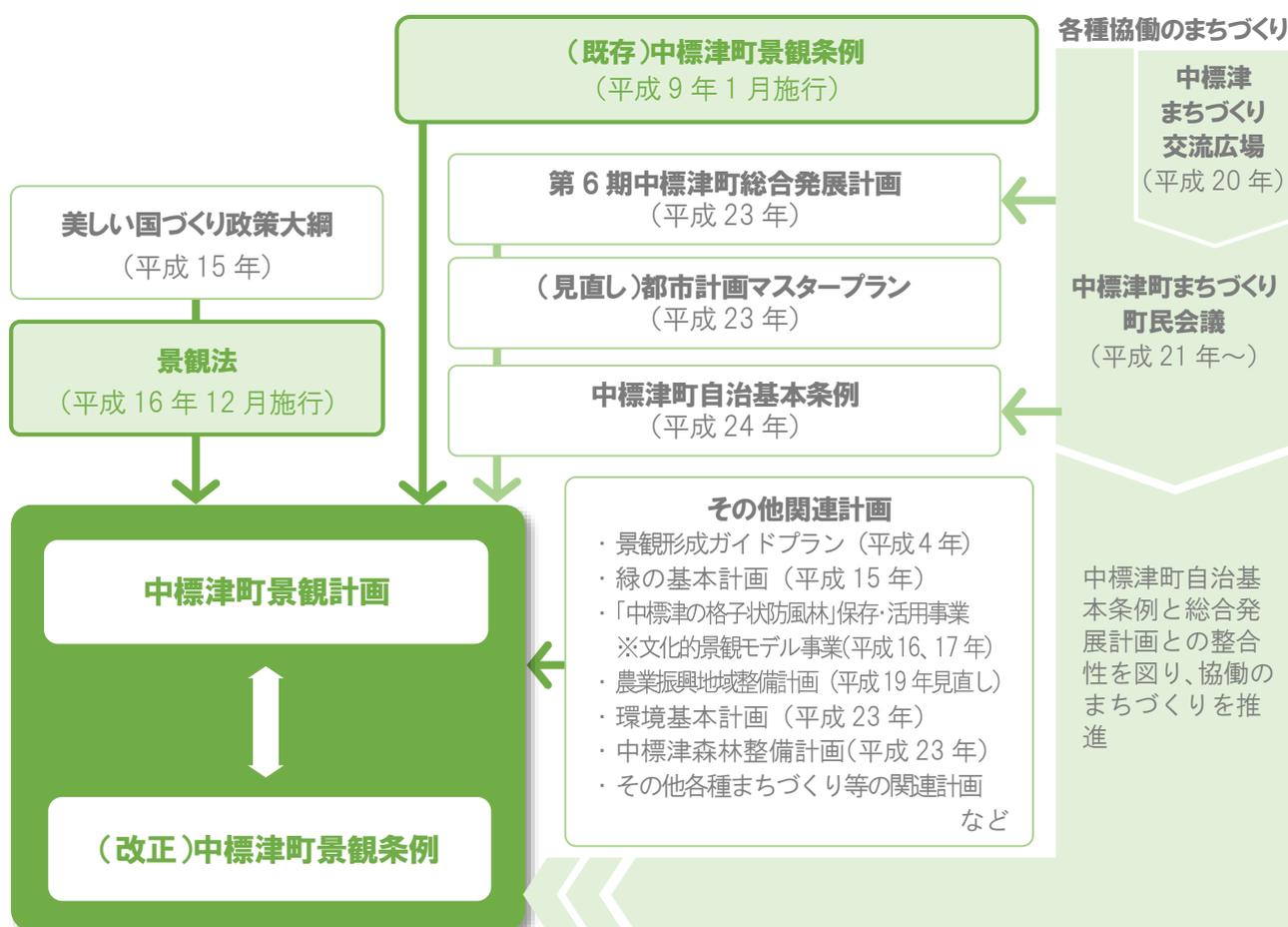
継続的な取り組みを経て、以下を中標津町景観計画策定の目的とします。

「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしべつ”」「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいく。

I-3 景観計画及び景観条例の位置づけ

「中標津町景観計画」は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づく景観計画であり、平成9年から施行されている既存条例も、景観計画に基づいた景観条例に改正します。また、町の最上位計画である「第6期中標津町総合発展計画（以下、総合発展計画）」にも位置づけられる景観計画として、総合発展計画及び、都市計画マスタープラン等と連動・調整する役割を担います。さらに、町民、事業者、行政が“協働”で進めてきたまちづくりの取り組みを前提に、地域の特性を活かした魅力ある景観形成と自然と調和した美しい景観形成を推進していきます。

農業や商業活動等の地域の生業や、開拓の歴史等を含め、景観は町の貴重な財産です。景観資源を多くの町民と共有すること、景観計画を中心に協働の取り組みを広げていくことで、さまざまな関連分野との連携・相乗効果が生まれ、まち全体の価値を高めていくことができます。



景観計画策定と協働の取り組みにより、関連分野との連携・相乗効果により、まち全体の価値を高めていく



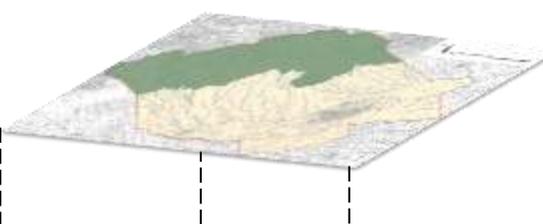
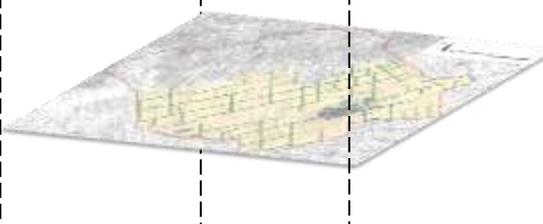
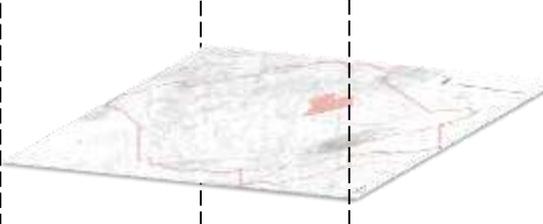
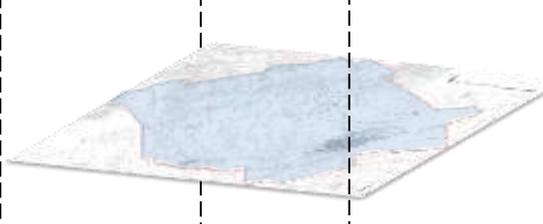
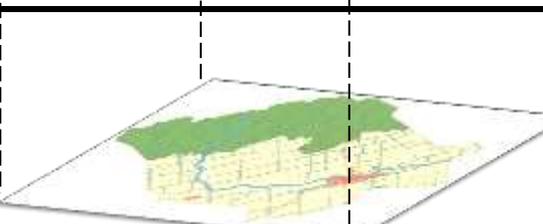
景観計画及び景観条例の位置づけと可能性

II-1 中標津町の景観特性

たくさんの人がまちに対する愛着や誇りを持ち、将来も住み続けていきたいまちとなるよう、まずは中標津町における景観形成を進めていくうえで大事な要素を景観特性として把握します。

中標津町の景観特性は酪農を主体とした風景、格子状防風林、遠景の山々といった資源を基本としながら、その他にも**本町**を特徴づける豊富な要素が存在しているため、たくさんの要素を4つの特性に分類して整理を行います。

以下は、4つに分類して整理した中標津町の景観特性の概要です。

<p>(1) 自然環境特性</p> <p>山地を含めた地形や河川、植生、森林資源などまちの原風景となる景観特性</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1) 気象 2) 地形 3) 河川 4) 植生 5) 動物
<p>(2) 農村環境特性</p> <p>広大な台地に広がる酪農風景や格子状防風林など、人の手によってつくり上げられたまちの地域性を象徴するダイナミックな景観特性</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1) 酪農景観 2) 格子状防風林
<p>(3) 暮らし・交流拠点特性</p> <p>地域の交流拠点となる市街地や、保全されるべき歴史、観光など町内外との交流やにぎわいを生む景観特性</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1) 市街地景観 2) 水と緑のネットワーク 3) 歴史資産 (登録文化財、将来資産) 4) 観光資産 (主要な観光地、景観道路)
<p>(4) 協働の景観まちづくり</p> <p>先駆的に景観づくりに取り組まれてきた「景観のまち」として、今後さらに景観を活かしたまちづくりを進めていく際の活動特性</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1) 協働の景観まちづくり
<p>中標津町の景観特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武佐岳等の山並み、酪農風景、格子状防風林など豊富な景観資源 ・コンパクトな市街地 ・協働で取り組む景観のまち 		<p>土地の成り立ちから人の手による生業、都市の形成にいたるまで歴史文化が積み重なり、美しい景観が形成されている</p>

(1) 自然環境特性

山地を含めた地形や河川、植生、森林資源などまちな原風景となる景観特性として「自然環境特性」について、以下の5つの要素から整理します。

気象	地形	河川	植生	動物
----	----	----	----	----

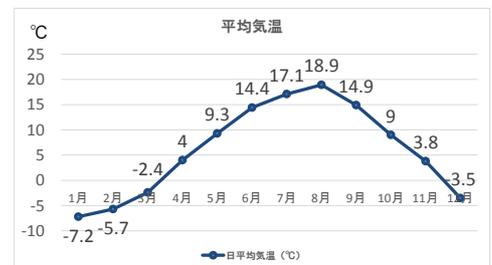


1) 気象

① 冷涼な気温

中標津町は、夏季が湿潤低温、冬季は乾燥低温と気温の低い冷涼な気候といえます。

最暖月（8月）平均気温は約19℃程度と低く、冬の1月の平均気温は-7℃度前後まで下がり、平均気温が氷点下の月は4ヶ月間にわたります。



② 海霧の影響による、短い夏季の日照時間

夏季は「海霧」の侵入が多く、6月～8月の期間で20日以上におよぶことがあります。その影響で、夏季の日照時間が少ないことが特徴です。



③ 知床連山からの強く寒冷な北風

11月から3月まではシベリア大陸から寒冷な北西風が吹きます。夏期は偏南風と北東風が同じ程度に吹きます。

中標津では武佐岳をはじめとした山並みによって、風向が複雑になり、しばしば南西風と転じます。

風速は夏の6～8月にのみ弱くなります。

季節によって風向が90度以上も変化することを考慮した防風林による対策が、明治期に構想されました。

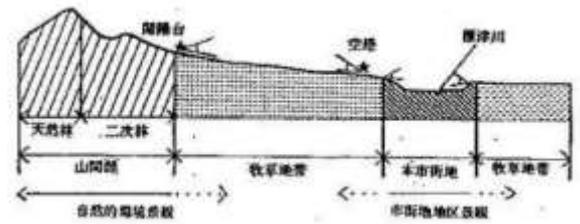


出典：気象庁中標津 2014年（月ごとの値）

2) 地形

中標津町は北海道の東部に位置する根釧台地の北西部に位置しています。標津町、別海町、清里町、弟子屈町、標茶町の5町と隣接しています。

地形により山岳地帯、根釧台地の丘陵地、市街地が形成されている低地部と区分することができ、それぞれに特徴的な景観が形成されているといえます。



地形の区分

出典：中標津町景観形成ガイドプラン

①町域の北部は武佐岳などの山岳地帯

町の北西部は「武佐岳」「俣落岳」「標津岳」「養老牛岳」など標高300m以上の中に、1,000m級の山並みがある山岳地帯です。本町の面積684.87km²のうち、山林が339.52km²と町域の約5割を占めています。

②町域の南部は根釧台地の丘陵地

町の南部には「根釧台地」と呼ばれる丘陵地が広く続いており、町域内の台地は「武佐台地」「虹別台地」「別海台地」の3つに分かれます。これら台地のうえに市街地や集落、農地（牧草地）などが形成されています。

③河岸段丘内に形成された中標津市街地

「中標津市街地」は、根釧台地を標津川の流れてによってつくられた河岸段丘内の底にあたる標高50m程度の低地部に形成されています。

「計根別市街地」は虹別台地上の標高100m付近に位置しています。



武佐岳からみた根釧台地と格子状防風林



中標津空港からみた標津岳

3) 河川

① 2つの水系と、大小さまざまな支流

中標津町の河川は2級河川「標津川水系」と普通河川「当幌川水系」の2つの水系に属しています。

標津川と当幌川につながる大小さまざまな支流が形成する多くの沢地と河畔林は、中標津町の広大な平地に変化を与えています。また、2つの水系では河辺の環境が大きく違ってきます。

② 標津川

「標津川」は標津岳を源とする川で、その両岸に中標津市街地は形成されています。標津川の流が作りだした河川緑地は市街地の貴重な緑の資源です。

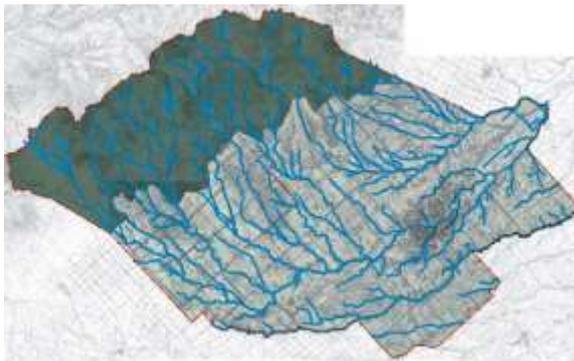
標津町で合流する武佐川や、市街地の水源となっている俣落川、市街地の親水ゾーンとして親しまれているタワラマップ川等多くの支流をもち、中標津町の酪農景観を特徴づける等、中標津町のシンボルともいえる河川です。

③ 当幌川

「当幌川」は計根別市街地の西側を源に、計根別市街地及び中標津市街地の南側を流れています。流域に自然豊かな環境を残し、**本町**に隣接する別海町、標津町には湿原をつくっています。

④ タワラマップ川

中標津市街地にも標津川のほか、大小さまざまな河川が流れていますが、中心市街地を流れる小河川である「タワラマップ川」は、親水広場が整備されており、町民のもっとも身近な河川です。



町内を流れるいくつもの河川
出典：私たちの町 中標津（中標津町）



標津川

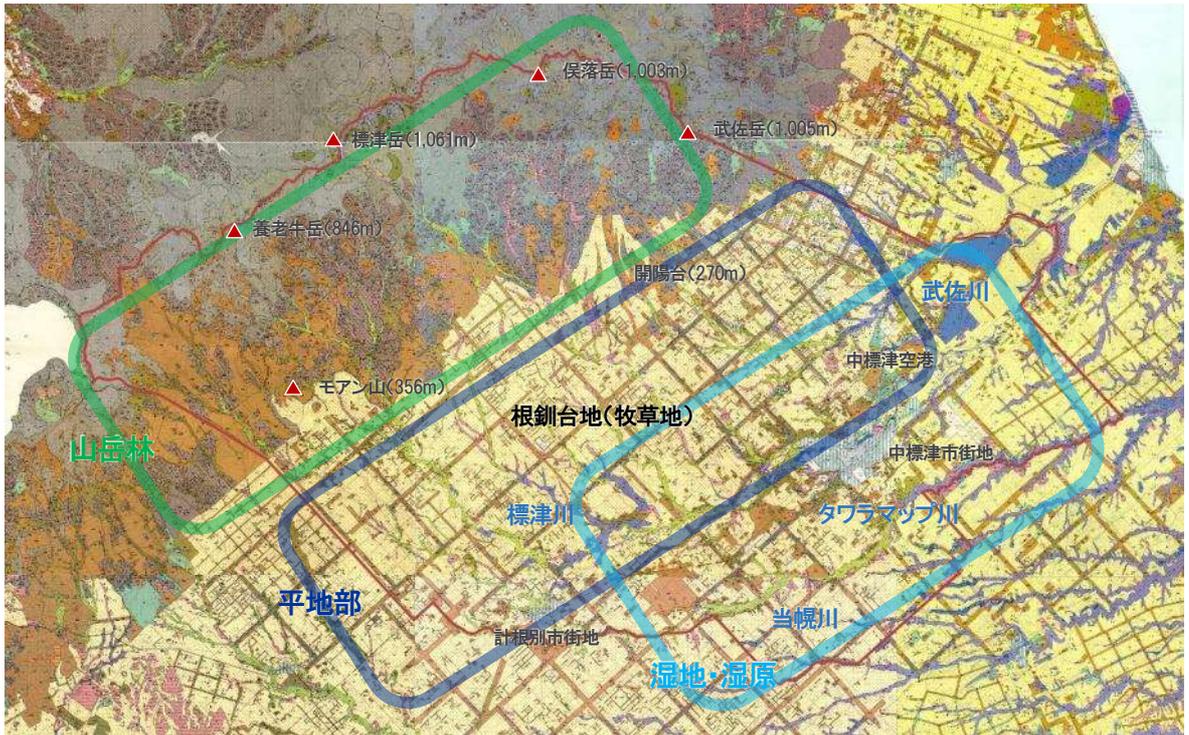


当幌川



タワラマップ川

4) 植生



出典：現存植生図（環境省）

①中標津町の植生の概要

中標津町の植生の区分は、俵橋地区と当幌川流域における湿原、山岳林を含む亜高山帯、そして、その間に挟まれた平地の3つに大別され、さらに地勢によって植物相の水平分布が明確に分けられる特徴があります。

河畔林及び山岳林については、過去からの多様な植生が比較的変わることなく保たれている一方、格子状防風林内では中層の木本類や林床植物の種類が少ない状態です。また、畑地で生産されている作物の品目は限られているため、植生は多様とはいえません。

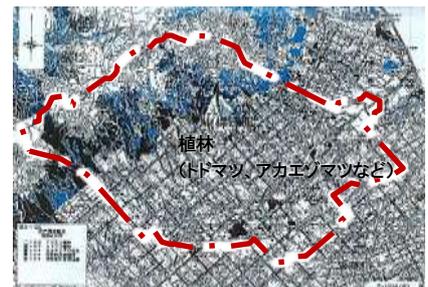
②特筆すべき植物（在来種など）

中標津町の植物のうち特筆すべきものとして、在来種であるクロユリ、オオウバユリなどの群生地が町内にわずかながら点在している点があります。

また、俵落川と標津川の一部でオオバヤナギの自生が確認されているほか、ヒカリゴケの小規模な自生が町内各地に分布している他、貴重な植物が町内で確認されています。



山岳地帯の天然針葉樹林の分布



山麓部の針葉樹林（植林）の分布



河川に沿った広葉樹の分布

③各植生環境の概要

【山岳地帯の植生（天然針葉樹林）】

行政区北西部に位置する標津火山地帯においては、標高 500 m 以上の山岳地帯においてエゾマツ、トドマツなどの天然針葉樹林の分布がみられます。

ダケカンバなどの広葉樹林帯も隣接して分布しています。

【山麓部の植生（針葉樹林の植林）】

山麓部にかけてはトドマツ、アカエゾマツなどの針葉樹林帯が分布しています。

【台地の植生（牧草地）】

台地部は概ね牧草地で占められ、その中を長方のグリッド状に落葉針葉樹林による格子状防風林が位置し、特徴的な景観を形成しています。

【河川流域の植生（広葉樹の河畔林、河辺植生）】

標津川をはじめとする河川流域には、ハンノキ、ミズナラ、ハルニレ、ヤチダモなど広葉樹や、水辺にはキタヨシなどの河辺植生が分布しています。 出典：中標津町農村環境計画（中標津町）



クロユリ



オオウバユリ



オオバヤナギ



ヒカリゴケ



キタヨシ



アカエゾマツ



ハンノキ



エゾマツ



トドマツ

5) 動物

①希少種を含む多種多様な生物相

中標津町には希少種も含めて、多種多様な動物が生息しています。なお、中標津町に生息している動物は、主に「哺乳類」「両生類」「鳥類」「昆虫」などに大別されます。

※「中標津町の格子状防風林」保存・活用事業報告書

②生息環境に重要な山林、湿地・河畔林、河川などの水辺、防風林、市街地近郊の林地

各種動物は、町内のあらゆる環境を棲みかにしています。特に「山林」「湿地・河畔林」「河川」といった環境と、そこに網目状に配置された「防風林」が動物の移動や生息環境の連続性を支え、「市街地近郊の林地」も生態系の維持に重要な機能を果たしています。

【哺乳類】

哺乳類で特に希少性が高いヒナコウモリ科の生息には、市街地近郊の林や、カラマツを主体とする単層の防風林であっても重要な場所となっていることが分かっています。

【両生類】

両生類はエゾサンショウウオが希少種として確認されています。産卵は湿地や河畔林などの水辺環境においてほぼ毎回同じ場所で行うため、周辺環境の保持が大切です。

【鳥類】

鳥類の希少種は少なくとも 34 種が確認されており、その中には天然記念物のタンチョウやエゾシマフクロウ、オオワシなどを含む 6 種が確認されています。

中標津町は根室管内で唯一海に面していないため、水鳥などの生息数は少ないですが、河川や池に生息しているガンガモ類は数十種確認されています。

【昆虫】

昆虫の希少種は現在 32 種が確認されており、そのうち蝶や蛾を含む鱗翅目が約半分を占めています。生活の場である環境の保全が重要となるのは他の昆虫についても同様です。

【魚類・水生生物】

町内には標津川や当幌川などを主とした川が市街地や原野の間を流れています。

町内に多く生息するサケ科は、上流にはオシロコマ、下流にはアメマスやヤマメと生活する場所を分けていますが、一部では一緒に生活している場所もあります。また希少種のイトウなどがありますが、以前より総個体数は減ってしまい、絶滅寸前となっています。その他の水生生物であるニホンザリガニやカワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイなども水質の悪化などにより減少傾向にあります。



エゾシカ



エゾモモンガ



ウサギコウモリ



エゾヤチネズミ



エゾリス



シマリス



キタキツネ



ヒグマ



オオジシギ



オオワシ



キンクロハジロ



シマフクロウ



タンチョウ



マガモ



エゾサンショウウオ



コガタカワシンジュガイ



オショロコマ



アメマス



ヤマメ



イトウ

(2) 農村環境特性

広大な台地に広がる酪農風景や格子状防風林など、人の手によって作り上げられたまちの地域性を象徴する景観特性である「農村環境特性」について、以下の2つの要素から整理します。

酪農景観

格子状防風林



1) 酪農景観

①景観の様相

中標津町の酪農景観は、自然が育んだ有機的な表情と、そこに人が手を加えて作りだした幾何学的な表情が結びついた、対比的な特徴が共存しています。「格子状防風林」に囲まれた「牧草を主とした農地」が広がり、格子状の「号線道路」が防風林に平行します。このような農業地域を、山岳林に水源を持つ数多くの「河川」と「河畔林」が浅い谷を形成し、有機的な曲線を描きながら横切ります。林そのものにも、開拓以前からこの地域に自生してきたさまざまな広葉樹からなる河畔林、針葉樹の人工林からなる格子状防風林という対比をみることができます。



②規模・営農形態等

中標津町の基幹産業である酪農は、広大な台地を生かして大規模な草地を営み、発展してきました。山岳林を除く土地利用のうち、6割が農地で、その多くを牧草地、放牧地として利用しています。

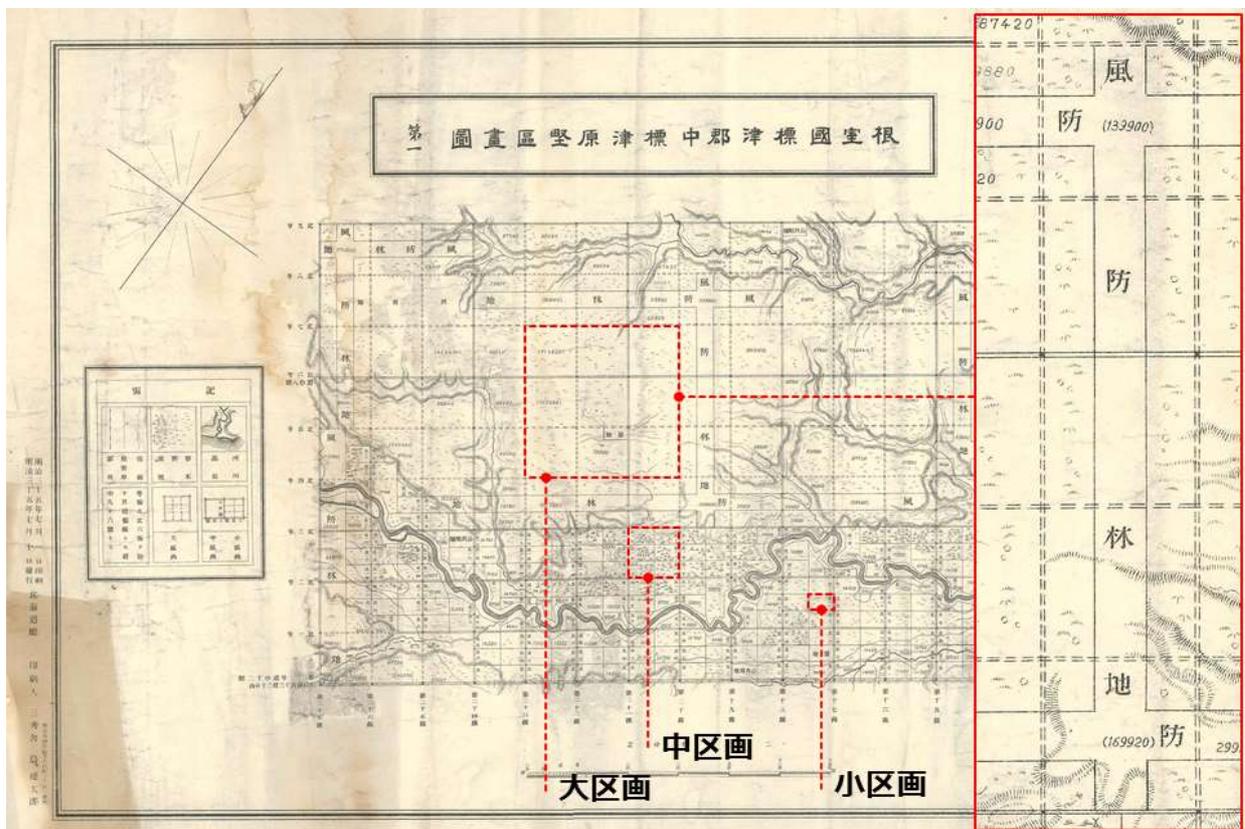
総農家数のうち9割近くが酪農に従事しています。農家戸数は減少しているものの、経営規模が拡大したため、農地そのものの減少は見られません。平成26年度現在の総農家戸数は330戸あり、そのうち292戸が乳用牛を飼育しています。農家一戸あたりの経営規模を平均すると、飼育頭数が129頭、採草地在約65.5haに換算できます。(平成28年度中標津町農業概要および2015年農業センサスによる)

参考：根釧台地を覆う殖分区画

開拓使は明治期に、**殖分区画**という開拓のための基本計画を定め、全道に当てはめました。根釧台地でもこの計画に基づき、市街地や農家の区画、格子状の道路、防風林が設定されました。今日の中標津町の市街地や集落、農業地域も、明治期に構想された**殖分区画**の名残なのです。殖分区画は次のように設定されていました。

- ・大区画：号線道路に囲まれた、一辺が900間の正方形からなる土地（900町歩）。この広さがひとつのコミュニティの規模として想定されていました。
- ・中区画：大区画を9分割した、一辺が300間の正方形からなる土地（30町歩）。号線道路を境界としていました。
- ・小区画：中区画を6分割した、100間×150間の長方形からなる土地（5町歩）。農業地域では入植する農家1戸の区画となり、市街地では公共施設の敷地となりました。市街地の民間の土地は、これよりも細かく区切られました。
- ・格子状防風林：小区画の短辺と同じ長さの100間を林帯幅とし、大区画よりも広く造成された防風林のことです。

その長さを農地1,800間（約3,300m）毎に、後に1,200間（約2,200m）毎に設けることが、明治29年に発布された「**殖分区画法施設規定**」に定められていました。ただし広範な地形や風向きによって、現実の配置や格子の規模が異なります。またその延長は市町村界をまたぎ、直線的に続きました。



根室国標津中標津原野区画図第一にみる殖分区画の分類

③文化、歴史

中標津の酪農景観は一朝一夕で形成されたものではありません。俵橋から中標津市街地、武佐から開陽、計根別、養老牛への入植、俣落川より西の戦後開拓、豊岡と協和の編入と、それぞれの地区で開拓の開始の時期が異なりました。いずれの地区にも固有の歴史があり、入植団体が出身地の文化を持ち込み、独自性が育まれたと考えられます。

【台地と水に着目した開拓の黎明期（れいめいき）】

明治期にはほとんどが原生林だった根釧台地開拓の北辺として、明治22年に殖民地が選定されました。中標津付近は「中割（チライワタラ）原野」、「武佐原野」、「当幌原野」と命名され、殖民地区画の線引きが施されました。明治34年には、中標津原野が殖民地として区画開放されました。

中標津の水質の良さを背景に、標津川支流ポンリウルに鮭鱒孵化根室支場中標津事業所が、初めての近代的施設として1892年（明治25年）に創設されました。

【原生林の開拓に取り組んだ入植者たち】

中標津町の本格的な開拓は明治44年に徳島・静岡県人で組織された「徳静団体」という農業団体が俵橋地区に入植したことにはじまります。開拓の足跡として、町内全域には多くの神社が点在しています。開拓には出身地の名を冠した団体のほか、許可移民、自由移民といった身分の人々も入植しました。過酷な気象のもと、開拓当初に農業の担い手が試みたのは、穀類や豆類が中心の畑作（穀菽（こくしゆく）農業）でした。

【農業政策の転換点（その1）－畑作から酪農へ】

北海道農事試験場根室支場が昭和2年現在の中標津町桜ヶ丘に設置されました。なお、この建造物は現在、国の登録有形文化財の指定を受け、伝成館と名を変えて活用されています。

昭和6年、昭和7年に深刻な冷害凶作にみまわれ、北海道議会では根釧原野放棄論が主張されるに至りました。しかし「自力更生」をスローガンとして昭和8年に総合開発計画「根釧原野農業開発五カ年計画」を樹立し、従来の畑作から乳牛を主体とした酪農（主畜農業）中心へと切り替えを図りました。

農事試験場の設置は、根釧原野農業開発五カ年計画の早期策定を後押ししました。根釧台地の農業経営安定に向けた基礎的な調査を基にした検討を積み重ね、短期間で実効性の高い計画が策定されました。

参考：根釧原野農業開発五カ年計画

「根釧原野農業開発五カ年計画」は北海道庁の総合開発計画として1933年（昭和8年）に策定されました。その内容は以下のように酪農景観の基盤となるものでした。

- ①農業組織を主畜農業組織にすること。
- ②農業及び畜産技術の指導を徹底すること。
- ③機械力を導入し、一戸当たりの耕作面積を10町歩(10ha)から15ないし20町歩(15～20ha)に増反すること。
- ④気象的な障害を除去するために、防風林を設置すること。
- ⑤縦・横断鉄道の促成と、培養線として殖民軌道の一層の拡大をすること。

【農家がつくりだした景観（その1）－畑作から酪農へ】

昭和初期から戦後の約10年にかけて各農家がとった営農状況では、農業の転換は不可能でした。そのため、畑作と酪農の混合農業が続きました。農家の様子は今日とは異なりました。小振りな農家の家屋群が建ち、耕地防風林に囲まれ、さまざまな作物が作付けされていました。昭和29年の統計によると、酪農に利用された農地は42%に過ぎず、ソバ、燕麦、馬鈴薯、大麦、菜豆、大豆が大方を占めていました。同年の家畜頭数も244戸が乳牛273頭を飼育していたものの、178戸は未飼育、乳牛を飼育していた農家は全農家数の約57%でした。それに対して農耕馬は全農家数を上回っていました。

とくに第2次世界大戦の終結までは、農地と格子状防風林の密接な結びつきを、開拓者たちが最も意識した時期でした。当時はまだ、防風林の多様な役割が農業者や管理者にも、制度的にも共有されていたためです。防風林は農地や農家の人々の生活を守るだけでなく、頭数は少ないながらも、日陰を求める家畜の放牧の場としても理解されていたのでした。

【農業政策の転換点（その2）－酪農を中心とした大規模経営へ】

第2次世界大戦が集結して間もない昭和23年に、急増する入植者の生活の安定と合理的な開拓を進めるための社会的体制として、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合が誕生しました。

昭和29年に世界銀行調査団が現地を視察した結果、酪農・畜産の適地として有望視されるようになりました。このことは根釧原野開発計画調査に大きな影響を与えました。国は昭和30年に世界銀行からの借款によるパイロット・ファームを可能にする法整備をし、翌年から事業化を進めました。並行して北海道開発局は「北海道総合開発第二次五カ年計画」の実施案「根釧原野開発の構想（昭和33年3月）」を立案しました。根釧台地全域を開墾し、集約型農業を普及することを構想した本計画は、根室支庁と根室総合開発期成会により「根室地域総合開発第二次五カ年計画（同年4月）」として、実施にうつされました。中標津町は昭和45年に、2つの農業協同組合を受け皿として、農業振興地域整備計画地域を指定するに至りました。

昭和30年以降、中標津全域で開拓の方法が統一され、格子状防風林の造成事業が始まりました。この決定は町全体の農業景観に統一感を与えるきっかけとなり、今日の酪農景観の礎となりました。昭和36年に乳牛育成牧場が北開陽に、同38年に北中に緑ヶ丘牧場、同41年に養老牛牧場が開設されました。標津川と武佐川に挟まれた湿地帯を俵橋大規模草地として造成する事業は昭和44年に着工され、昭和46年に利用が開始されました。国営パイロット事業として、俵橋に林帯幅と格子の狭い防風林が造成され、昭和41年から入植が始まりました。こうした取り組みが進む農業地域において、昭和45年に農業振興地域整備計画地域を策定しました。昭和49年から武佐、開陽、俵落地区で未開墾地をなくすため、新酪農村建設事業に着手されました。さらに俵落地区を中心に開墾建設事業も進められました。

これらの事業では、土壌の改良、水捌けの向上、開墾すべき斜面勾配の数値化など、開拓の技術的根拠が農家に提示されました。

【農業景観を観光の対象とする初めての試み】

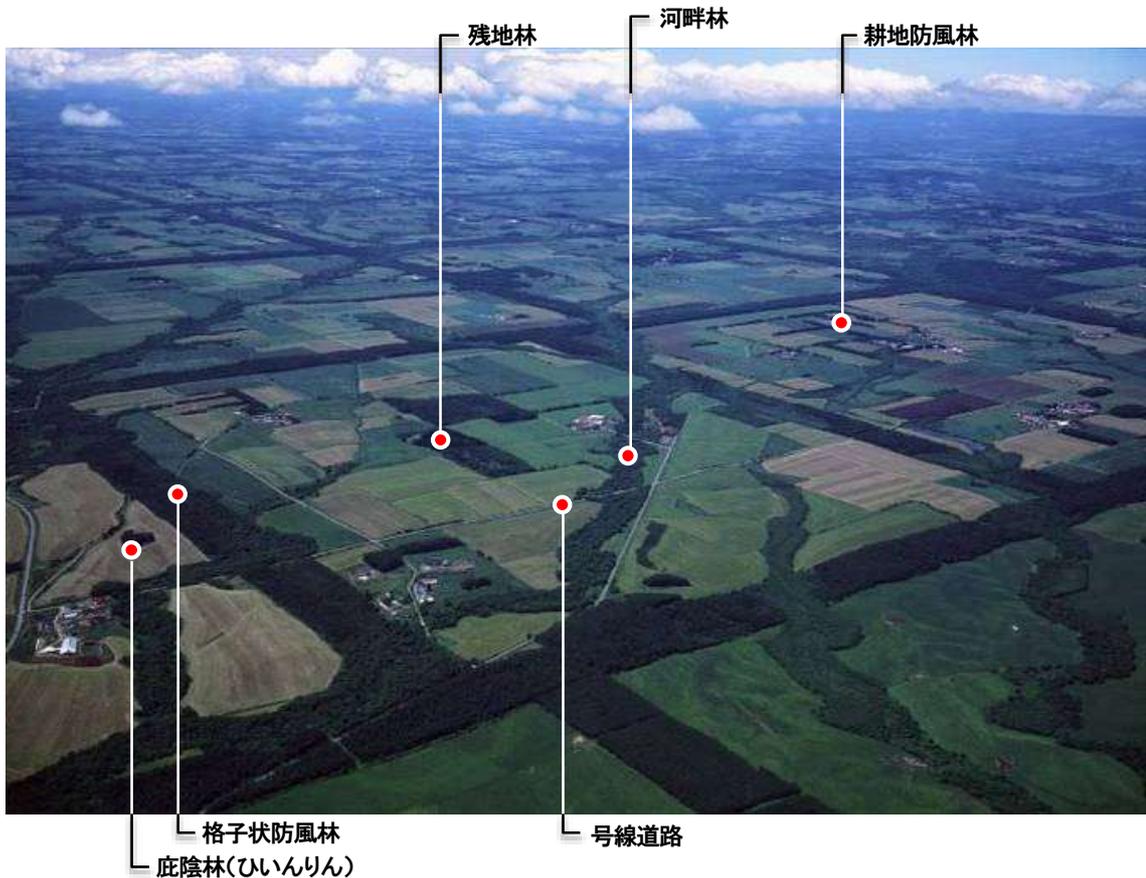
昭和37年に農業地域を見下ろす展望台が、乳牛育成牧場に隣り合う現在の開陽台に開設されました。開陽台の誕生によって農業者が手塩にかけて作りあげてきた、農地の間に格子状防風林が浮かび上がる北海道開拓が目指した光景を、訪れた人が目にすることができるようになりました。

【農家がつくりだした景観（その2） - 酪農を中心とした大規模経営へ】

国や町の後押しにより、農家の経営規模拡大が図られました。そのためコミュニティの単位だった大区画の内側に立地する農家戸数が減っていききました。

農家相互が協働により総合的な取り組みを推進し、合理的に耕地面積を増やしていききました。牧草の作付けが増え、随所で放牧も見られるようになりました。格子状防風林に囲まれた今日の農地は、畑地の境界を感じさせず、大地の起伏が途切れずに豊かな曲線を描きながら連続します。この風景をつくり上げたのは、昭和50年代以降の、限られた数十年の近代的な技術であり、農家相互の協働の足跡でもあります。

この時代には格子状防風林に家畜を放牧することは、原則的に禁じられていました。そのため放牧牛を日陰で休ませるために庇陰林（ひいんりん）が造成されました。農家の副収入として、農家の現金収入を補うために植林された四角い区画のカラマツ林（通称「残置林」）も造成されました。農地が広がることで、幹が硬い種類の太く成長した樹木が農地の中に孤立するかのように残されました。様々な性格の樹木が農地の中に散見できる景観が生み出されていききました。



今日の農業景観の主な構成要素

2) 格子状防風林（北海道遺産）と耕地防風林

①景観の様相

格子状防風林は中標津町に隣接する、標茶町、標津町、別海町にまたがり、北海道を代表する雄大な景観を生み出しています。

自然の力を利用して農地や作物を保護する防風林は、古くから伝わる先人の知恵でした。近代的技術の発展を背景として地域開発を急速に推し進めた19世紀から20世紀にかけても、防風林はその規模を大きくしつつ、世界でも採用されました。そのなかでも根釧台地の格子状防風林の規模は、世界に誇るべき価値の高い資源と捉えることができます。

根釧台地に分布する防風林は、国や町が管理する幹線防風保安林にあたる「格子状防風林」と、農業者が管理する「耕地防風林」に分類されます。格子状防風林は開拓期にアメリカ人顧問のホーレス・ケプロンにより、提唱されました。昭和8年には耕地防風林を造成することが、農業者に対して奨励されました。この当時から、官の造成する格子状防風林と、民の造成する耕地防風林が連動して地域全体の防風効果を発揮することを想定されていました。

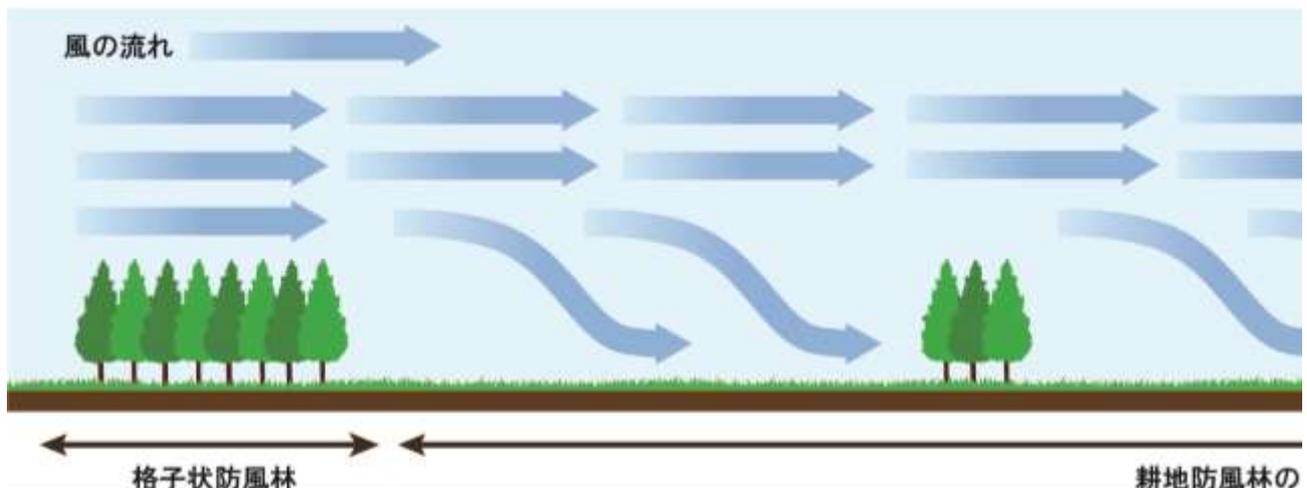
②規模

根釧台地に分布するほとんどの格子状防風林は180mの林帯幅を有し、総延長648kmにもなります。

このうち本町の格子状防風林の面積は4,741haで、本町の森林面積33,152haの14.3%を占めています。

③役割・機能

格子状防風林は、季節によって風向が90度変化する強い風を遮る工夫から生まれました。標津町や別海町のように、海に面する地域では防霧効果も期待されていました。農作物の育成補助の面で、強い風による地表温度の損失や、種子や表面土壌の飛散、作物の劣化を防ぎます。冬には地吹雪やホワイトアウトを軽減し、交通の安全に貢献しています。また近年は、市街地周辺の外郭を形成し、農業地域の侵食を防ぐ境界として理解されるようになりました。林の存在そのものが生物多様性の面からも評価されています。



格子状防風林と耕地防風林の機能 (1/2)

④産業・経済

第2次世界大戦前の中標津の社会・経済を支えたのは、原生林の伐採により成功を収めた林業でした。その後の林業界は、基幹産業としての地位を農業に譲りつつ、格子状防風林の造成、維持、管理という新しい産業形態を生み出しました。

⑤文化、歴史

根釧台地の景観に最初に特徴をもたらしたのは、小区画あたる農家1戸の敷地境界ごとに植えられた耕地防風林でした。格子状防風林の用地は国有地として確保されていたものの、木材としての価値が低い広葉樹がまばらに残されていた用地、雑草地でしかない無立木地として放置されていた用地もあり、防風林としての性能は一定ではありませんでした。格子状防風林の整備は、根釧パイロット・ファームの着手と時を同じくして急速に進み、農業地域全域で一定の性能を発揮するに至りました。

参考：北海道遺産に登録される根釧台地の格子状防風林

農地を守る格子状または直線状の防風林は、その歴史的、文化的な側面を評価され、平成13年には北海道遺産に登録されました。

かつては同等の林帯幅を持つ防風林を道内各地で広く見ることができましたが、今日では唯一残された景観です。昭和30年代から一気に造林された時には、効果を早期に発揮するため、成長の早いカラマツが信州から持ち込まれました。今日ではアカエゾマツ、トドマツといった郷土の樹種である常緑針葉樹が植林の大半を占めています。

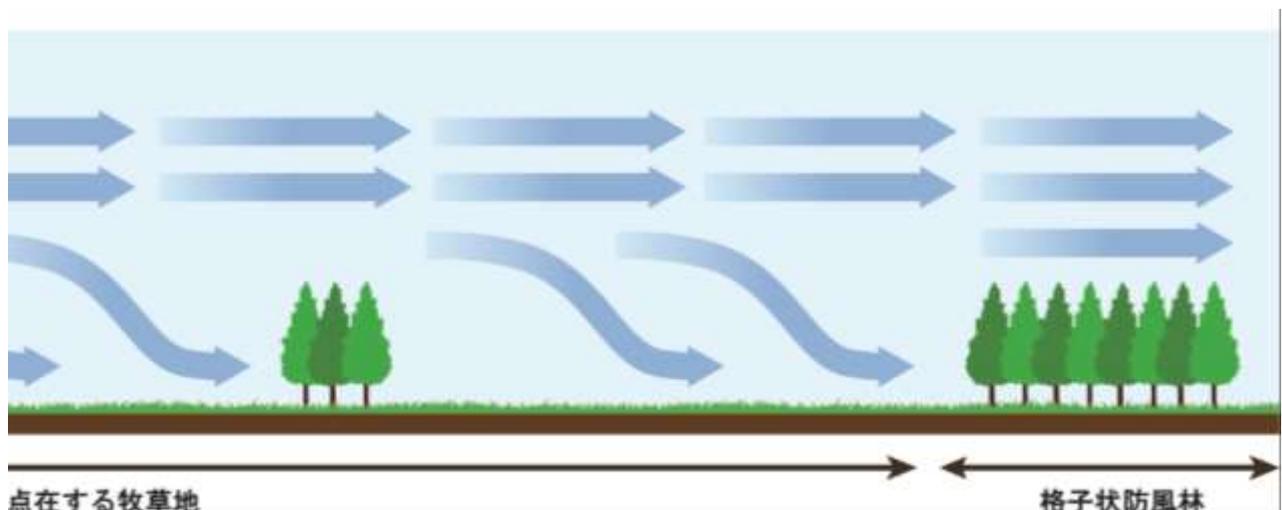
この格子状防風林は、宇宙飛行士の毛利衛氏がスペースシャトルから撮影し、その壮大さに言及したように、そのスケールにおいて世界に誇るべき雄大な景観をかたちづくっています。



北海道遺産登録のサイン（開陽台）



格子状防風林の全容



格子状防風林と耕地防風林の機能 (2/2)

3) 土地利用を中心とした歴史変遷

①市街地の形成と開拓の広がり（耕地防風林の造成）：大正 14 年頃

明治以降につくられた最初の地図は明治 30 年に遡ります。その頃は町域のほとんどが原生林でした。それから約 30 年が経ち、中標津町は大正 14 年の地図にみるように、時をほぼ同じくして、3 方向から開拓の手が入りました。西進した開拓は、俵橋から中標津を経て俣落へ、川北（現標津町）から武佐と開陽へという二手、西側からは計根別市街地を形成しました。開拓には台地を開拓する方法と、川底の平坦地を探し求めて河川を遡る方法のいずれかが採られました。計根別市街地や武佐、開陽の市街地は台地に立地するかたち、中標津市街地は川底の平坦地に立地するかたちといえます。農業地域では、ある程度の軒数の農家が並ぶと、風害を防ぐ為に耕地防風林が造成されました。今日の中標津は 12 の字界、50 の行政界に分かれています。農業地域の人口が多かった時代には、11 の小学校区があり、それぞれが異なる地区境界を有していました。

②殖民軌道による交通網の骨格形成：昭和 21 年頃

開拓を支えた道路網は、ほぼ殖民区画の通りに造成されました。その過程は端から順を追って造成されたわけではありません。号線道路という直行する道路網は、入植地ごとに大区画の完成を目指して造成されたのと並行して、入植地を結ぶ幹線網をかたちづくるようにも開削されました。中標津から開陽に向かう 24 線、中標津と計根別を結ぶ現道道 13 号線、武佐から俣落を経て上標津に向かう北 14 号、当幌から光に向かう 30 号（一部のみ現存）、西当幌から北進に向かう 39 線、計根別から養老牛に向かう 52 線は昭和 21 年には完成していました。しかしこれらの道路はしばしばぬかるみ、通行が不可能となりました。そのような時に殖民軌道が有用でした。殖民軌道は馬に引かせ、のちにはガソリン機関車に動力を求めた軌道で、手軽かつ便利な仕様から幾度も路線が付け替えられました。殖民軌道と国鉄標津線はいずれも廃線まで、中標津管内に点在する開拓地を結ぶ貴重な軌道として利用されてきました。

③開拓の加速と酪農産業の発展（格子状防風林の大造成）：昭和 32 年頃

中標津では、第 2 次世界大戦終戦の年に緊急開拓制度のもと、例えば俣落川の^{上流}の国有林 700 町歩が解放され、開拓の速度が加速しました。復員した人々の入植が始まり、その後の約 10 年のうちに開拓が急速に進みました。

昭和 32 年の地図にみるように、中標津町全域に開拓の手が入りました。ただし当時は自然林が河畔林と一体となったかたち、部落界に沿うかたち、格子状防風林に隣接するかたちで残されていました。農地には成長した耕地防風林が数多く分布して効果を発揮していた一方、格子状防風林の用地は植林された状態、自然林が残された状態、または無立牧地として残された状態など、性能が一定ではありませんでした。

地域産業を酪農に切り替える目標は「根釧原野農業開発五カ年計画」（昭和 8 年）を通じて謳われていたものの、当時の農家は単独で経営を転換することはできず、根強く穀菽農業を続けつつ、家畜を飼育していました。当時は農地に、家畜を日陰で休ませるため、幹が太く枝張りの良い孤立木や、数本の広葉樹が庇陰林として残されました。

農家の経営形態を酪農へ切り替える転換点となったのは、昭和 30 年台前半のことでした。開墾が遅れ、根釧台地の殆どが自然林や原野として残されていたなかで、根室地域総合開発第 2 次 5 年計画とパイロット・ファームが生み出した景観に共通していたのは、集約型農業による広大な牧草地を

はじめとした農地であり、同時期に双方の事業地域に造成された格子状防風林の姿でした。

④大規模酪農経営の展開と農業地域の新たな動き：昭和46年頃

農家の集約化、近代化が進み、一軒あたりの耕地面積が増え、サイロ、畜舎といった施設が整備され、耕作技術が馬耕からトラクターへ移行しました。約15年のうちに、昭和46年の地図にみるように、農地を広げ、集約し、耕作機械を導入するなかで、格子状防風林や河畔林の輪郭が浮き上がりました。集落を区切るように残されていた自然林が減る一方で、残置林が農地の中に点在するようになりました。

この時期に農業地域で、今日の中標津に結びつく新たな動きが生まれました。農業地域の景観や、中標津での体験を観光に結びつけようとする試みでした。昭和38年に開陽台展望台が設置され、緑が丘牧場は昭和52年に緑ヶ丘森林公園として生まれかわりました。

農家の経営規模が大規模化するなか、町内の人口分布が大きく変わりました。地区により違いはあるものの、遅くとも昭和40年を境に、農業地域の人口が減少していきました。流出した人口は、計根別にも若干は集まったものの、昭和35年以降は緩やかな減少に転じ、中標津に一極集中するようになりました。こうして中標津の市街地の面積が広がりました。

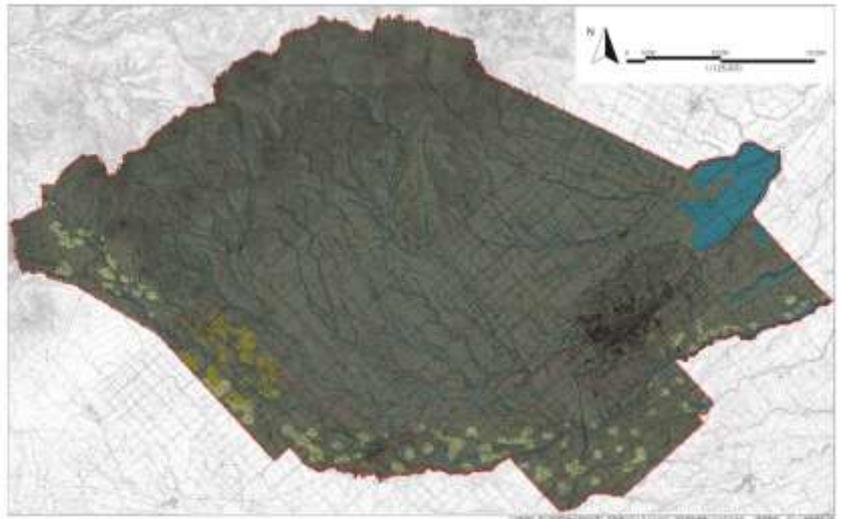
農業地域ではさらなる酪農環境の充実を図り、離農した農家の宅地や小規模な林を農地として整備し、農地を広げました。牧草を中心とした作付けは品種改良を経て風害に強くなり、乳牛を畜舎内で飼育する手法が普及し、農業上の機能を期待された耕地防風林や庇陰林が果たす役割は転用されたと考えられるようになりました。一方で、中標津市街地も拡大を続けました。

⑤都市部の市街化進行と格子状防風林の価値の再評価：平成12年頃

平成12年の地図にみるように、山岳林を除いた町域は、格子状防風林、河畔林、市街地を囲む林がくっきりと浮かび上がる景観を生みだしました。平成13年以降に町が策定した幾つかの調査や計画に、これらの林に農業地域や市街地の用途を明快に区切る境界や自然環境の維持といった評価が盛り込まれました。農村部における圃場の近代的整備と拡大、都市部の市街化が進む中で、河畔林や格子状防風林は、山岳林と河川を結ぶ生態系を維持する回廊としても貴重な役割を担っていることなど、環境面、生物多様性を支える面という新たな価値が見出されました。農業という基幹産業を全ての町民が支え、調和を生み出し、観光、環境という新しい価値を重ね合わせながら、中標津町の歴史的景観は今日に至っています。

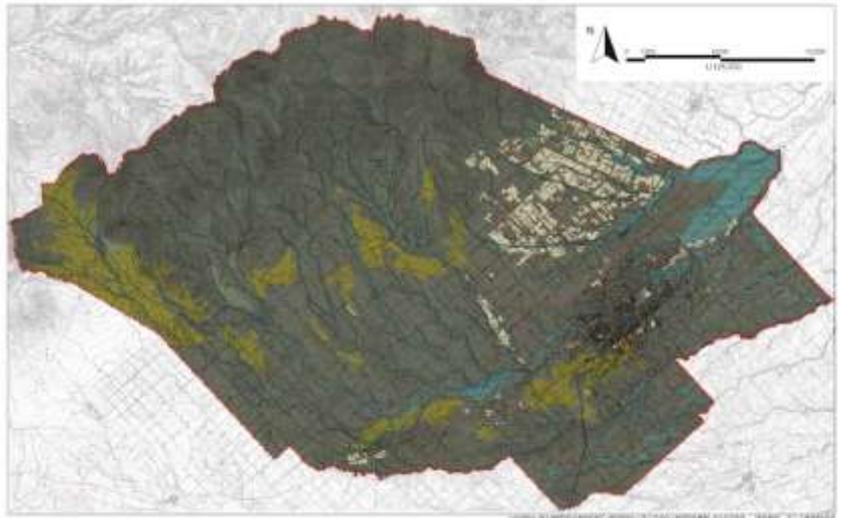
明治 30 年頃

- ・ 開拓前の中標津町は見渡す限りの原生林でした。平坦な台地にはナラ、カシワなどの広葉樹が、山並みの麓にはトドマツ、エゾマツ、イチイなどの針葉樹が分布していました。
- ・ 標津川に流れ込む小河川は今よりも多く、水量も豊富で、延長の長いものもありました。
- ・ 今日の中標津町市街地あたりで標津川沿いと南側の台地のふた筋になる道が、この地域を東西に横切り、標津川とケネカ川の間を北西の養老牛方面に向かっていました。幕末から明治中期まで使われていた斜里山道と呼ばれたその道は、今となっては痕跡が殆ど残されていません。
- ・ 当地に数千年にわたり人が住んでいました。先住民による最古の遺物は縄文時代前期（6,000 ～ 5,000 年前）の土器です。遺跡はこれまでに、町内の各流域に集落跡、チャシ跡などが 67 ヲ所確認されています。遺跡の 22%にあたる 15 ヲ所は、格子状防風林と隣接地する河畔林内にあります。



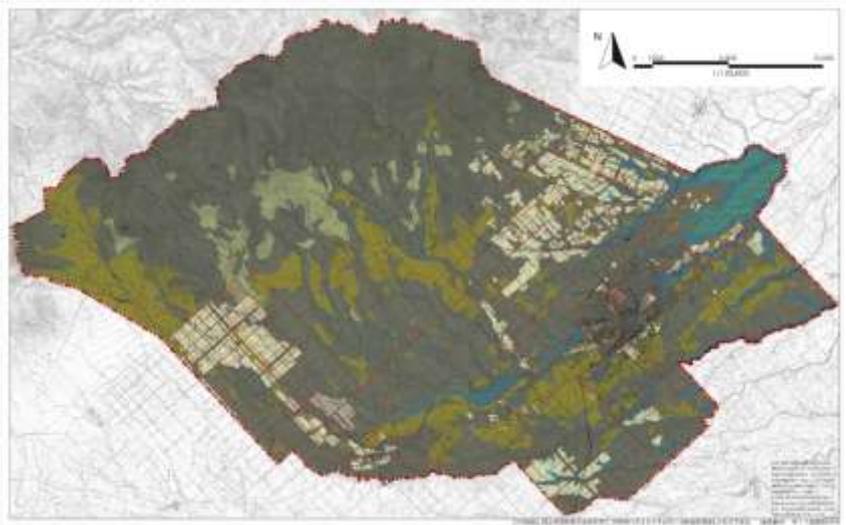
大正 14 年頃

- ・ 中標津の開拓は開墾しやすい台地状の土地を求めつつ、俵橋から現在の中標津市街地へ、武佐から開陽を経て俣落へ、ふた通りの西へ向かう進み方をしました。
- ・ 開陽の開拓は 1915 年（大正 4 年）に始まり、開墾指導所が設置され、組織的に進められました。開墾指導所とは、開墾の技術を指導的に実践する農家のことです。この頃から、農家ごとに耕地防風林と呼ぶ小規模な樹林帯を造成し始めました。
- ・ 後に計根別市街地が生まれ、養老牛の入植も始まります。これらの地区を結ぶ道、格子状に確保された防風林の敷地と道路は、今日も利用されています。
- ・ 当時は稲作、畑作を目指しており、でんぷん工場をはじめとした農作物の加工も試みられました。最も栄えたのは原生林を伐採して出荷する林業でした。安定しない農業の傍ら、貴重な農家の収入でもありました。駅通が開設されるようになり、厚床から中標津間では国内で初めてとなる殖民軌道が開通し、運行されるようになりました。



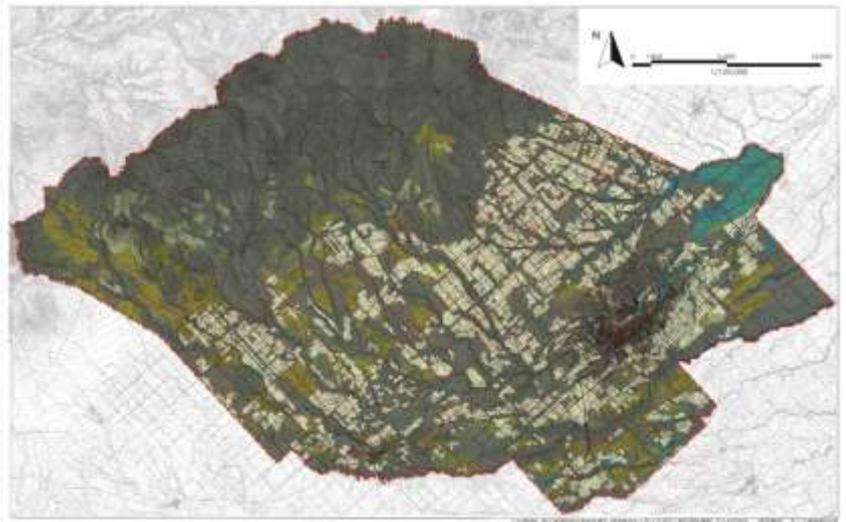
昭和 21 年頃

- ・ 武佐、開陽両地区は 1945 年（昭和 20 年）頃に、集落が密集し、数多くの農家が分布し、最も繁栄しました。中標津、俵橋の開墾も進み、俵橋高台も開拓されました。これらの地区では、成長した耕地防風林が防風効果を担うとともに、個性的な景観をつくり始めていました。上標津、養老牛の開拓も進みました。
- ・ 開拓と平行して残された格子状防風林の用地は、農地や痩せた広葉樹林、無立木地も多く、本来の防風機能を発揮し得ない場所も散見されました。当幌川左岸には軍馬育成牧場が造成されました。
- ・ 凶作救済を目的とした道路事業により、町全域を結ぶ交通網が充実しました。西計根別から北上する 52 線が開削され、養老牛や上標津の開拓が加速しました。殖民軌道、鉄道の敷設も進み、1937 年（昭和 12 年）に標津線全線が開通しました。こうして個々の集落は、中標津の全域との結びつきをもちました。
- ・ 1942 年（昭和 17 年）から終戦まで、現在の中標津空港とその周辺で農家の協力を得て、海軍飛行場と関連施設が建設されました。



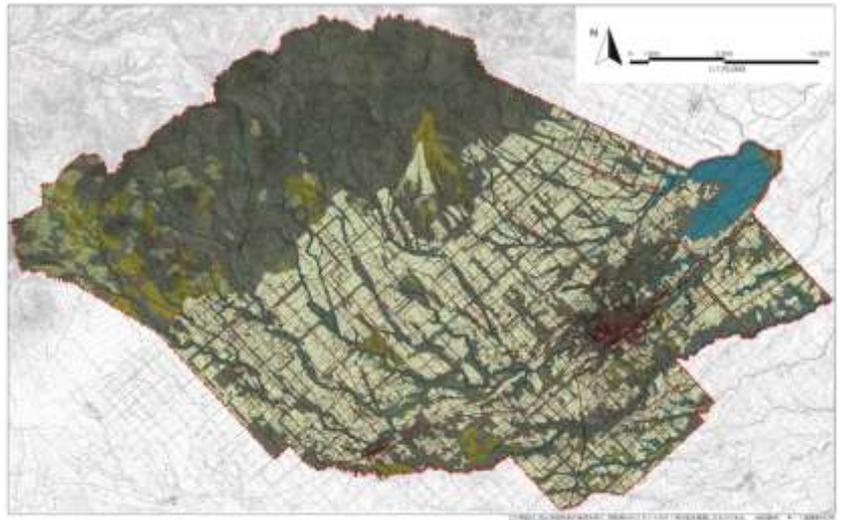
昭和 32 年頃

- ・ 武佐、開陽、俵落地区では農地の開墾は着々と進み、河畔林が自然林として残されました。一方、町の西側に位置する養老牛、上標津の開墾も進みました。俵落地区と養老牛地区の間の原生林、今日の西竹、東西竹、上西竹、第二上西竹、若竹、新栄、西竹中央、北光、北進、群馬、高峯、本俵落の各地区を対象とした緊急開拓事業が実施され、戦後の最初の変化が occurred しました。荒川沿いにも大々的な開墾が始まり、北光、新栄、若竹地区にも入植があり、自然林の中に小規模な農家が点在し始めました。
- ・ 道立根室馬鈴薯原種農場が 1953 年（昭和 28 年）に設置され、軍馬育成牧場跡が 1956 年（昭和 31 年）に国所有となりました。1955（昭和 30）年には別海村から豊岡、協和地区が編入し、行政区域も広がりました。のちに当幌川で途切れていた格子状防風林の景観は、右岸から南の別海に続くこととなります。
- ・ 格子状防風林の造成に着手されたのもこの頃でした。



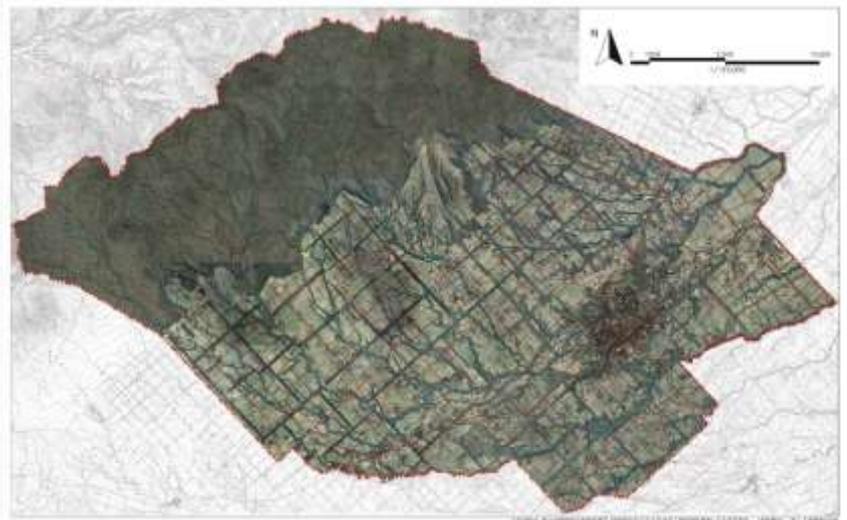
昭和 46 年頃

- ・ 昭和 36 年の新業入植をはじめとして、北光、若竹、俵橋第二、南俵橋と新たな開拓が進みました。
- ・ 国と町は格子状防風林を対象に、無立木地の解消と全域的な植林を進めました。大造成が始まり、カラマツの単層林が主となりました。植林の成果は西養老牛、養老牛旭新、俵中、俵橋などで顕著にありました。
- ・ この時期に中標津と計根別の市街地に住む人口が増え、農村の人口が減少しました。道路交通網が充実し、殖民軌道が廃止され、車輛による各戸集乳が始まりました。トラクターが導入され、酪農の本格化・大型化が可能となりました。農地の統廃合が進み、一戸当たりの耕作面積が増えました。不要となった家屋や細い道路、耕地防風林は取り払われ、農地となりました。当時のトラクターで可能な傾斜角まで開拓された結果、河畔林の林帯幅も細くなりました。
- ・ 標津川と武佐川に挟まれた大きな湿地は乳牛育成の場として 1969（昭和 44）年に着工され、大規模草地となりました。



平成 12 年

- ・ 20 世紀最後の 20 年の間に、中標津は量質ともに日本有数の牛乳の生産地になり、農地は拡大を続けました。農家ごとに整地していた農地がひと続きの広がりとなるように手を加えられ、これまでになくゆったりと続く曲線をたたえた景観を生み出しました。
- ・ 国と町が守り続けた格子状防風林の規模は、国内で唯一の存在となりました。緑ヶ丘牧場は 1977 年（昭和 52 年）に緑ヶ丘森林公園として生まれ変わり、計根別の正美公園、道立ゆめの森公園などが開設されました。旧 JR 用地に残されたカラマツによる防雪林が町有地となりました。河畔林の幅の減少や消失を背景に、新しい河川環境づくりの意識が芽生えました。農村に点在する民有林はとくに、耕地防風林が減少し、残置林は比較的残されました。
- ・ 水の環境は、林地の減少などにより、小河川の減少が続きました。



【市街地形態～コンパクトな市街地】

中標津市街地は、都市計画区域内の用途地域に指定されている 802ha（行政区域面積の約 1.2%）に町内の約 8 割の住民が暮らしています。

町役場や公園・学校、総合文化会館や図書館などの公共施設が集積するほか、町内外を結ぶ交通拠点である中標津町交通センターが位置するとともに、道東地域の空の玄関である中標津空港が近接するなど、非常にコンパクトな市街地が形成されています。

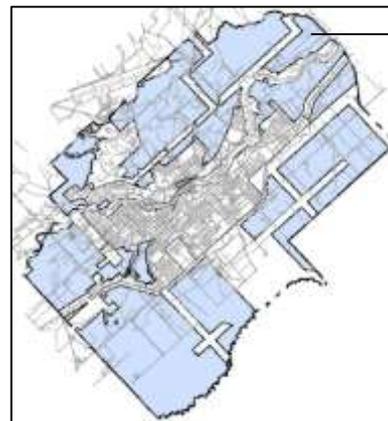
【市街地周辺部～自然環境・田園環境の保全】

中標津市街地周辺部は、格子状防風林をはじめとする良好な緑地に囲まれ、市街地の外延化が抑制されています。また、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域では保安林や河川などの土地利用規制エリアを除いた全域が、平成 26 年の中標津都市計画（用途地域等）の見直しにおいて、特定用途制限地域に指定され、自然環境及び田園環境の保全が図られています。



■特定用途制限地域①
・国道 272 号沿道地区

■指定範囲
・国道 272 号の沿道
(道路中心より 100m の範囲)
・保安林、国有林、農業試験場の範囲は除く



■特定用途制限地域②
・自然環境共生地区

■指定範囲
・「国道 272 号沿道地区」を除く白地地域
・保安林、国有林、農業試験場、中標津空港の範囲は除く

【商工業・観光拠点】

根室内陸の中心という恵まれた立地条件から、バイパス沿いを中心に、大型店舗などの商業施設の集積が進んでおり、商圈人口は約 6 万人と、広域的な商業拠点としての役割を担っています。

約 100km（2 時間）圏内に世界遺産に登録された知床や、阿寒国立公園、別海町尾岱沼、根室市、釧路市といった他の観光地へのアクセスも可能であり、観光拠点として注目されてきています。

【歴史資産】

中標津市街地には、開拓期の歴史文化を伝える「伝成館」や「中標津町郷土館」、まちの発展を支えてきた「鉄道跡」や「殖民軌道跡」、市街地の発展の礎となった「開拓当時の市街地区画形態」、中標津神社周辺の「鎮守の森」、「先史時代の遺跡」などが残されており、積み重ねられてきた地域の歴史を物語る貴重な資産となっています。



大切にする自然環境・歴史環境（中標津町都市計画マスタープラン）

②計根別市街地

【市街地形態】

計根別市街地は、中標津市街地から西に約17kmの位置にあり、約800人の住民が暮らしています。道道中標津標茶線沿いに商業・業務施設などが約2kmに渡って立地し、その背後に住宅地が薄く形成された小規模な市街地となっています。

地域内には、交流センター、町営住宅計根別団地、正美公園、計根別学園（小中一貫校）、中標津農業高校、食品加工センターなどの公共施設があります。

【市街地周辺部】

計根別市街地の北側を流れるケネカ川を中心に厚い樹林帯が伸びており、市街地のエッジを形成しています。



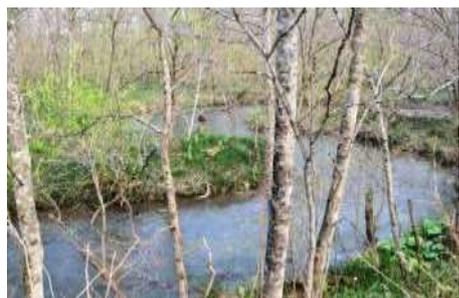
計根別市街地の全容



計根別市街地の沿道



町営住宅計根別団地



ケネカ川

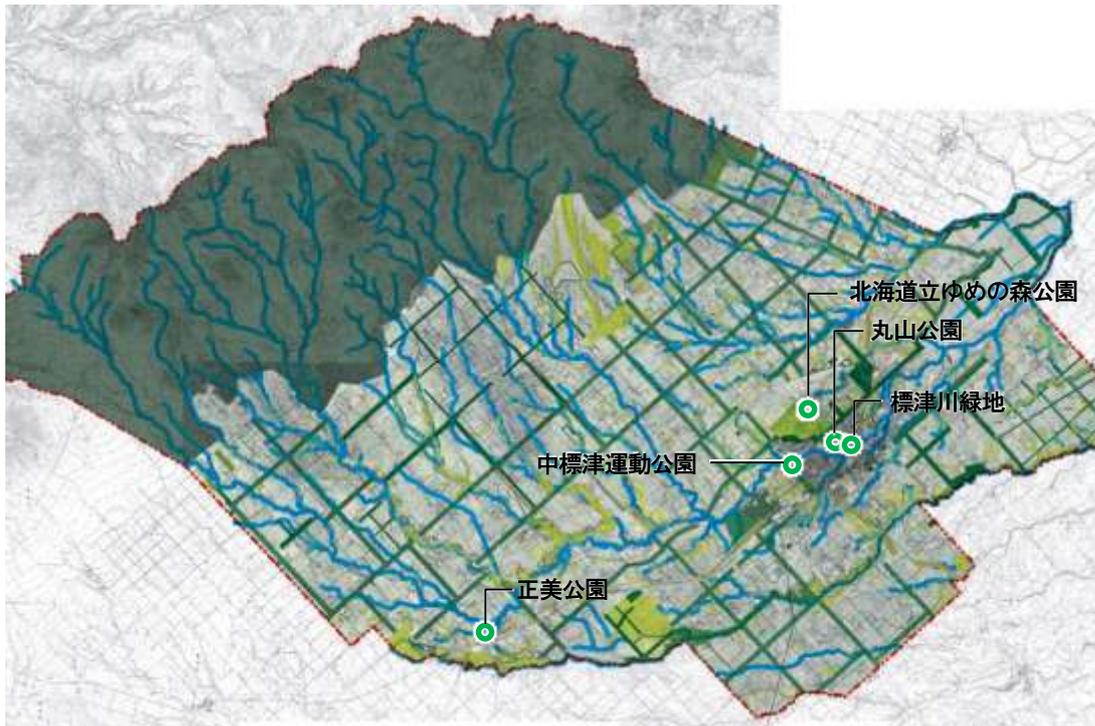


正美公園



中標津農業高校

2) 水と緑のネットワーク



①水と緑のネットワークの形成

中標津町内には、山林、格子状防風林、農地、河畔林（いくつもの河川）、河岸段丘の斜面林、公園、街路樹など町全体の「広域」にも「市街地」にも多様な水・緑資源が存在しています。それらは断片的ではなく山から平地に至るまで重なり連続していることで、水と緑のネットワークを形成しています。



中標津町役場付近に位置する丸山公園

②緑の役割

雨水の**かん養**や治山・治水に役立つ山林、防風・防雪といった機能を持つ格子状防風林、公園は身近な避難所として利用できるなど「**安全安心**」の役割があります。また、動物たちのすみかや移動経路にもなり「生態系」を維持することにも役立っています。



河岸段丘と斜面林

市街地周辺は格子状防風林を始めとする緑地が外郭としての機能を持ち、市街地「外延化の抑制」に寄与しています。また、暮らしの中で多様な緑を身近に感じられることで、景観的にも「うるおい」や「安らぎ」を与えるため、豊かな生活環境を創出するための重要な役割が緑にはあります。



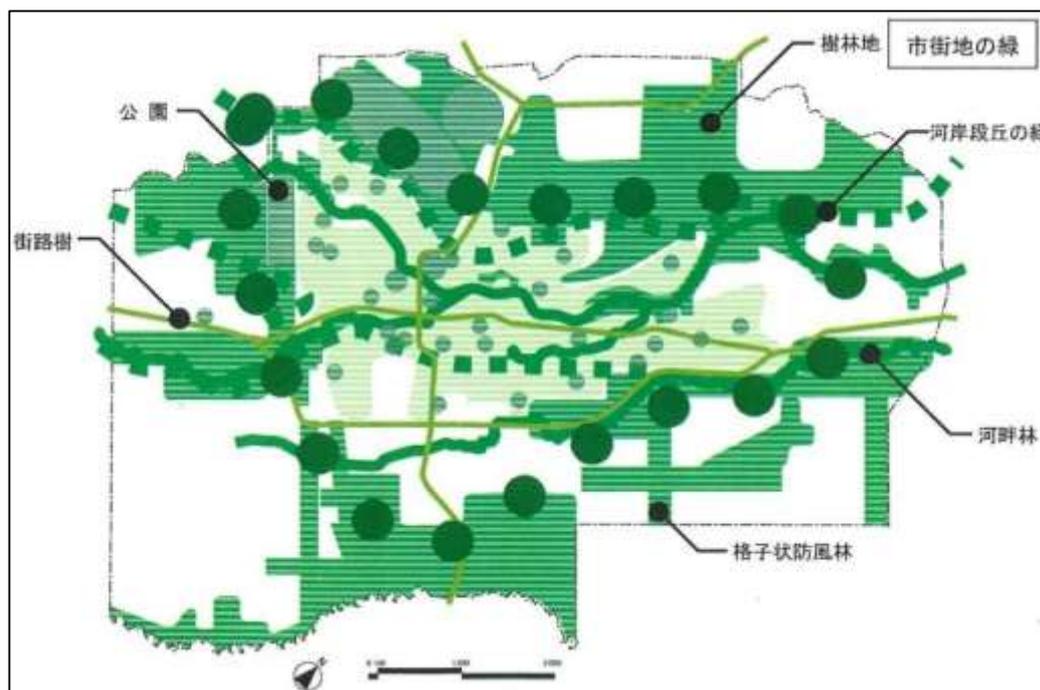
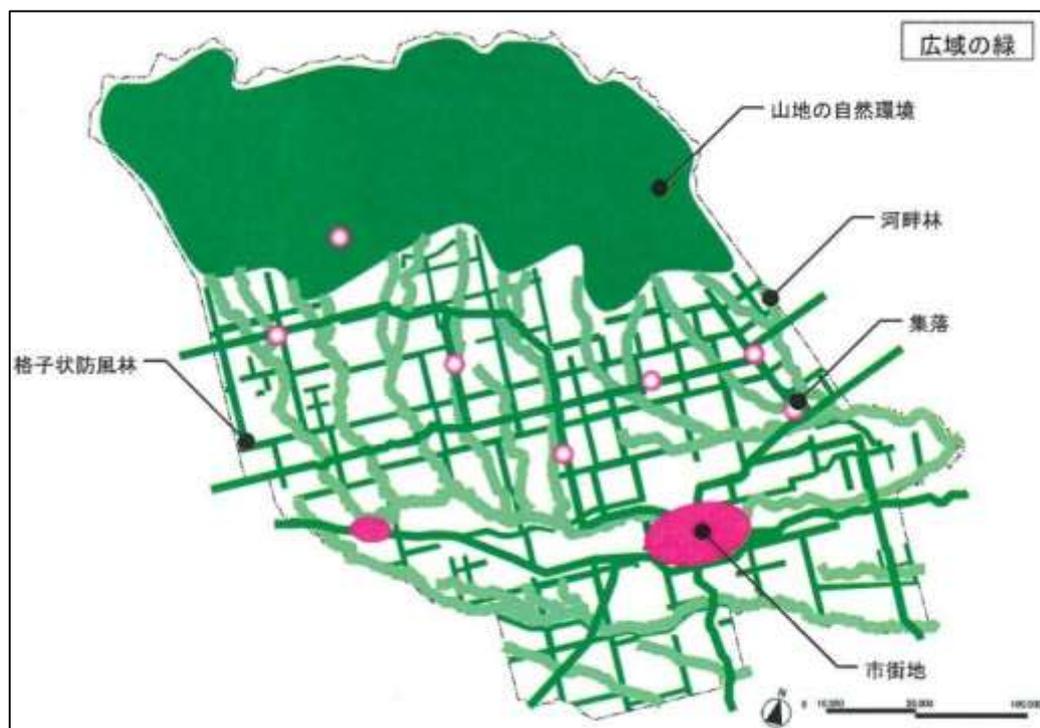
標津川と河畔林

③広域の緑

全町域に広がるスケールの大きい水と緑のネットワークです。山林、格子状防風林、河川沿いの河畔林、並木など町の骨格となる広域の緑が、点在する市街地や集落をつないでいます。

④市街地の緑

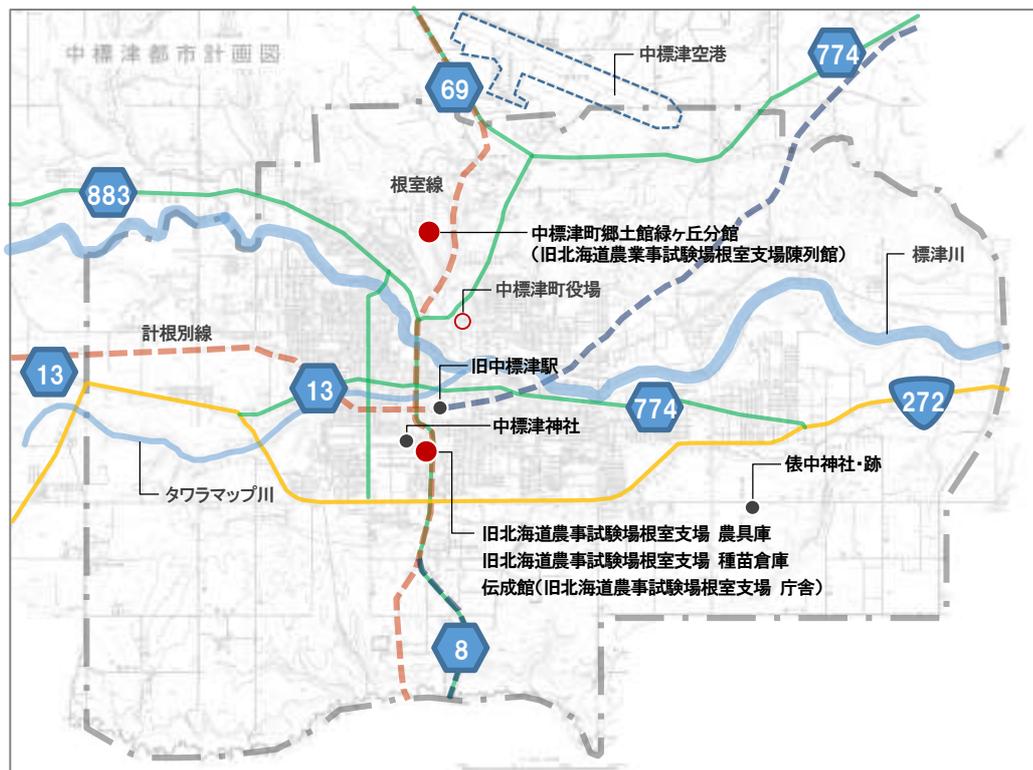
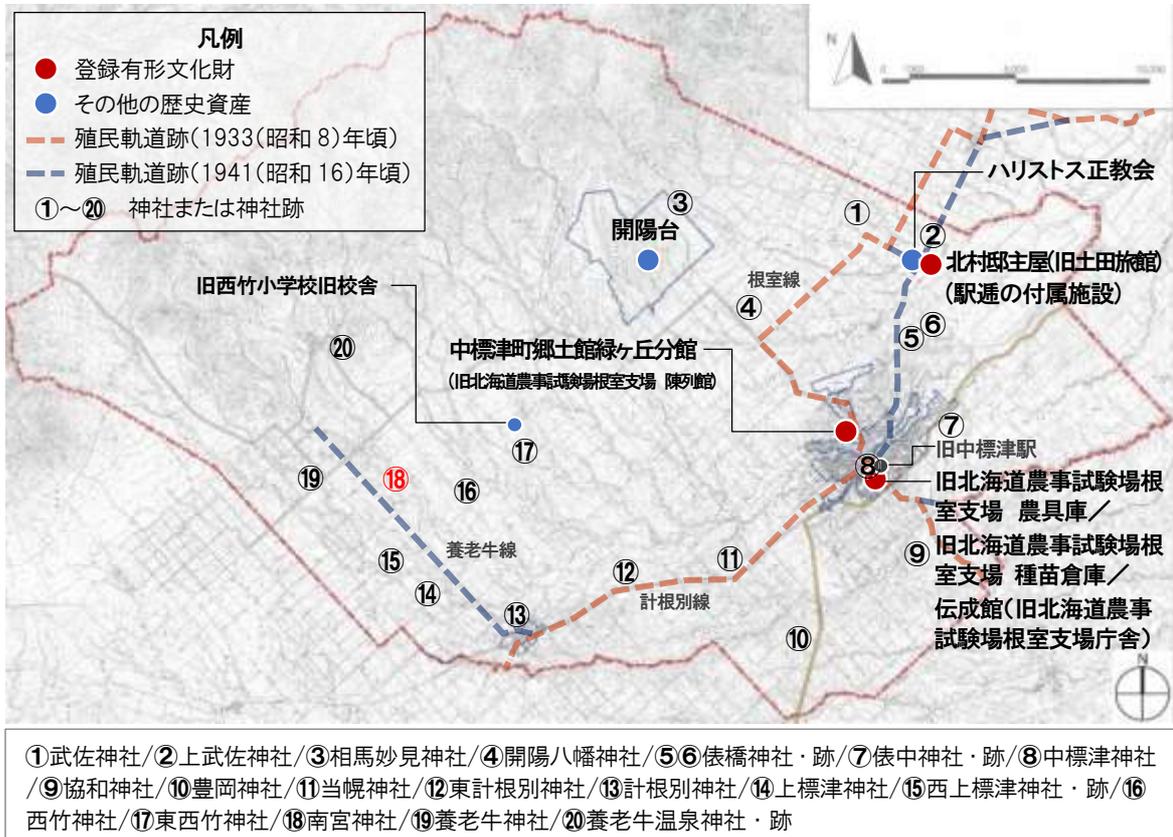
身近な日常生活レベルの水と緑のネットワークです。中標津町の市街地の周囲に存在する格子状防風林、河岸段丘の斜面林や樹林地、河畔林など生活圏の中に良好な自然環境が存在しています。また、人々の憩いの場や活動の拠点ともなる公園も充実しており、水と緑の豊かな生活環境を形成しています。



水と緑ネットワーク（広域・市街地）
出典：中標津町緑の基本計画

3) 歴史資産

町内には開拓や駅通制度の歴史を伝える貴重な歴史的建造物のうち、5 件が国の登録有形文化財に登録されています。また、中標津町丸山公園内に立地する中標津町郷土館内に、町指定文化財の「蛙意匠の土器(かえるいしょうのどき)」や「貝製ペンダント」、「猪牙製腕輪(ちよがせいうでわ)」をはじめとする埋蔵文化財が展示されています。北海道教育委員会に登録されている中標津町内の埋蔵文化財包蔵地数は、67箇所(平成28年4月1日現在)です。この他にも町内全域に、開拓の証である神社や中標津町指定の保存樹木及び樹木群も点在しています。



中標津市街地の状況 (歴史遺産)

①根釧原野の開拓事業を象徴する建造物（登録有形文化財 4 件）

登録有形文化財のうち「旧北海道農事試験場根室支場 農具庫」「旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫」「伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）」「中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場 陳列館）」の4つは根釧原野の開拓事業を象徴する建造物として登録されています。

②北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構（登録有形文化財 1 件）

「北村邸主屋（旧土田旅館）」は北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構であり、中標津町でも最古の建造物のひとつです。武佐駅通所の付随施設として、昭和2年に増築された建造物です（当時は中央武佐に立地）。旧国鉄標津線上武佐駅開駅にあわせて昭和12年に現在地に移転し、昭和60年までに上武佐駅前の土田旅館として営業されていました。

③その他の歴史的建造物、将来資産

他にも「ハリストス正教会」が武佐地区に現存していることや、「旧西竹小学校旧校舎」など、町内には現在登録されている歴史資産以外にも、歴史的に貴重な建造物が存在しています。これらは、将来的に地域の歴史資産になり得る貴重な資源です。

中標津町の登録有形文化財（建造物）

○根釧原野の開拓事業を象徴する建造物

- ・旧北海道農事試験場根室支場 農具庫／旧北海道農事試験場根室支場 種苗倉庫
- ・伝成館（旧北海道農事試験場根室支場庁舎）
- ・中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場 陳列館）



旧北海道農事試験場根室支場
農具庫



旧北海道農事試験場根室支場
種苗倉庫



伝成館
(旧北海道農事試験場根室支場庁舎)



中標津町郷土館緑ヶ丘分館
(旧北海道農事試験場根室支場
陳列館)

○北海道駅通制度としての歴史を伝える遺構

- ・北村邸主屋（旧土田旅館）



北村邸主屋（旧土田旅館）

その他の歴史的建造物、将来資産

- ・ハリストス正教会／旧西竹小学校旧校舎



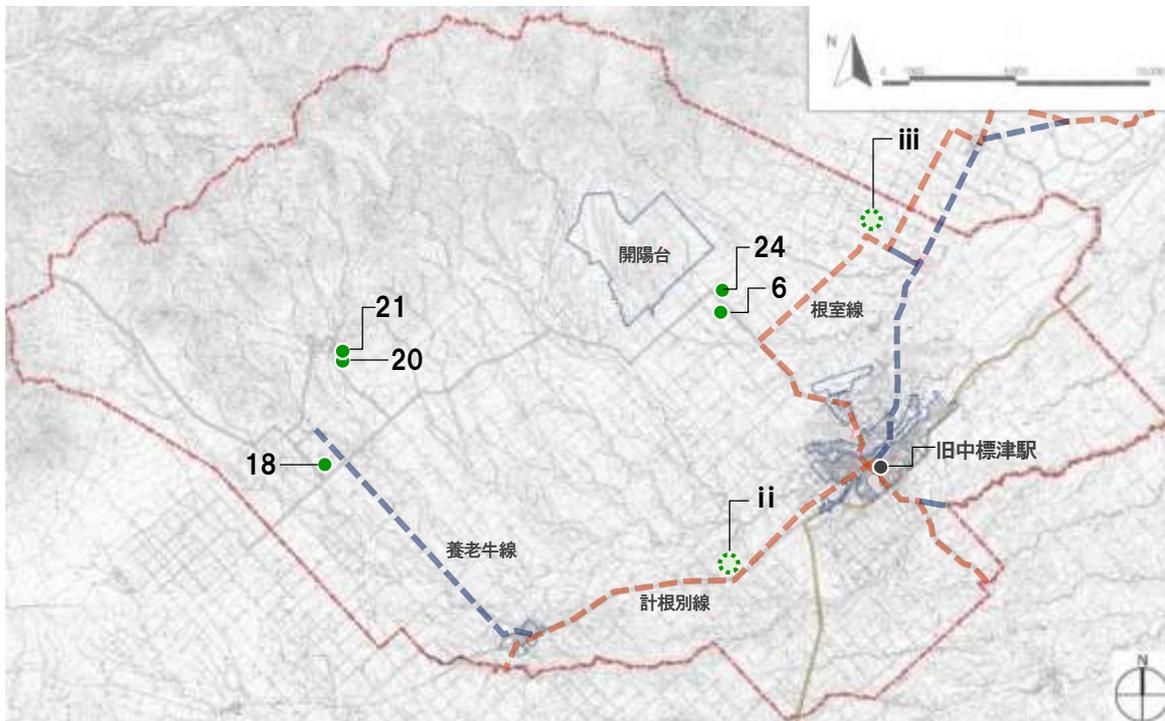
ハリストス正教会



旧西竹小学校旧校舎

④中標津町保存樹木及び樹木群

歴史資産には建造物や埋蔵文化財以外にも、中標津町指定の保存樹木と保存樹木群が挙げられます。平成28年6月時点では保存樹木が21点（欠番や伐採木を含めると25点）、保存樹木群は3点の指定があります。中には樹齢が400年を超えるものもあり、地域の歴史をしのぶ対象として住民の皆さんに親しまれています。



※各保存樹木、保存樹木群の位置及び内容は後述の「中標津町保存樹木一覧」「中標津町保存樹木群一覧」表を参照



中標津市街地の状況（中標津町保存樹木及び樹木群）

表 中標津町保存樹木群一覧

No.	所有者名	指定年月日	樹種名	本数	所在	指定または更新の理由
i	中標津町	平成7年11月27日	ハンノキ ヤチダモ エゾヤマザクラ ハルニレ	33 1 1 4	中標津町総合文化会館 周辺 (東2南3)	市街地に残る数少ない夕 ワラマップ川の名残を色濃く 残している。
ii	中標津町	平成7年11月27日	カシワ カラマツ ドマツ	14 2 3	当幌神社敷地内 (字当幌)	カシワを主体とする原生 林。地元住民に親しまれて いる。
iii	中標津町	平成7年11月27日	ハルニレ エゾヤマザクラ イタヤカエデ カラマツ アカマツ エゾアカマツ ドマツ コブシ カシワ ハリギリ	16 5 3 1 1 1 3 2 1 1	武佐小中学校敷地内 (字武佐)	本町 最古の学校であり、そ の開校当時の樹木をはじ め、歴史をしのぶ樹木群とし て住民に親しまれている。

中標津町保存樹木、保存樹木群（一部）



1 ハルニレ (町内東2南1(水口薬局横))



2 ハルニレ (町内東2南1)



3 ハルニレ (町内西2北3(天徳寺境内))



4 ハルニレ (町内西2北3(天徳寺境内))



6 ミズナラ (字開陽3条通東13番)



10 カシワ (計根別神社敷地内)



16 物作ツ (計根別小学校敷地内)



17 アカマツ (計根別小学校敷地内)



18 カシワ (養老牛小中学校敷地内)



21 カツラ (養老牛温泉藤や裏川沿い)



24 トチノク (字開陽24-85(小売商店裏))



25 クリ (町内桜ヶ丘1-1)



i 中標津町総合文化会館周辺



ii 当幌神社敷地内



iii 武佐小学校敷地内

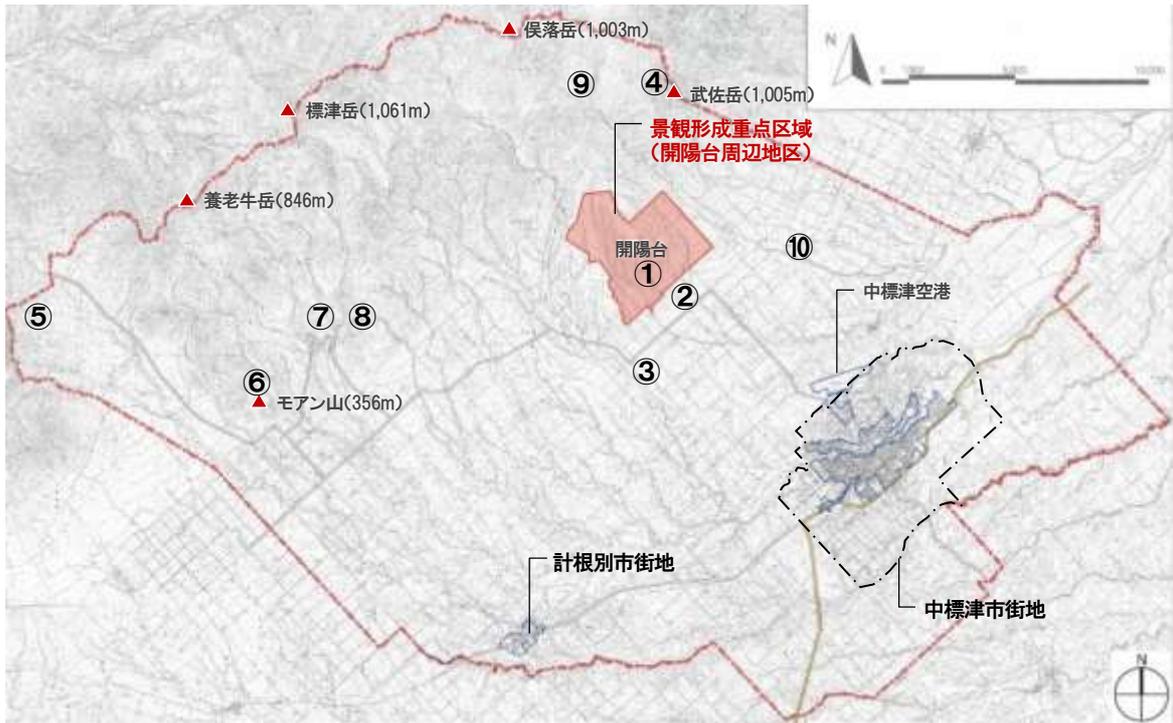


町の木「シラカバ」

町の花「エゾリンドウ」



4) 観光資産



①主な観光資源

【①開陽台～景観形成重点区域の指定による保全】

標高 270m に位置する開陽台からは、視界 330 度で眼下に広がる草原の「地平線が丸く」見え、地球の丸さと大きさを実感できる大パノラマを望むことができます。牧草地と防風林、点在する牧場の風景、知床連山や野付半島、国後島を一望することができます。

素晴らしい自然景観を守るため、「開陽台周辺地区」は既存条例に基づく“景観形成重点区域”に指定されています。

【②ミルクロード】

開陽台から東西に走る直線道路です。酪農地帯を走る起伏の富んだ道路はまさに北海道そのものであり、中標津町を代表する観光資源のひとつといえます。ライダーの聖地としても有名です。

【③格子状防風林】

カラマツ林帯の幅は 180m で、1 辺 3km の格子が延々と広がり、最長直線距離は約 27km、総延長 648km となります。

巨大な格子状防風林はこの地域独自の風景をつくり出し、「北海道遺産」に認定されています。



開陽台展望台



ミルクロード



格子状防風林

【④武佐岳】

中標津町の北側の丘陵地にはいくつもの山々が広がっています。中でも、標高 1,005m の「武佐岳」は中標津町のシンボルとなっている山です。頂上からは知床連山、遠くは北方領土まで見渡すことができます。

中標津空港や市街地などから武佐岳を望むことができ、眺望対象となっているため、中標津町の雄大な豊かな自然環境を目の当たりにすることができます。



武佐岳

【⑤裏摩周】

霧に包まれることが多い神秘の湖、摩周湖。裏摩周は比較的霧が少ない北東側から見るすることができます。原生林の森に囲まれた鮮やかなシルエットは、摩周湖があらためて名湖であることを確認することができ、道東地域の景勝地となっています。



裏摩周

【⑥モアン山】

養老牛地区から裏摩周方面に向かう途中に、正面から見るすることができます。モアン山には中標津町の酪農文化を象徴するように「牛文字」が描かれ、遊び心を感じさせる資源です。また、ロングトレイルコースにも設定されるなど、アクティブな要素も持ち合わせています。



モアン山

【⑦養老牛温泉】

養老牛温泉は豊かな自然に囲まれ、緑の中に位置する温泉郷です。平成 28 年（2016 年）には開湯 100 年を迎え、歴史深い温泉でもあります。また、春には桜が咲き、秋は周囲の木々が紅葉により色づくなど、多彩な表情を持っています。



養老牛温泉



養老の滝

【⑧養老の滝】

「養老の滝」は養老牛温泉の近くにあり、小規模ながらも神秘的な光景を作り出している滝です。また遊歩道が整備されているため、温泉宿泊者が見物に訪れることも多く、観光スポットの一つとなっています。



クテクンの滝

【⑨クテクンの滝】

クテクンベツ川上流にある 25m の飛瀑で、その上流には大小 10 箇所以上の滝があります。

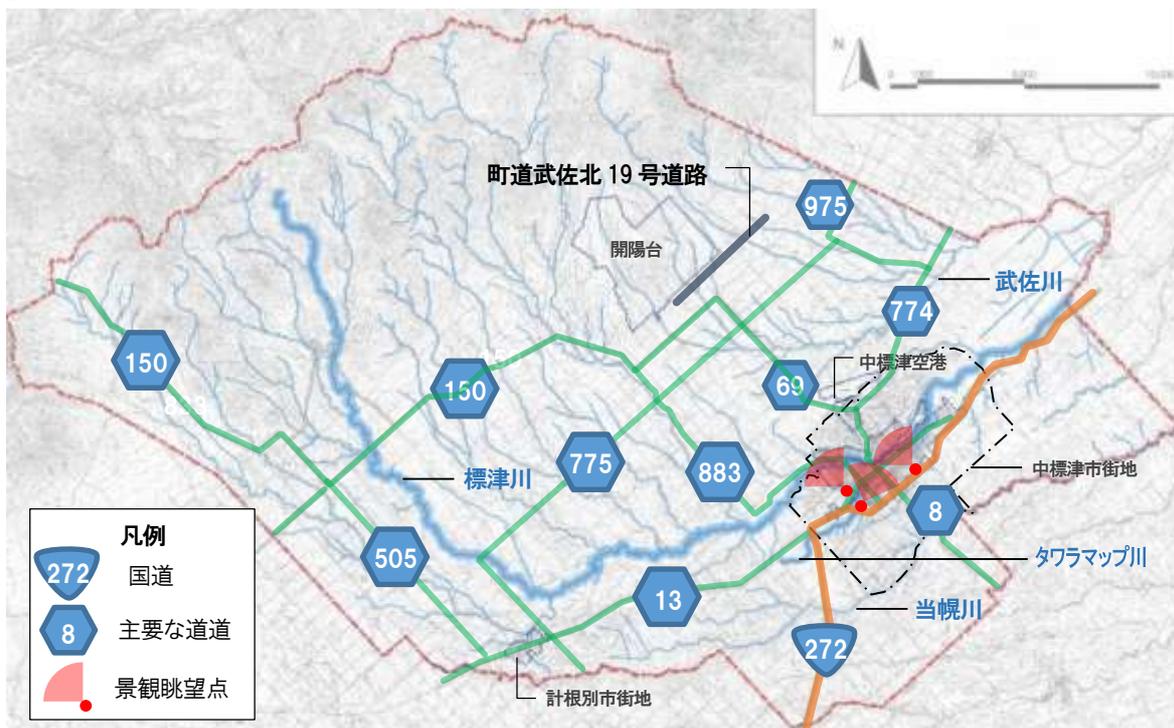
【⑩じゃがいも畑】

町内に広がる農地の一部、じゃがいも栽培を営んでいる畑で見ることができます。夏場は白や紫の花を咲かせ、一面の緑で覆われた農地の景観でアクセントとなり、中標津町の四季を感じさせる彩りの景観となります。



じゃがいも畑

②景観道路



【国道 272 号】

国道 272 号は釧路市方面と標津町方面を連絡する主要幹線です。既存の中標津町景観条例に基づいて、「国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準」が設けられ、沿線一体は「まちの顔」「景観に配慮すべき軸」と位置づけられています。

【主要な道道】

主要道道中標津空港線（道道 69 号）は、中標津市街地と同空港を結んでいます。沿道には街路樹や植樹柵の植栽、交差点部の花壇整備が施され、緑の連続性が感じられる道路となっています。

その他の道道に関しても、中標津町と近隣市町を結ぶ路線として機能していますが、一面の牧草地と格子状防風林の間を抜ける約 546m 四方の格子状の道路網の沿道から、地形の起伏と合わせてスケールの大きさを感じさせる景観を見ることができます。

【その他】

国道や道道とは別に、開陽台から東へ伸び、波状の高低差をもつ直線道路「町道武佐北 19 号道路」は、牛乳を集荷する「ミルクロード」の代表的な道路として、ライダーを始め、たくさんの観光客に親しまれています。

【景観眺望点】

中標津市街地の、標津川右岸（南側）の河岸段丘が形成した高台やりんどう大橋からは、武佐岳と市街地、農地と格子状防風林がひと続きとなった雄大かつ牧歌的な景観を望むことができます。

知床連山の山々や農村景観を眺望できる地点は、道路からの位置も程近く、景観道路と一連の資源として捉えることができます。

※景観眺望点は、中標津町都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）の「個性豊かで美しい風格のあるまちづくり」で整理された地点を図示。

(4) 協働の景観まちづくり特性

先駆的に景観づくりに取り組まれてきた「景観のまち」として、今後さらに景観を活かしたまちづくりを進めていく際の活動特性として「協働の景観まちづくり」から整理します。

協働の景観まちづくり

1) 協働の景観まちづくりをつくりだしてきた町民の取り組み

中標津町では、約20年以上も前から北海道内で先駆的に景観施策に取り組んできました。景観条例には、町民、事業者、行政の協働によって景観づくりを行っていく理念が掲げられています。様々な景観の取り組みや、人々が集まることによる賑わいも景観特性のひとつとし、関連する以下について整理します。

①祭り・イベント

【夏祭り】

中標津町の夏祭りは、毎年8月に行われる中標津町最大のお祭りです。約6,000個もの提灯が飾り付けられ、国内最大級とも言われるその提灯は中標津の町を幻想的に照らし出します。また、大平原花火大会を皮切りに祭り期間中には様々なイベントが催されます。



夏祭り

【じゃがいも伯爵まつり】

地元特産のじゃがいも「伯爵いも」の振興のため、収穫の季節に、じゃがいも掘り体験を中心とした各種イベントが開催されます。野菜や乳製品などの即売会も実施されています。



じゃがいも伯爵まつり

【冬まつり】

まちの各団体や親子が氷像・雪像づくりに参加し約30基もの個性的な像が並びます。夏祭り同様たくさんの提灯が飾られていますが、夏と違い冬は可愛らしい「雪だるま提灯」が雪景色に浮かび上がります。



冬まつり

【標津岳、武佐岳山開き】

毎年6月の第1日曜日に「標津岳」、第2日曜日に「武佐岳」の山開きが行われます。中標津町の大自然と触れ合う登山シーズンを告げる催しとなっています。



標津岳 (左図)、武佐岳山開き

②協働のまちづくり活動

中標津には美しい景観を保全しようとしている団体や取り組みがいくつもあります。以下に景観形成団体、景観活動団体の代表的な活動内容を整理します。

【中標津コスモスの里 3300 の会：景観形成団体】

国道 272 号沿線やゆめの森公園、中標津空港周辺を活動地域としている景観形成団体です。

沿線の歩道植樹帯へのコスモスなどの種苗植えや維持管理、ゆめの森公園内にあるコスモス畑への種まき活動、中標津空港周辺にて行われているコスモスによる「21 世紀ふるさとづくり」とともに、観光客を花で迎える沿道・美化活動に取り組まれています。



中標津コスモスの里 3300 の会

【ラブ・リバー-C.L.L 標津川&タワラマップ川の会：景観形成団体】

中標津市街地を流れるタワラマップ川を活動舞台として取り組みを行っている景観形成団体です。

河川周辺の樹木の診断や保全、保護や移植について意見交換など、子ども達や地域の人々が気楽に遊んだり、学習に活用できるような河川環境づくりに取り組まれています。また、タワラマップ川沿いの清流広場にて子ども達を対象とした「河童まつり」を開催し、遊びながら河川を身近に感じられる取り組みを進めています。



タワラマップ川の清掃活動

その他、中標津町にて景観に価値を見いだした活動を行っている団体の例：景観活動団体

- 広陵中学校 ～タワラマップ川の清掃活動
- なかしべつ体験観光ネットワーク ～近隣市町と連携しながら自然や歴史を知るツアーなどを企画・開催
- E-Photo Club（イーフォトクラブ）～「日本最東端フォトコンテスト」など、根室管内の魅力を写真で PR
- 伝成館まちづくり協議会 ～「伝成館」を保存し、まちづくり活動に利用推進する団体として種々の活動展開 など

【地域別街づくり構想（都市計画マスタープラン）】

中標津市街地は西町地区、東中地域、東部地域、中心部地域、南部地域、西部地域の 6 つの地区に分類されています。そして、中標津町都市計画マスタープランの「地域別街づくり構想」では、地域の特性を活かした自発的なまちづくり推進の視点に立ち、各地域で目標が掲げられています。

このうち、中心部地域、西町地域、西部地域では、街づくり協議会を立ち上げ、まちづくり活動を行っています。



地域別街づくり構想の範囲

【ごみゼロの日】

毎年「ごみゼロの日」には、地域の企業や団体・町内会連合会・行政職員など多くの人々が参加し、中標津郊外を中心に道路周辺のボランティア清掃を行っています。



ごみゼロの日

2) 協働の景観まちづくりを支えてきた中標津町の取り組み

景観計画策定の背景にも記したように、開陽台に展望台を設置した時期に、計画としては緑のマスタープラン（昭和 60 年度）に端を発し、町民の声を背景に半世紀以上かけて景観の研究と計画を積み重ねてきました。ここでは本計画（協働の景観まちづくり）に至るまでの中標津町の取り組みを振り返ります。

①「中標津町景観形成ガイドプラン」（平成 4 年度）と「中標津町まちづくりガイドプラン」（平成 5 年度）

「景観形成ガイドプラン」では景観分析の方法を提唱しました。農業景観の特性として農地と格子状防風林の関係に言及し、景観形成重点地区の基本方針をまとめました。「まちづくりガイドプラン」は、中標津市街地の景観整備の方針と、農業地域におけるサイン計画を提案しました。

②中標津町景観条例制定（平成 8 年度）

景観形成ガイドプランに基づき、町全域を対象として「中標津町景観条例」を制定し、大規模な開発、大規模な伐採にたいして、行政による勧告・指導をできるようにしました。本条例は「景観形成重点区域の指定」と「景観形成団体の認定制度」という重要な条項を有していました。この条例を背景として平成 17 年に、開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定し、区域内で一定の行為をしようとする時は、景観形成基準に合わせるよう協議した上で届出を義務化しました。景観形成団体としては、これまでに、平成の早い時期から活動を継続してきた 2 団体（p40 掲載）を認定しました。

③北海道遺産「根釧台地の格子状防風林」の選定（平成 13 年）

格子状防風林を擁する標津町、標茶町、別海町、**本町**が協働した結果、第 1 回北海道遺産（平成 13 年）に選定されました。町民はもとより広く、根釧台地の景観を分かりやすく啓発する機会となりました。

④「中標津町都市計画マスタープラン」と「中標津町農村環境計画」（平成 12 年度）、「中標津町緑の基本計画」（平成 15 年度）

「中標津町都市計画マスタープラン」と「中標津町農村環境計画」を連動するように、国有林を除く全町域を網羅する計画を策定しました。両計画で、格子状防風林に森林法に基づく性能に加え、市街地と農業地域の境界を築き、「緑の緩衝帯」となっている空間特性に着目しました。「中標津町緑の基本計画」では両計画を結びつけることに配慮しました。町全域に広がる格子状防風林や河畔林に目を向け、まちづくりを組み立てたこと、各集落における緑環境整備の分類、管内全域を結ぶ街路樹の設置もテーマとしました。「中標津町農村環境計画」では主要施策に加え、開陽台をはじめとした眺望の保全、ミルクロードの沿道景観保全、景観作物の選定など、景観に結びつく課題を多数挙げました。河畔林、残置林の保全をつうじた自然を守る視座も農業施策として取り込みました。

⑤「開陽台周辺地区景観形成重点区域」指定（平成 17 年）

中標津景観条例に基づき、景観形成重点区域の第 1 号として、「開陽台周辺地区景観形成重点区域」を指定しました。全国的な景勝地として、出会いの感動を育てる場とするため、眺望を守ることの大切さを謳い、中標津らしい酪農景観に配慮する土地利用や施設建設を促す内容としました。眺望を守るために好ましいと考えられる線引きにしたため、町有地以外の民間の土地も区域に含まれています。条例制定から 9 年を要しましたが、全国の地権者の賛同を得ることができました。

⑥「中標津町地域資源景観調査」(平成 16 年度)と「文化的景観の保存活用モデル事業」(平成 16~17 年度)

平成 16 年には、都市計画区域を除く、格子状防風林を含む全ての農業地域を対象地域とした調査、「中標津町地域資源景観調査(平成 16 年度)」と「文化的景観の保存活用モデル事業(平成 16~17 年度)」に着手しました。限られた眺望を評価するのではなく、農業地域全域に優劣をつけず、生活と生産の現場として全域を評価することを試みました。農業地域全域を農地と格子状防風林の関係、すなわち殖民区画を全町の景観の骨格として再認識し、景観をまちづくりに結びつけました。「中標津町地域資源景観調査」では景観法を念頭に景観の成り立ちを分析し、「文化的景観の保存活用モデル事業」では文化財保護法を念頭に文化的景観の成り立ちを分析し、双方を、景観まちづくりを推進する方法として複合的に活用すること考えました。調査の仕組みとして学術調査と協働ワークショップを連動させた事業形式を実施し、行政内、行政と関係団体や町民との協働を実践しました。

⑦協働の取り組みに連動した景観活動団体の動き(平成 18 年以降)

これまでの取り組みから、景観を守り育てるには、協働が不可欠であることが浮き彫りになりました。また景観だけではなく、中標津町の協働のあり方として、「中標津町パートナーシップで進めるまちづくり町民会議」(平成 18 年着手)、「中標津町パートナーシップ推進研究会」(平成 19 年着手)、さらに自治推進の取り組みとして「中標津町自治基本条例策定会議」(平成 22 年着手)などを経て、自治基本条例が平成 24 年に制定されました。こうした協働や自治推進の取り組みの一環として、町民自ら開催した「まちづくり交流広場」などの機会には、景観活動団体も参加し、町も支援しました。

⑧景観条例に基づく基準や指針の制定(平成 18 年以降)

中標津町景観条例に基づき、「国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準策定」(平成 18 年)、「携帯電話基地局設置に係る指導指針策定」(平成 19 年)、「太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準策定」と「携帯電話基地局設置に係る指導指針改定」(平成 25 年)と、条例策定時には想定していなかった事項を適宜定め、良好な景観の維持に努めました。

⑨中標津らしい景観学習(平成 23 年以降)

中標津町の人口が微増を示すものの、農業地域で減少に向かい、市街地に集中している傾向を踏まえ、本町の基幹産業がつくりだす農業景観の魅力や価値を、小学生に伝える郷土学習の在り方を検討しました。公教育と行政による景観の考え方が一致していることを目指し、数年にわたるヒアリングやプログラムの試行錯誤の末に、小学校の社会科の授業において NPO との協働によって実践するに至りました。

⑩「中標津町都市計画マスタープラン」(平成 22 年度見直し)

第 6 期総合発展計画を背景に、「環境首都なかしべつ」という将来像を実現する中期的な都市づくりに向けた都市計画マスタープランを、町民参加によって策定しました。市街地周辺の豊かな自然環境や生産性の高い農地を守る土地利用の方針、コンパクトで機能的・効率的な市街地の形成、誰にでもやさしく散策して歩いて楽しい歩行環境の整備、水と緑のネットワークの形成、などを市街地整備の方針としました。

⑪用途地域の見直し(平成 26 年)

都市計画区域内の用途地域以外の地域(白地地域)でも良好な環境を形成するため、建造物を用途ごとに規制する 2 種類の土地利用からなる条例を制定しました。

⑫農業景観の魅力を発信する観光事業の創設に向けた複合的取り組み（平成 25～27 年）

基幹産業たる農業の魅力を幅広く発信するため、3つの取り組みを複合的に進めました。「ロングトレイルを活用した観光プラットフォーム創出事業」では牧場を横断するフットパスを中標津町の優れた観光資源とし、その魅力を発信しました。モニターツアーを企画し、東京でもプロモーションをしました。

「開拓 100 年史から新たな歩みを考える・酪農文化の継承事業」では、農業景観を生み出した背景を「酪農文化」と総称しました。その歴史的、文化的側面を調査の結果から、中標津を学ぶための学習メニューを開発し、テキストとして作成しました。「都市農村共生・対流総合対策事業」では乳製品を中心とした食品を地域資源として再認識し、メニュー提案のコンクールや試食会も実施しました。いずれも産業従事者による団体、NPO、教育研究機関、企業と町をはじめとした団体による協働でした。これらの事業で製作した印刷物はその後も公式の資料として、展示・配布しています。

表 中標津町における景観関係の策定等の経緯

策定年度	計画名称
昭和 60 年度	緑のマスタープラン
平成 3 年度	Hope 計画
平成 4 年度	景観形成ガイドプラン
平成 5 年度	まちづくりガイドプラン
平成 8 年度制定	景観条例
平成 7 年度～	景観フォトコンテスト
平成 1 2 年度 ※平成 2 2 年度見直し	都市計画マスタープラン
平成 1 2 年度	農村環境計画
平成 1 3 年度	きれいな街にする条例
平成 1 5 年度	緑の基本計画
平成 1 6～1 7 年度	文化的景観モデル事業
平成 1 7 年度	開陽台周辺地区景観形成重点区域
平成 2 3 年度見直し	中標津町森林整備計画
平成 2 3 年度	環境基本計画
平成 2 7 年度	第 6 期中標津町総合発展後期計画

表 中標津町景観条例に基づく景観形成基準の策定状況

策定年度	計画名称
平成 1 8 年 1 月 31 日適用	国道バイパス沿いの景観形成基準
平成 1 9 年 6 月 8 日適用 ※平成 2 5 年改正	携帯電話基地局設置に係る指導指針
平成 2 5 年 3 月 25 日適用	太陽光発電施設設立地に伴う景観形成基準

Ⅲ-1 基本理念

歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり

～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農を中心として広がる農村部と、緑に囲まれたコンパクトで賑わいのある市街地が形成されています。

武佐岳をはじめとした知床連山の山並みを背に、さまざまな生態系を維持する標津川、当幌川とそれぞれの支流などの豊かな自然に囲まれています。

開陽台からは、先人たちによってつくられた牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が見渡す限り広がり、地球の丸さを実感できる地平線まで続きます。それは中標津の開拓の歴史と文化そのものです。また、中標津市街地の伝成館（旧北海道農事試験場根室支場）や武佐地区の北村邸主屋（旧土田旅館）など、歴史ある建造物が登録有形文化財に登録されています。

先人たちの開拓の歴史であり、わたしたちの日々の営みを映し出す中標津の景観は、取り扱い方ひとつで失われてしまう可能性を持つ貴重な財産です。

わたしたち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいきます。

Ⅲ-2 基本方針

基本理念を実現していくための基本方針は、以下の4つを定めます。

基本方針のうち、「1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります」「2. 格子状防風林のある農村景観を守ります」「3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します」の3つは、中標津町の景観特性のうち土地利用に関わる「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」からそれぞれ整理されます。加えて「4. 協働による景観まちづくりを進めます」は、景観まちづくりの担い手や活動の側面からの特性である「協働の景観まちづくり特性」から整理されます。

1. 空と緑の広がりのある自然景観を守ります

2. 格子状防風林のある農村景観を守ります

3. 歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します

4. 協働による景観まちづくりを進めます

Ⅲ-3 景観計画区域

景観まちづくりの根幹である景観計画実現に向け、行政区域全域を「景観計画が適用される区域」として取り組みます。また、基本理念・基本方針を基に景観特性毎の景観まちづくり方針を定めます。

景観計画区域は、行政区域全域



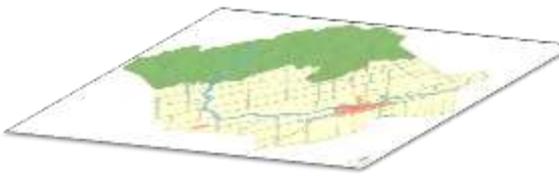
中標津町景観特性図

Ⅲ-4 景観特性ごとの景観まちづくり方針

中標津町の景観特性、景観まちづくりの基本理念・基本方針を踏まえて、中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てていくための方向性を『景観まちづくり方針』として設けることとします。

景観まちづくり方針は「中標津町全体に共通する景観まちづくり方針」と「4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針」を定めます。

(1) 中標津町全体に共通する景観まちづくり方針

共通事項 (景観計画区域)	基本理念
 <p data-bbox="726 616 1013 817">【景観特性】 ・自然環境特性 ・農村環境特性 ・暮らし・交流拠点特性 ・協働の景観まちづくり</p>	<p data-bbox="1037 627 1428 728">歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり</p> <p data-bbox="1037 728 1428 817">～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～</p>

景観まちづくり方針 (共通事項) 風土に調和した良好な景観形成を図ります

① 周囲の環境との調和を図ります

中標津町の景観は、「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」「協働の景観まちづくり特性」の4つから形成されます。

中標津町の景観は、これらの景観特性が折り重なり、密接に関係しながら形成されているため、景観を構成する要素間の調和や関係性を考慮した景観まちづくりを進めていきます。

② 良好な眺望に配慮します

町民から愛される「武佐岳」をはじめとする知床連山の山並みは、町内の至るところから望むことができます。

標高 270mに位置し、観光資源でもある「開陽台」からは、地平線が丸く見える「視界 330°」の大パノラマを一望することができます。

中標津町は多くの場所から、数キロにわたる眺望を得られます。こうした観点から、まち全体で良好な眺望へ配慮する景観まちづくりを進めていきます。

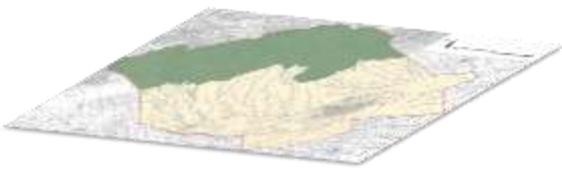
③ 景観への意識と理解の醸成を図ります

中標津町の景観は、町民一人ひとりの暮らしや生業など、日々の営みの現れです。

生業や、自身が心地よく感じる生活環境をつくっていることを意識し、理解することで、景観まちづくりを身近に感じることができます。

(2) 4つの景観特性ごとの景観まちづくり方針

1) 自然環境特性

自然環境特性 >>>>	基本方針
 <p>【構成要素】</p> <ol style="list-style-type: none">1) 気象2) 地形3) 河川4) 植生5) 動物	<p>1. 空と緑の広がりのある 自然景観を守ります</p>

景観まちづくり方針1 豊かな自然が生み出す原風景を守ります

①地域の原風景を守り、愛着心を育みます

武佐岳をはじめとする知床連山の山並み、酪農景観、河畔林と一体となった格子状防風林や、中標津町の自然環境を特徴づける植生が織り成す景観は、まちの財産であり町民にとっての原風景といえます。

特に「武佐岳」や「標津川」は、中標津町歌や町内の学校歌にも歌詞としても登場する大切な資源です。

無秩序な土地や植生の改変は、良好な自然、原風景を破壊する恐れがあります。一度破壊されてしまうと、取り戻すには長い年月と多大な労力を必要とします。

地域の原風景を守ることによって、まちへの誇りや愛着を育て“ふるさとなかしべつ”の景観を後世に引きついでいくことができます。

②保安林の適切な維持・管理に努めます

保安林には、水源のかん養、土砂の流出や崩落などの災害防止、保健・文化・教育の場の提供など、多くの役割や機能があります。

各種保安林の目的に応じた機能を確保するため、適切な維持・管理に努め、森林を健全な状態に保つことで、保安林の持つ機能を十分に発揮することができます。

景観まちづくり方針2 豊かで美しい河川環境を守ります

①連続性のある河畔林の確保に努めます

直線的な格子状防風林に、河畔林が有機的に斜めに交わる様子は、他地域では見ることのできない特徴的な景観を形成しています。

格子状防風林と農地、河川・河畔林が描くコントラストは、中標津町の景観の最大の特徴といえます。

河畔林をしっかりと維持・保全していくことで、中標津町ならではの、河畔林と防風林が一体となった農村景観を守ることができます。

②河畔林の林帯幅を確保し、河川の水質保全に努めます

中標津町は大小様々な河川が数多くの沢地等を形成しており、河畔林は、日射を遮り水温を保つ機能や、土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帯の役割を果たしています。

河畔林は、均一な林帯幅（河道からの樹林の幅）があることで、緩衝機能の有用性の向上が見込めると、酪農従事者の中では経験的に知られています。

河畔林の適切な林帯幅が連続的に確保されることで、河畔林の持つ機能を最大限に発揮し、豊かで安定した河川の水質を保つことができます。良好な水質の確保は下流の河川や、海の環境保全にもつながり、“きれいで美しい地域”というイメージの向上につながります。

景観まちづくり方針3 豊かな植生、動物の生息環境を守ります

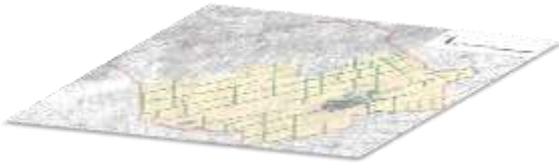
①生態回廊としての機能を維持・保全し、生物多様性の確保に努めます

中標津町は、山林（自然林）、格子状防風林、農地、河畔林、斜面林、公園などの多様な緑地が、山から平地に至るまで重なりつつ連続しており、広域的な緑のネットワークを形成しています。

緑のネットワークのうち、自然林や河畔林は広葉樹の樹林帯のほか、針葉樹と様々な樹種により構成されます。そのため、多くの野生生物のすみか、移動経路として機能しており、生物層の連続性が保たれた「生態回廊」の役割を担っています。

緑のネットワークを形成している各要素の維持・保全に努めることにより、希少種を含む多様な動植物の生息環境や、生態回廊としての機能を維持していくことができます。

2) 農村環境特性

農村環境特性 >>>>	基本方針
 <p>【構成要素】 1) 酪農景観 2) 格子状防風林</p>	2. 格子状防風林のある農村景観を守ります

景観まちづくり方針1 酪農文化を守り、つくり、継承していきます

①酪農文化保全につながる営農環境の向上に努めます

大規模な酪農経営により、人の知恵と手によってつくられてきたダイナミックな景観は、中標津町の牧歌的風景をつくりだし、先人から伝わる歴史的、文化的価値を持つ、アイデンティティ（地域性の象徴）として成立しています。

離農により遊休地となった農地の維持や、使われなくなった施設の管理、営農者・離農者の生活環境の変化による意識格差など、今後の酪農業の成熟に向けて、営農者と離農者間で共有すべき要素があります。

営農環境や営農活動の様子といった酪農景観は、営農活動の安全性の向上や効率化を図りながら、先人から伝わる歴史的、文化的価値を受け継ぎ、まち全体のアイデンティティとして成熟させていきます。

②まちのブランドイメージの形成に努めます

格子状防風林と織り成す広大な緑の酪農景観は、「きれいな町で生産するクリーンな牛乳」といったまちのブランドイメージにつながると、酪農従事者の間で意識されています。

営農環境の向上、外部への発信により生産地のイメージを高め、商品の付加価値向上へつなげることができます。

① 北海道遺産（格子状防風林）としての風格を継承します

中標津町の広大な農地を守る格子状防風林は、開拓使による北海道開拓が明治期から目指したものです。中標津町・標津町・別海町、標茶町の4町にまたがる根釧台地の格子状防風林は、総延長が約648kmにもなります。行政界をまたぐほど大規模な格子状防風林が現存する景観は、今や道内でも根釧台地が唯一です。平成13年（2001年）に北海道遺産に登録され、開拓時代の殖民区画を示す歴史的、文化的意義も大きく、基幹産業である酪農文化とも関わりの深い中標津町の貴重な財産です。

林帯幅90-180mの格子状防風林は、主にカラマツ林で構成され、近年は伐期を迎えつつあります。

「北海道の大切な宝」でもある格子状防風林の大部分は国有林であり、一部が町有林、民有林です。双方の一体性を維持するため、国とも連携しながら、適切な維持管理や更新等を図り、北海道遺産としての風格を継承していきます。

② 森林資源の維持・保全に努めます

格子状防風林や耕地防風林は、農地を守るために人の手によって植林された人工林で、酪農業の維持・保全に寄与しています。また、河畔林は、農地の表土や土砂などが河川に流出することを防ぐ緩衝帯の役割を果たしています。

防風林は、冬場の地吹雪やホワイトアウトを軽減する防風・防雪機能も持ち、河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能を補完し、人命を守る役割も果たします。

今後も防風林などの森林資源の適切な伐採や整備、更新などを図ることで、農地だけでなく人々の暮らしの**安全・安心**も支えることができます。

③ 森林資源の活用に努めます

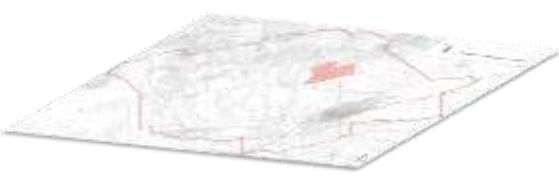
森林資源の維持管理のために発生した伐採、または間伐木は主に、建築資材やパレット、パルプに利用されています。

中標津町児童センター「みらいる」は、構造材に中標津町総合体育館ではロビーの窓枠に中標津町有林の間伐によるカラマツ集成材が使用されました。

防風林などの森林資源は、自然学習フィールドや、先人から伝わる歴史的、文化的側面から地域学などにも活用できます。

地場産材の利用促進や、保健・教育関連での利活用など、森林資源の様々な活用を図ることで、林業の活性化と森林の適切な維持・保全につなげることができます。

3) 暮らし・交流拠点特性

暮らし・交流拠点特性 >>>>	基本方針
 <p>【構成要素】 1) 市街地景観 2) 水と緑のネットワーク 3) 歴史資産 (登録文化財、将来資産) 4) 観光資産 (主要な観光地、景観道路)</p>	3. 歴史と文化、産業を感じる 景観を守り、育て、交流と 賑わいを創出します

景観まちづくり方針1 魅力ある市街地景観を創出します

①道東地域の拠点都市としての魅力向上に努めます

中標津町は、市街地に近接して道東地域の空の玄関口である「中標津空港」、市街地中心部には「総合文化会館」や町内外を結ぶ交通拠点である「中標津町交通センター」などの公共施設、町内には地域の中核的な病院である「町立中標津病院」や国・道の出先機関などが立地しており、都市機能が集積する広域的な拠点性の高いまちです。

多くの人々をもてなす景観まちづくりに配慮することで、道東地域の拠点都市としての魅力向上につながります。

②魅力的な市街地の形成に努めます

中標津町は、中心市街地には商店街が形成され、バイパス沿いには大型商業施設が立地しており、商圏人口6万人の広域的な商業拠点としての役割を担っています。

酪農をはじめとしたのびやかな景観は、そこで生産される商品の“産地イメージ”として、商品のブランド価値を高めています。

店舗看板のわかりやすいサインや、店舗前での緑化や花植え等の景観・環境整備が、来街者へのおもてなしとなり、新たな交流や新たな客層の掘り起こしにつながります。

「酪農景観が広がる地域の魅力的な市街地」として、景観との関係性を深めることで、さらなる商品の高付加価値化や、“行ってみたいまち”、“訪れてみたいまち”として、集客・交流人口が増加し、商業の活性化が期待できます。

③安全安心で快適な労働環境の整備に努めます

中標津町は、根室内陸の中心という立地特性から、今日まで商工業地域としても発展してきました。

特に工場施設をはじめとする労働の現場において、職場環境を向上させることが大切になります。従業員も働きやすく、来店者にとって安全で心地よい環境整備づくりは、仕事の効率化や新たな客層の掘り起こしにもつながり、商工業の発展を下支えします。

①利便性の高いコンパクトなまちづくりに努めます

中標津町は、商業施設や公共施設、交通機能が集積したコンパクトで利便性の高い市街地が形成されています。

市街地周辺は、格子状防風林など防風保安林や農地といった良好な緑地に囲まれ、市街地の外延化が抑制されています。

緑地を適切に維持・保全することで、コンパクトな市街地の維持につながります。

コンパクトな市街地を維持しながら、賑わいの創出や、快適性の向上につながる環境整備などの景観まちづくりを進めることで、暮らしの質の向上につながります。

②住み心地のよい住環境の形成に努めます

中標津市街地、計根別市街地のいずれの住宅地も、河川や保安林等の樹林帯、身近な公園・緑地など、恵まれた自然環境が近くに存在し、潤いや安らぎのある良好な環境となっています。

良好な環境を活かしながら、地域の風土と調和する住まいや住まい方を考えていくことで、中標津町ならではの良好な景観が形成され、“住んでみたい”“住み続けたい”という魅力的で住み心地のよい住環境が形成されます。

③花・みどりによる彩りの向上に努めます

中標津空港周辺、道立ゆめの森公園、道路沿道などで、これまでも花植えや環境美化活動に取り組んできました。計根別市街地においても、道道沿道の花植えや正美公園の桜など、花・みどりの活動と資源が残っています。

恵まれた自然環境と併せて、まちなかや個人の敷地などの花や緑を増やしたり、適切に維持管理を行っていくことで、暮らしに彩りを与えてくれます。

①身近な防災機能（安全・安心）の向上に努めます

保安林を含む山林は、水源のかん養や治山・治水に役立ち、格子状防風林は防風・防雪といった機能を持ち、公園は避難所として利用できるなど「安全安心」を担保する役割を担っています。

河畔林の林帯があることで、防風林、保安林が持つ防風・防雪機能の補完に寄与します。

水と緑のネットワークを適切に維持・保全し、活用することで、日常生活における身近な防災機能が向上します。

②身近な生物の生息環境の維持・保全に努めます

中標津町の市街地周囲には、格子状防風林、保安林、河岸段丘の斜面林や樹林地、市街地内の河川や河畔林など、身近な生活圏の中にも広域の緑と連続した良好な水と緑のネットワークが形成されており、動植物の貴重な生息域となっています。

水と緑のネットワークを適切に維持・保全することは、身近な動植物の生息環境の維持・保全につながります。

③まちなかの周遊、回遊環境の向上に努めます

日々の暮らしに「潤い」や「安らぎ」を与えてくれる水と緑のネットワークは、多くのイベントが実施されているタワラマップ川親水広場や公園など、人々の憩いの場や活動拠点とも連続しており、近年では健康増進を図るためにウォーキングを楽しむ人が増えるなど、豊かな生活を送るうえでもかけがえのない地域資源となっています。

地域特性に合った水と緑のネットワークの強化や、商業などの賑わい機能やレクリエーション機能と連携を図ることで、まちなかの周遊、回遊性の向上につながり、交流人口の増加が期待できます。

景観まちづくり方針4 歴史と文化を感じる景観を守ります

①歴史資産を保全し、郷土理解の浸透に努めます

中標津町内には、国の登録有形文化財に登録されている5件の歴史的建造物をはじめとした、開拓や駅通制度の歴史を伝える貴重な歴史資産が現存しています。

これらの歴史資産を適切に保全、活用しながら、町民の歴史資産への関心を高めることで、郷土理解が深まり、まちへの愛着心の醸成につながります。

②将来資産を発掘し、歴史文化の醸成に努めます

町内には、現在登録有形文化財に指定されている歴史資産以外にも「ハリストス正教会」など、将来的に地域の歴史的資産になり得る資源が存在しています。

町内にまだ価値の*見いだされて*いない、まちの成り立ちや産業の発展を支えてきた将来資産を発掘していくことで、地域への理解が深まり、中標津町固有の歴史文化の醸成につながります。

③景観上重要な樹木の保存と活用に努めます

町内には、景観上重要な大木や並木道などが残されています。これらの樹木は愛称が付けられ、スケッチや写真撮影の対象物になるなど、広く地域の人々に愛されています。

これらの樹木は長い年月をかけて大木として成長し、一朝一夕では形づくることの出来ない貴重なまちの風景の一部となっています。

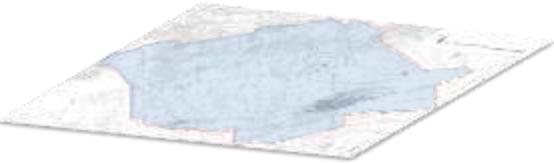
樹木の健康状態も考慮し、安全性に配慮しながら、景観上重要な樹木の保存・活用に努めることで、多くの人に愛されている地域の風景を、後世に残していくことができます。

④まちの交流促進や、観光振興に努めます

「伝成館」が、まちづくり活動を実践する団体等の活動拠点として活用されているなど、国の登録有形文化財として保全されている町内の5つの歴史的建造物は、全て、現役若しくは文化施設等として活用されています。

将来的には、現在の観光資源などと組み合わせた観光ルートや、名所を巡るツーリズム造成などを行うことで、交流促進や観光振興が期待できます。

4) 協働の景観まちづくり特性

協働の景観まちづくり特性 >>>>	基本方針
 <p>【構成要素】</p> <ol style="list-style-type: none">1) 町民2) 活動団体3) 事業者等 (関係団体を含む)4) 行政	<p>4. 協働による景観まちづくりを進めます</p>

景観まちづくり方針1 町民全体で景観を守り、つくり、育てます

①全員参加の景観まちづくりを進めます

中標津町は、平成9年より施行された「中標津町景観条例（以下、既存条例）」をはじめ、北海道内でも先進的に景観に関する取り組みを行ってきました。

既存条例に位置づけられている「町民等は、景観形成に関し意識を高め、自ら景観形成に寄与するよう努める」ことや、「行政が行う施策への協力」などの考え方を受け継ぎ、より多くの人に関わることで、良好な景観が形成され、安全で住みよいまちにつながっていきます。

町民、活動団体（景観形成団体、景観活動団体など）、事業者等、行政が一丸となり協働による景観まちづくりを進めることで、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、後世に引き継いでいくことができます。

①町民は景観まちづくりへの積極的な参加に努めます

町民一人ひとりが、景観まちづくりの主役です。

町内会活動や各種まちづくり活動を通じて、良好な景観まちづくりに積極的に参加することで、普段の生活環境や住環境の向上、身近なコミュニティの醸成を図ることができ、良好な景観につながります。

②活動団体は活動テーマに応じた景観まちづくりの実践に努めます

中標津町では、まちづくりの他、景観形成団体や景観活動団体などが主体的に景観まちづくりの取り組みを行っています。

活動団体の持続的な取り組みが、活動のためのネットワーク形成や、コーディネート、人材育成などにより、後世に引き継いでいく基盤を築きます。

③事業者等は事業・生産活動を通じた景観まちづくりの実践に努めます

基幹産業である酪農業のほか、町内には商業・工業などの様々な産業形態があります。また、それに関連する各種団体により、中標津町の経済が成り立っています。

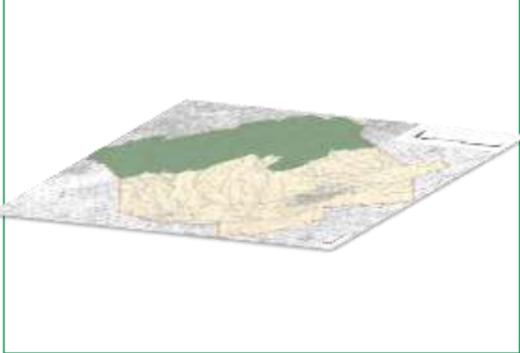
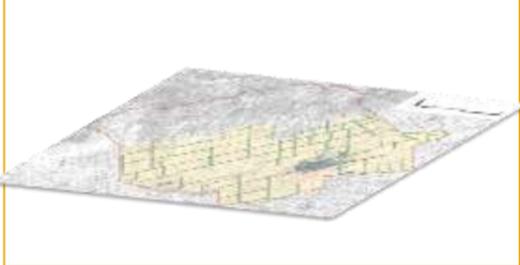
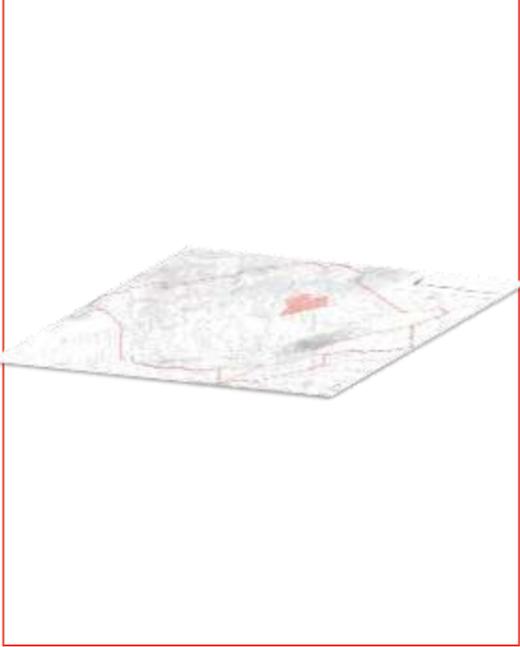
事業・生産等の経済活動や、労働環境の向上の取り組み、また、事業活動の範疇のみならず、町や団体等の事業への参加・協力、自主的な取り組みなどにより良好な景観が形成され、“元気なまち”、“明るいまち”といった、まちのイメージに結びついていきます。

④行政は景観施策の推進、仕組みづくり・全体調整を図ります

行政は町民のため、様々な施策を基に事業の実施、支援を行っています。

協働による景観まちづくりの推進により、地域の課題や想いを共有化し、地域に根差した取り組みにつなげていくことができます。

Ⅲ-5 景観計画の全体像

景観特性	基本理念	基本方針	景観まちづくり方針
<p>自然環境特性</p> 	<p>歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり</p> <p>～中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てる～</p>	<p>空と緑の広がりのある自然景観を守ります</p>	<p>豊かな自然が生み出す原風景を守ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の原風景を守り、愛着心を育みます ②保安林の適切な維持・管理に努めます <p>豊かで美しい河川環境を守ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連続性のある河畔林の確保に努めます ②河畔林の林帯幅を確保し、河川の水質保全に努めます <p>豊かな植生、動物の生息環境を守ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生態回廊としての機能を維持・保全し、生物多様性の確保に努めます
<p>農村環境特性</p> 		<p>格子状防風林のある農村景観を守ります</p>	<p>酪農文化を守り、つくり、継承していきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①酪農文化保全につながる営農環境の向上に努めます ②まちのブランドイメージの形成に努めます <p>大切な格子状防風林や、森林資源を守り、つくり、育てます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①北海道遺産（格子状防風林）としての風格を継承します ②森林資源の維持・保全に努めます ③森林資源の活用を努めます
<p>暮らし・交流拠点特性</p> 		<p>歴史と文化、産業を感じる景観を守り、育て、交流と賑わいを創出します</p>	<p>魅力ある市街地景観を創出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道東地域の拠点都市としての魅力向上に努めます ②魅力的な市街地の形成に努めます ③安全安心で快適な労働環境の整備に努めます <p>暮らしの環境を守り、つくり、育てます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利便性の高いコンパクトなまちづくりに努めます ②住み心地よい住環境の形成に努めます ③花・みどりによる彩りの向上に努めます <p>憩いの場となる水と緑のネットワークを育てます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身近な防災機能（安全・安心）の向上に努めます ②身近な生物の生息環境の維持・保全に努めます ③まちなかの周遊、回遊環境の向上に努めます <p>歴史と文化を感じる景観を守ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史資産を保全し、郷土理解の浸透に努めます ②将来資産を発掘し、歴史文化の醸成に努めます ③景観上重要な樹木の保存と活用に努めます ④まちの交流促進や、観光振興に努めます
<p>協働の景観まちづくり特性</p> 		<p>協働による景観まちづくりを進めます</p>	<p>町民全体で景観を守り、つくり、育てます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全員参加の景観まちづくりを進めます <p>町民・活動団体・事業者・行政の協働による景観まちづくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町民は景観まちづくりへの積極的な参加に努めます/②活動団体は活動テーマに応じた景観まちづくりの実践に努めます/③事業者等は事業・生産活動を通じた景観まちづくりの実践に努めます/④行政は景観施策の推進、仕組みづくり・全体調整を図ります
<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周囲の環境との調和を図ります ②良好な眺望に配慮します ③景観への意識と理解の醸成を図ります <p>風土に調和した良好な景観形成を図ります</p>			

景観まちづくりの推進イメージ

守る・つくる

育てる

景観特性ごとの取組イメージ

- 沿道や河川の清掃・美化活動/○不法投棄防止の啓発・情報発信
- 適正な植生の保全/標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査
- 希少種を含む生物調査及び保護 など

- 河畔林帯幅の確保
- 林帯が不足している箇所の植樹及び既存林帯の維持、保全
- 河畔林の造成、河川沿いの草地造成の際の確保/○沢地（小河川）の保全 など

- 防風林の適切な更新・施業/○耕地防風林の造成検討
- 屋敷林の造成/市街地近郊の自然林の保全/○河畔林の維持、造成
- 標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査/○希少種を含む生物調査及び保護
- 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備 など

- 防風林の適切な更新・施業/○効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成
- 酪農景観を活かしたアクティビティ体験等の企画・情報発信
- 来訪者に対する農村環境におけるマナー啓発/○農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり など

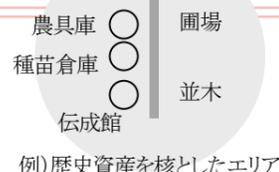
- 防風林の適切な更新・施業/○効率的かつ効果的な更新計画・施業手法の検討(共同施行団地等の手法)
- 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化(防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等)
- 景観、防風等の機能面を考慮した特別措置等の検討による耕地防風林造成の検討
- 伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討
- 自然観察・景観学習や教育機会の創出/○地場森林材を活用した販促商品の検討 など

- 中心部の「にぎわい」づくり
- 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- 沿道に対して「にぎわい」を表出させる設え/○空き地の有効活用
- 従業員が働きやすい労働環境の整備
- 沿道に接する敷地前に緩衝帯(音・におい等の吸着)としての緑地・樹林地整備
- 地域の風土にあった住まいづくり、住まい方の研究・啓発
- 維持管理しやすく、味わいのある建築素材の検討
- 住宅等における花・みどりづくりの推進/○オール中標津産原材料による食品等の商品開発 など

※以下の要素は、全町域に広がり、市街地等にもかかわるため、将来的には市街地の特定のエリアを景観形成重点区域として景観まちづくりを展開

- 自然環境・田園環境の保全
- 公園施設、街路樹等の適切な維持管理/○河川及び河畔林の適切な維持管理
- 斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
- まちなか周遊、回遊ルートの整備検討 など

- 景観学習(郷土学習)への資源の活用
- 歴史的建造物の適切な保全/○将来資産の発掘と評価
- 歴史資産の観光資源としての活用検討
- 地域特性を活用したツーリズムの振興
- 交流・観光商品の開発検討 など



中標津町の景観形成のルール(景観法に基づく)

中標津の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成

→中標津町全域での景観形成

8つの区域における景観形成

1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成

→開陽台周辺区域 ※景観形成重点区域

2) 「道東地域の入口」として、「豊かな農村環境」を印象つける景観形成

→空港周辺区域 (空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内)

3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成

→国道272号バイパス沿いの区域 (都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)

4) まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成

→中標津市街地中心区域 (都市計画用途地域における商業地域の区域)

5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成

→中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿いの区域 (都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域※4)の区域を除く)

6) 自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成

→中標津市街地区域 (都市計画用途地域における商業地域を除く区域※3)~5)の区域を除く)

7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成

→計根別市街地及びその他集落区域 (計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)

8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成

→自然・農村景観区域 (1)~7)以外の全域※都市計画区域白地地域を含む)

景観形成基準

中標津町全域に共通する景観形成基準及び色彩基準、8つの景観形成区域別の追加基準

- 建築物及び工作物の建設等
- 屋外広告物の表示、掲出 など

届出対象行為

景観計画区域内(行政区域全域)で、町に届出を必要とする行為を設定

- 建築物・工作物の新築、移転、増築、改築、外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 など

※景観形成重点区域、景観形成候補区域の指定

中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項
- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

※文化的景観保護制度の活用(文化財保護法に基づく)

景観まちづくりのマネジメント 「中標津型景観整備機構(仮称)」に向けた景観まちづくり活動のステップアップ

取組・支援・調整

景観まちづくりの推進方策

- (1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上
- (2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進
- (3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

取組・支援・調整

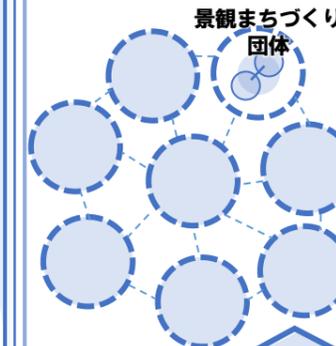
これまでに「活動してきた」景観まちづくり団体

景観形成団体、景観活動団体

これから「設立される」景観まちづくり団体

連携

景観まちづくり団体 8つの景観形成区域や、目的に応じて設置され、協働の景観まちづくりを実践



支援・調整・連携

景観形成区域と連動

景観形成の展開

連動した取組展開

行政の支援体制 庁内連携、活動団体の認定 など
支援関係づくりに向けた受け皿整備(情報提供など)

中標津の景観形成、景観まちづくりに関わる各種団体相互の連携及び組織化

景観法が定める各種産業の従事者による団体、各種公益事業者による団体の例:

中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、中標津町森林組合、一般社団法人なかしべつ観光協会、一般社団法人北海道建築士会中標津支部、中標津町商工会、中標津飲食業連合会、中標津町緑化管理組合、中標津町建設業協会、一般社団法人中標津青年会議所、中標津町町内会連合会、公益社団法人中標津町シルバー人材センター、中標津町老人クラブ連合会、株式会社中標津都市施設管理センター、中標津ライオンズクラブ、中標津ロータリークラブ、各街づくり協議会、各種NPO等活動団体 など(※順序不同)

V-1 景観形成基準 (景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ)

中標津町の景観特性を自然環境、農村環境、暮らし・交流拠点という3つの空間特性と、協働の景観まちづくり特性に大別しました。これら特性は程度の差こそあれ、すべての地域に関わります。そのことを踏まえ、以下のように8つの景観形成区域を設けました。

なお、中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）として、景観計画区域（町内全域）における**全区域共通の景観形成基準（色彩基準含む）**と、それぞれの特徴を持つ**8つの景観区域における追加の景観形成基準**を定めます。

景観計画区域のうち、景観形成において特に重要な区域を「**景観形成重点区域**」として、また、今後重点区域への指定について検討が必要な区域を「**景観形成候補区域**」に位置づけます。

景観特性

自然環境特性

農村環境特性

暮らし・交流拠点特性

協働の景観まちづくり特性

- (1) 全区域共通の景観形成基準
中標津の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成
- (2) 全区域共通の色彩基準
- (3) 8つの区域における追加の景観形成基準
 - 1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成
→開陽台周辺区域 ※景観形成重点区域
 - 2) 「道東地域の入口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成
→空港周辺区域(空港の敷地から、概ね 2,000m の範囲内)
 - 3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成
→国道 272 号バイパス沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域)
 - 4) まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成
→中標津市街地中心区域(都市計画用途地域における商業地域の区域)
 - 5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成
→中央通（道道 13 号・774 号）・大通（道道 69 号）沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域※4)の区域を除く)
 - 6) 自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成
→中標津市街地区域(都市計画用途地域における商業地域を除く区域 ※3) 4) 5)の区域を除く)
 - 7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成
→計根別市街地及びその他集落区域
(計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)
 - 8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成
→自然・農村景観区域
(1)～7)以外の全域※都市計画区域白地地域を含む)



各区域の位置 (中標津市街地)



各区域の位置

(1) 全区域共通の景観形成基準

中標津の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成

中標津の景観は町民共有の貴重な財産です。「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」といった景観特性が織り成し、密接に関係しながら形成されています。こうした景観を構成する要素間の調和や関係性に配慮して「全区域共通」に**中標津の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 周囲の環境との調和を図ります
- 先人が育んだ景観の成り立ちを尊重します
- 良好な眺望に配慮します

上記の点を踏まえた「全区域共通」の景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000㎡以上のものを建設するときは町と事前協議を行うこと。

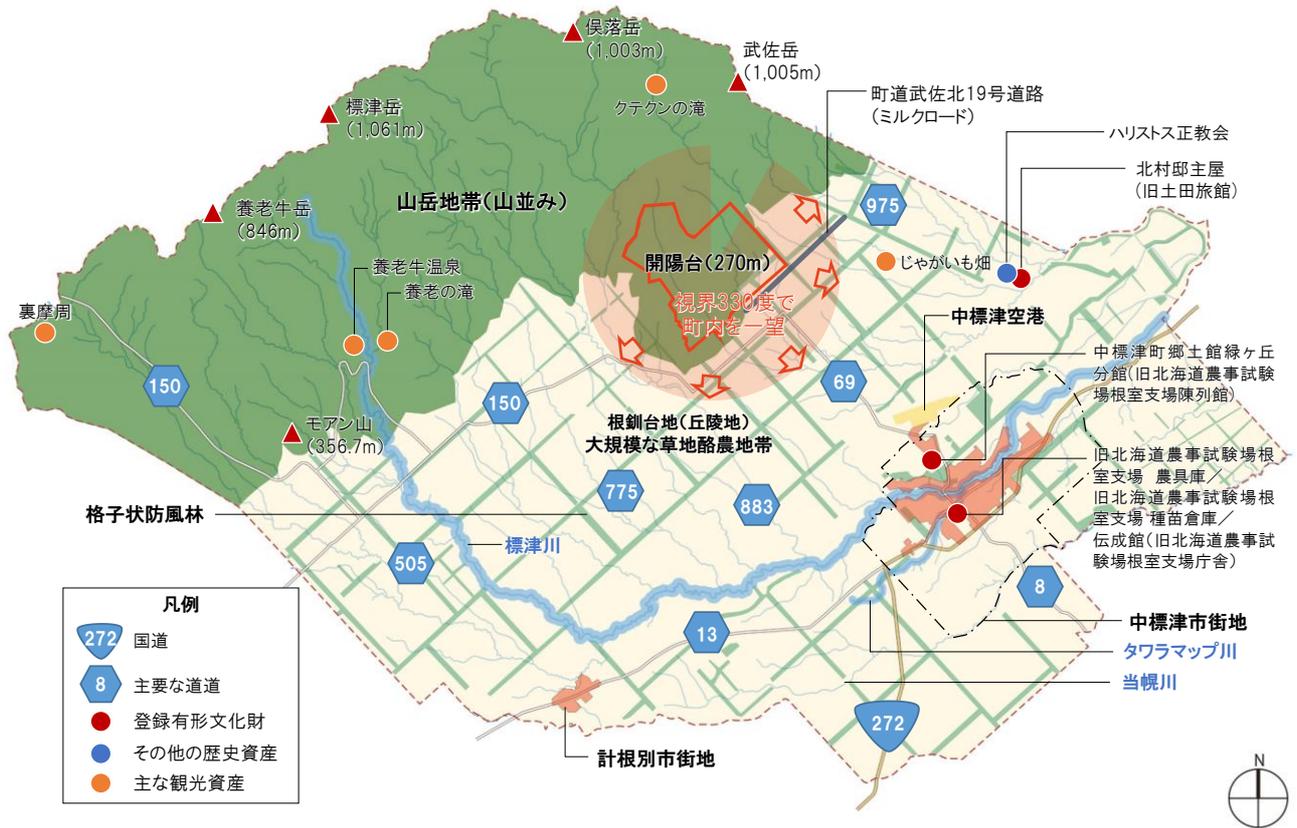
(続き) 建築物及び工作物の建設等	形態・意匠	①形態・意匠は周辺景観と調和したものとする事。 ②比較的規模の大きい建築物等の壁面は、長大で単調なものとならないよう工夫し、周辺への圧迫感の低減に配慮すること。 ③オイルタンクや室外機等の建築物に付属する設備や、太陽電池発電設備に付属する変圧器等は、道路やその他公共空間から極力目立たない位置とし、 または 目隠しをする等配慮すること。 ④太陽電池発電設備を建築物等に設置する場合は、周辺景観との調和に努めること。 ⑤野立て設置の場合は、架台を道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。 ⑥アンテナ類は共同化、集約化させるよう配慮すること。 ⑦周辺景観に違和感を与える原色の使用は極力避けること。アクセント色等で使用する場合は、数や使用面積、色彩相互の調和に配慮すること。 ⑧敷地内の施設等の統一感に配慮し、近隣の建築物等や周辺環境にも調和した色彩に配慮すること。 ⑨武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対して阻害しない色彩とすること。	①建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④建築物等の外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地外構・ 緑化修景	①敷地内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、 または 移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽 または 補植するなど、緑化に努めること。 ②敷地内は芝生、植栽、花壇等で緑化するように配慮すること。 ③敷地内の資材置き場、付帯施設等は周辺景観に配慮し、敷地外周部などに常緑樹等で緑化修景を図り、周辺との調和に努めること。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000 m ² 以上のものを建設するときは常緑樹による緑化、修景を行い、道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮すること。 ⑤国道・道道をはじめとした景観形成上重要な道路に面して太陽電池発電設備を設置する場合は、水平投影面積に関わらず植樹などで修景すること。また、同設備は、設置方位を考慮しつつ植樹箇所から十分な後退距離を設けた地点に設置すること。	①建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	位置・配置、形態・意匠	①1つの敷地に多数の広告物を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとする。 ②案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）。	①1つ敷地に多数の広告物を設置することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②多数の案内広告物やのぼり旗を設置することにより周辺景観を著しく阻害するとき。
	色彩・素材	①原色の使用を避け、周辺景観となじむ色彩に配慮すること。また、多色や極端に華美な色彩の使用も避けること。 ②色彩はカラーバリアフリー（配色による見えにくさを避ける工夫）に配慮すること。	①外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

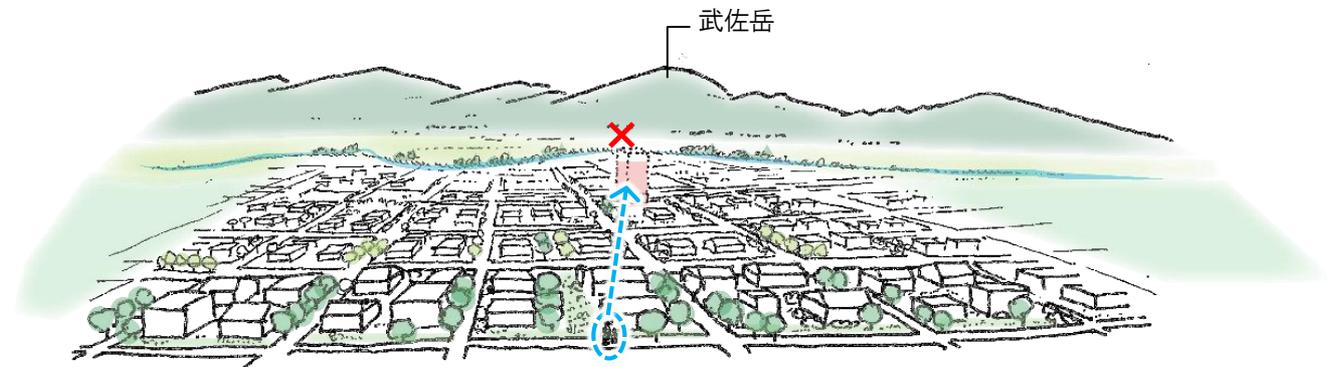
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
開発行為等／土石の採取、鉦物の採掘／土地の形質の変更		①現況の地形は可能な限り活かし、地形や土地の改変は必要最低限にとどめ、周辺景観と調和のとれたものとする。 ※特に行為を行う計画地周辺と地形の連続性に配慮すること。 ②開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、または移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、区域内の緑化に努めること。 ③法面は可能な限り緩勾配となるよう工夫し、芝、低木等の植栽により緑化に努めること。擁壁になる場合は、植栽により緑化すること。	①土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を著しく阻害するとき。 ②開発行為等で都市計画区域内3,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の土地の利用を行う場合には町と事前協議を行うこと。
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積		①道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること、または植栽等により修景を行うなどの工夫をすること。 ②堆積する際は、高さを可能な限り抑えて、整然とした集積・貯蔵となるよう配慮すること。 ③武佐岳、標津川、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとする。	①土石の堆積等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を著しく阻害するとき。 ②地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ③土石等の堆積で10,000㎡以上の土地の利用を行う場合は町と事前協議を行うこと。（工事中現場資材等の一時的なものを除く） ④敷地内の資材置き場、付帯施設等が、周辺景観との調和を欠くことにより、地域の良好な景観資源に対しての眺望や景観を著しく阻害するとき。（工事中現場資材等の一時的なものを除く）

※「景観形成基準」検討にあたって参考とした、既存の景観形成基準等

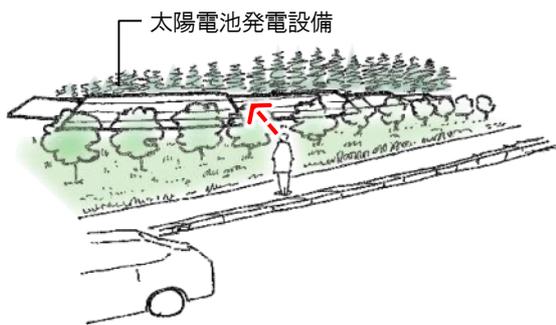
- ・建築基準法における絶対高さ制限
- ・北海道景観計画 景観形成の基準（一般区域）
- ・北海道屋外広告物条例（禁止地域：第二種禁止地域（中標津空港、開陽台）、許可地域：第6種許可地域（国道・道道・鉄道から100m以内の展望地域等））
- ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン 届出対象行為、景観形成の基準（一般区域）
- ・航空法における中標津空港制限表面
- ・森林法における林地開発許可制度
- ・中標津都市計画（用途地域等）
- ・中標津町景観条例（平成9年1月施行）：景観形成重点区域（開陽台周辺地区）内の景観形成基準／国道272号バイパス沿いの景観形成基準／太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準／携帯電話基地局設置に係る指導指針
- ・その他、中標津町における現状の景観まちづくりの取組、ヒアリング、ワークショップの意見など



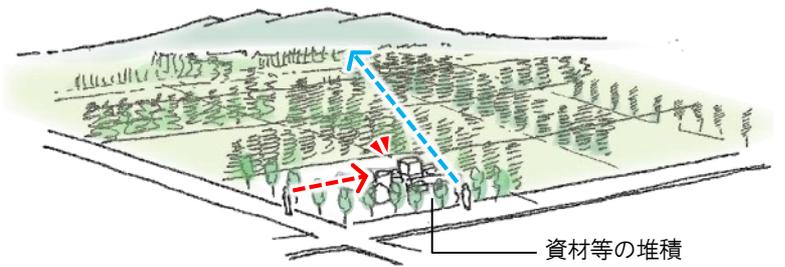
中標津町の景観資源等の位置図（当該資源に対する眺望に配慮する）



周辺の景観や眺望に配慮した規模・高さ



太陽電池発電設備周囲の緑化修景



緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

※色彩使用の推奨事項

【カラーバリアフリー対応】

建築物や工作物の外観等、**基調**となる部分に色彩を用いる場合は、カラーバリアフリー（配色による見えにくさを避ける工夫）への配慮を心がけましょう。色彩の組み合わせ（例：赤と緑の組み合わせ等）によって、色の判別がしにくくなるといった方もいるため、誰もが見やすい配色や色彩に整えていきます。

【実物大の素材サンプル使用による検証】

色彩使用や配色検討を行う際は、できるだけ実物大に近い大きさや素材のサンプルを用いて、現地確認することを推奨します。

印刷物による色見本は、小型で色面積も比較的小さい種類が多いため、実際の色と印象が異なる場合があります。実物大の素材サンプルを使用した検証を行うことで、色彩選択時の印象の乖離（**かいり**）を防ぎ、中標津町の良好な景観との調和を図ることができます。



(3) 8つの区域における追加の景観形成基準

1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成

→開陽台周辺区域 **※景観形成重点区域**

開陽台は、山岳部から連なり豊かな植生をみせる樹林帯や、格子状防風林による緑の大格子、広大な牧草地、遠く北方領土までを視界 330 度に一望できる全国的に有名な景勝地です。また、星の降る里として、天体観測でも有名であり、頭上に輝く満天の星の輝きにファンも大勢います。言わずと知れた町を代表する観光・景観資源です。「地球が丸く見える」開陽台からの眺望景観を守り、将来に引き継いでいきます。

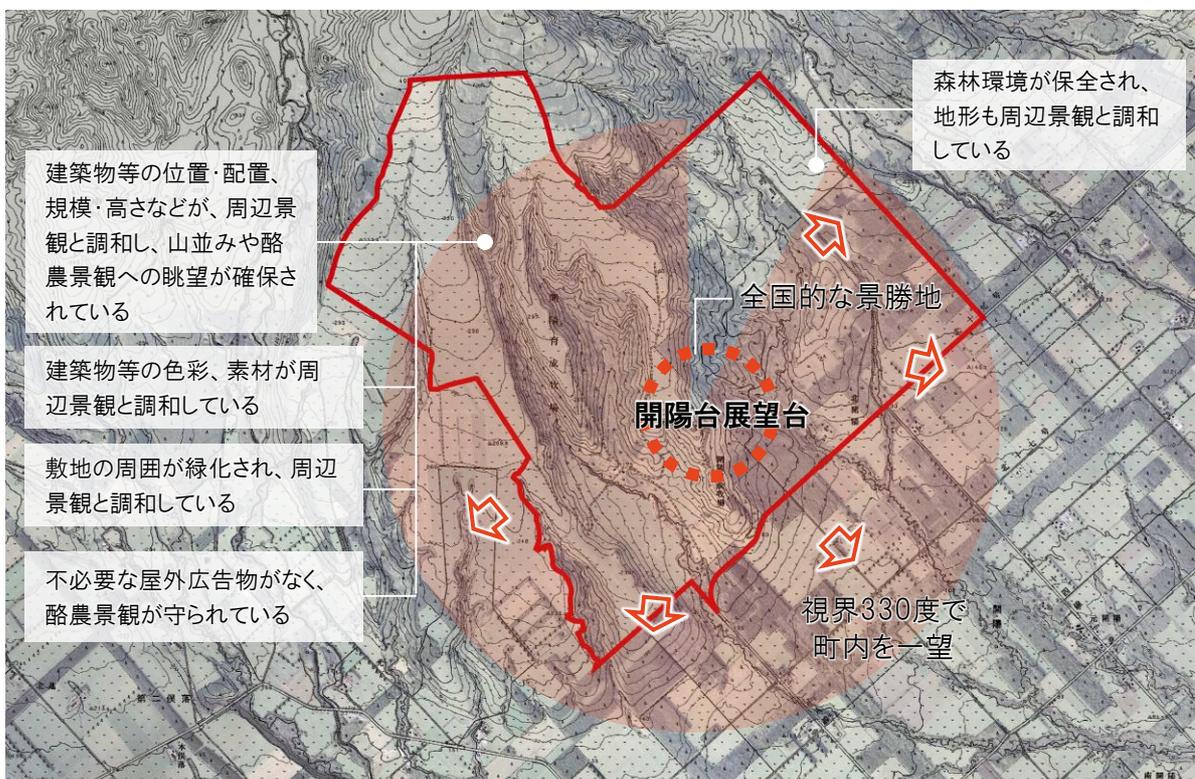
「開陽台周辺区域」では、「**地球が丸く見える**」開陽台の「**景勝地としての価値**」を高める景観形成を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 展望台からの視界 330 度の景観を守ります
- 大規模な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす、先人たちの開拓の歴史である個性的な酪農景観を守ります
- 大規模で個性的な牧場、牧草地帯などにおける施設整備等においては、酪農景観に配慮します
- 全国的な景勝地としての交流や感動を育てます

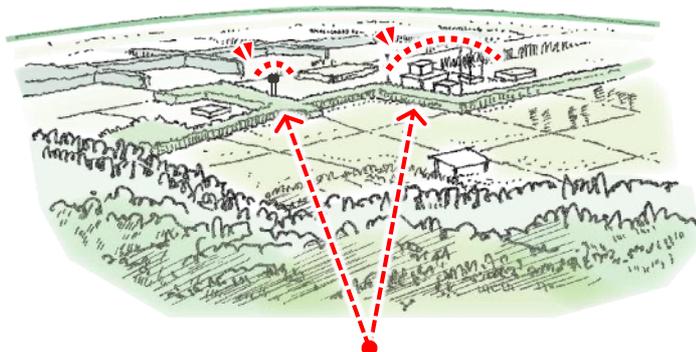
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「開陽台周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から目立たないよう配慮した位置・配置とすること。 ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
	規模・高さ	①開陽台展望台から見て周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし、原則として 10m 以下とすること。(農林業用施設を除く)	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系(錆止め色含む[5R3/10])を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①建築物等の色彩、素材が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良好な景観資源に対しての眺望や周辺景観を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	①開陽台及び町道武佐北19号道路から目立たないよう、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①現況林地を含む区域で3,000㎡以上の開発行為等を行う場合は、森林の水源かん養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を損なわないよう、森林の残地確保に十分配慮した造成を図ること。(工場、事業場の設置及び住宅団地造成の場合の森林率は、概ね50%以上とする) ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等による緑化を施すこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



開陽台周辺区域の景観形成



開陽台から見て周辺景観との調和・眺望に配慮した規模・高さ



農村景観と調和した建築物等の色彩・素材

2) 「道東地域の入口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成

→空港周辺区域（空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内）

中標津空港は町の北側を占める山岳からなだらかに続く大地の南端の区域に立地しており、道東地域の空の玄関口として多くの人々を迎え入れる交流拠点の役割を果たしています。登録有形文化財である中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）のある緑ヶ丘森林公園やゆめの森公園をはじめとした緑地は、標津川に下る河岸段丘に分布し、中標津市街地と農村という異なる景観を分ける役割を果たしています。

道東の空の玄関口である中標津空港は、昭和18年に海軍が飛行場を建設したことに始まります。現在では札幌（千歳）、東京（羽田）との定期便をはじめ、チャーター便などにより年間でおおよそ2,800便、19万5千人の乗降客を迎えます。離着陸時には四季折々の顔を見せる防風保安林や牧草地等の酪農景観を間近に見ることができます。展望デッキからは、武佐岳をはじめとした自然の山並みや、天気の良い日には東に国後島が見ることができるなど、中標津町のイメージを印象づける場でもあります。

「空港周辺区域」では、「道東地域の入口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 空港周辺の豊かな農村環境、広大な眺望を守ります
- 緑に囲まれた空の玄関の良好なイメージを守り、育てます
- 道東地域の思い出となるような印象深い景観をつくり、育てます

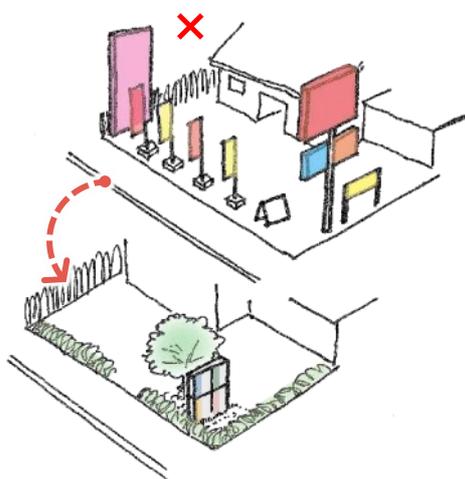
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「空港周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置 高さ	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②原則として高さ13m以内とすること。（農林業を除く） ③道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ④既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

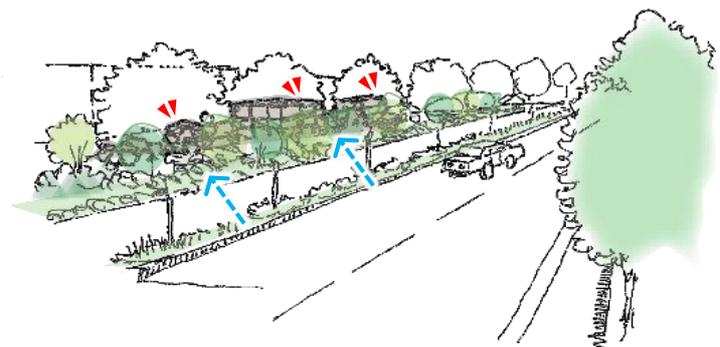
種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準
屋外広告物の表示、掲出	①中標津空港ターミナルや道路、その他公共空間からの眺望や、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉦物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 3,000 ㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉦物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



空港周辺区域の景観形成



広告物を集約し周辺景観と調和



資材等が沿道に面した敷地周囲の緑化

3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成

→国道 272 号バイパス沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）
中標津町と他の町をつなぐ広域的な幹線道路で国道 272 号は、良好な農村環境を望みながら市街地へと
続く中標津の町のイメージを印象づけます。

国道 272 号沿いは保全されてきた河川及び河畔林や、防風保安林などの豊かな水と緑に恵まれた美しい
自然環境に接しており、大型店舗などの商業施設が立地している付近からも望むことができます。

「国道 272 号バイパス沿い区域」では、「**まちと農村**」を結び、「**緑の連続性**」を感じさせる沿道の**景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

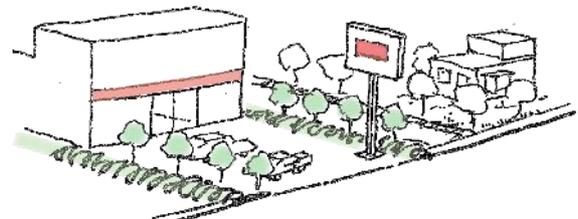
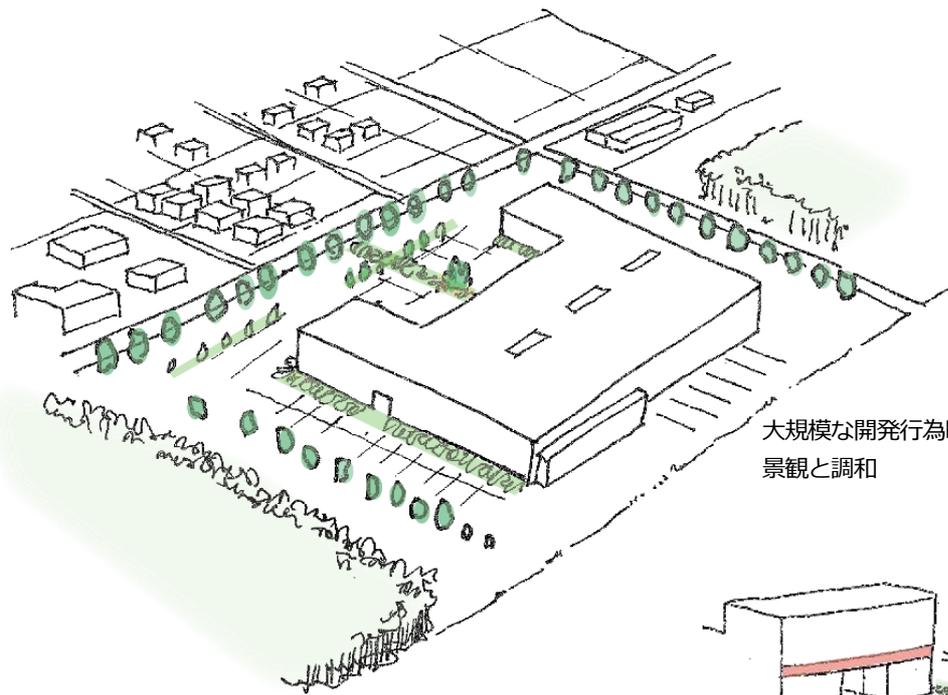
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 水と緑を守り、コンパクトな市街地をつくり、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「国道 272 号バイパス沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	規模・配置	①周辺の街並みとの調和に配慮した高さとし 10m以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉦物の採掘／土地の形質の変更		①開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉦物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。	①開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、 または 街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



国道 272 号バイパス沿い区域の景観形成



4) まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成

→中標津市街地中心区域（都市計画用途地域における商業地域の区域）

中標津市街地中心部は中標津町の発展を支えてきた、伝統のある商店と、総合文化会館（しるべつと）、交通センター、中標津経済センター（なかまっぶ）といった町の主要施設が立地しています。また、中標津の商業の中心部であり、四季にわたって様々なイベントが開催されているなど、まちの顔です。

「中標津市街地中心区域」では、**まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

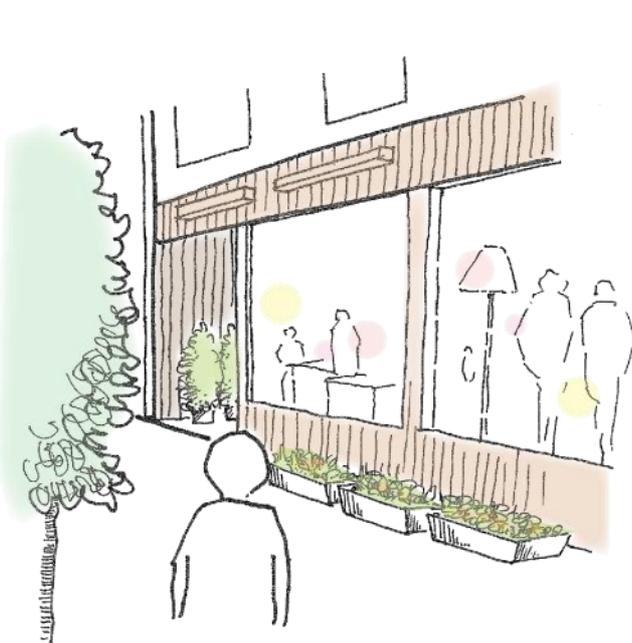
- 来訪者を惹きつける、もてなしの空間や場所・環境をつくり、育てます
- 期待感がわき、都市を演出する中心部の景観をつくります
- 丸山公園の緑、標津川の広がり、タワラマップ川のせせらぎなど、まちなかの貴重な自然環境を守ります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 伝統のある街並みを守り、新たな魅力を創出します

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地中心区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

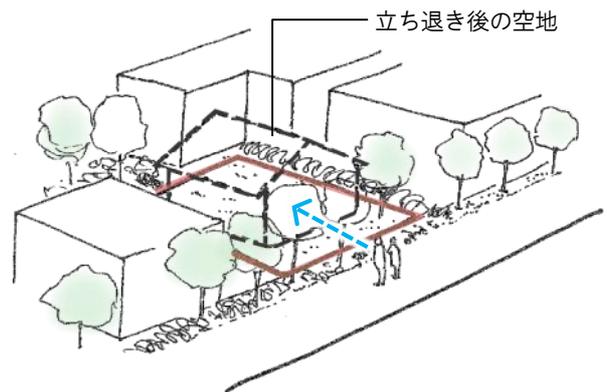
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ31m以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	敷地外構・緑化修景	①立ち退き後に空地とする場合は、周辺景観との調和に配慮すること。	①空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害する恐れがあるとき。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



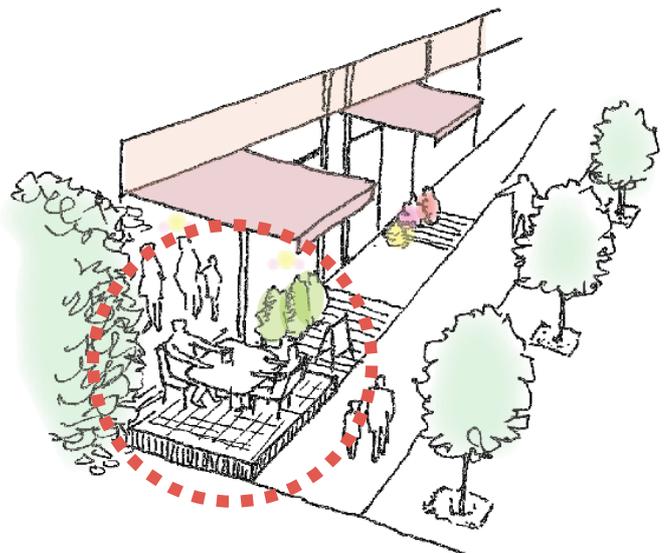
中標津市街地中心区域の景観形成



沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などの、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠



周辺景観と調和するような空地の状況



沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠

5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成

→中央通（道道13号・774号）・大通（道道69号）沿いの区域（都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域 ※4）の地域を除く）

中標津町の市街地の東西を結ぶ中央通（道道13号、774号）と、中標津市街地の南北をつらぬき中標津空港までを結ぶ大通（道道69号）は、それぞれ中標津市街地の中心部で交差します。

両路線沿いには中標津中央通地区商店街が形成されているなど、中標津商業の礎を築いてきた道路であり、沿道に面する商業施設や建築物等と周辺の良い自然・農村環境と調和のとれた沿道景観が形成されることで、これまで以上に中標津のまちなかのイメージを印象づけます。

「中央通（道道13号、774号）・大通（道道69号）沿い区域」では、**まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

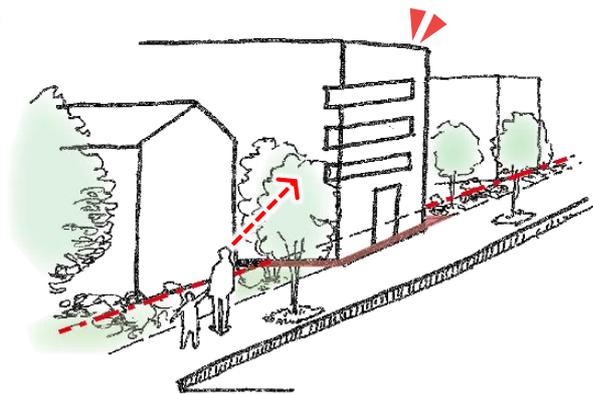
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りの感じられる沿道景観をつくります
- 周辺の自然・農村景観との調和に配慮し、沿道の緑を育て、気づかう心を育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中央通（道道13号、774号）・大通（道道69号）沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

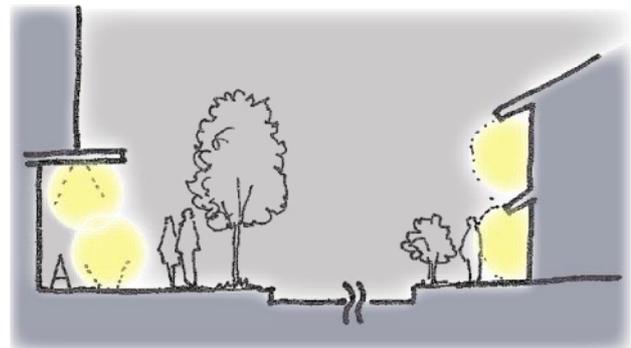
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ13m以下とすること。（ただし、用途地域を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



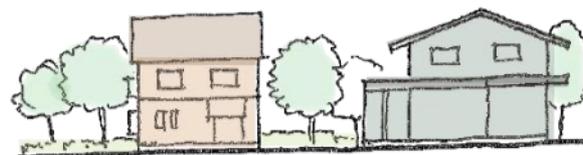
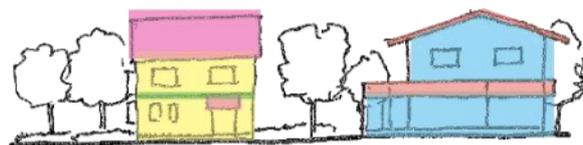
(※再掲) 中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿い区域の景観形成



建築物間等の壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮



地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観



周囲に違和感を与えない建築物等の色彩

6) 自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成

→中標津市街地区域（都市計画用途地域における商業地域を除く区域 ※3）～5）の地域を除く）

中標津市街地はタワラマップ川、ますみ川といった身近な河川や河川段丘や防風保安林といった豊富な緑の環境に囲まれており、コンパクトで利便性の高い、良好な住宅地が形成されています。中標津の農業の発展に大きく関わった旧北海道農事試験場根室支場庁舎（登録有形文化財）など、歴史的な建造物も現存しています。

「中標津市街地区域」では、**自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 自然と調和したコンパクトな市街地をつくり、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります
- 水辺や小さな空間を活かし、周遊や回遊、人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 歴史を感じられる街並みを守り、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

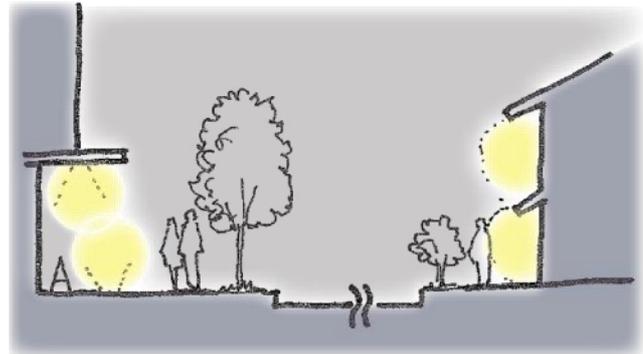
種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いた趣ある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安心、安全に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



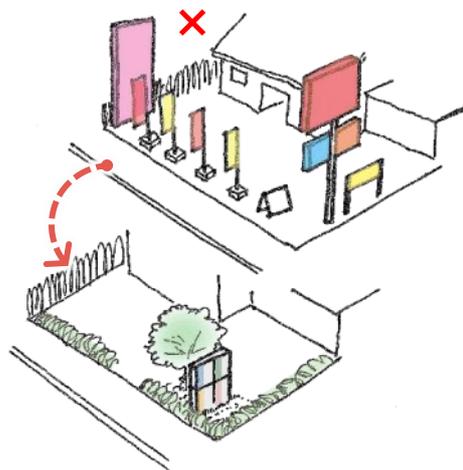
中標津市街地区域の景観形成



(再掲) 周囲に違和感を与えない建築物等の色彩



(再掲) 地域の安全にも配慮され、趣ある夜間景観



(再掲) 広告物を集約し周辺景観と調和

7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成

→計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等）

中標津町第2の市街地である計根別市街地は、早い時期から企業進出等により栄え、沿道型の街並みを形成してきました。終戦後は企業の撤退等により小規模になりましたが、役場支所等の公共施設や計根別農業協同組合が立地し、本町西部の中心を担っています。農業高校や畜産食品加工研修センターといった酪農と関わりの深い施設も立地し、緑豊かな市街地を形成しています。市街地の北側のケネカ川流域の河岸段丘を下ると、広葉樹を中心として自然林を模し、町民が維持する正美公園が立地しています。

武佐地区は開拓期の畑作の様相を現在も残し、北海道の駅通制度の歴史を伝える北村邸主屋（登録有形文化財）やハリストス正教会といった歴史を感じさせる建築物も現存しています。

道道中標津標茶線を挟む当幌市街地は街道型の街並みを形成し、旧国鉄の防雪林や格子状防風林に挟まれた街並みを形成しています。

また、養老牛地区では2016年に開湯100周年を迎えた養老牛温泉もあります。いずれの地域も格子状防風林や河畔林に挟まれ、コンパクトな街並みを形成し、農地を侵食していないことが特徴です。他の地域においても、良好な自然環境や農村環境に囲まれています。

「計根別市街地及びその他集落区域」では、**各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 自然・農村環境と調和した市街地・集落をつくります
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります
- 各地域の歴史・文化など郷土の資源を守り、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります

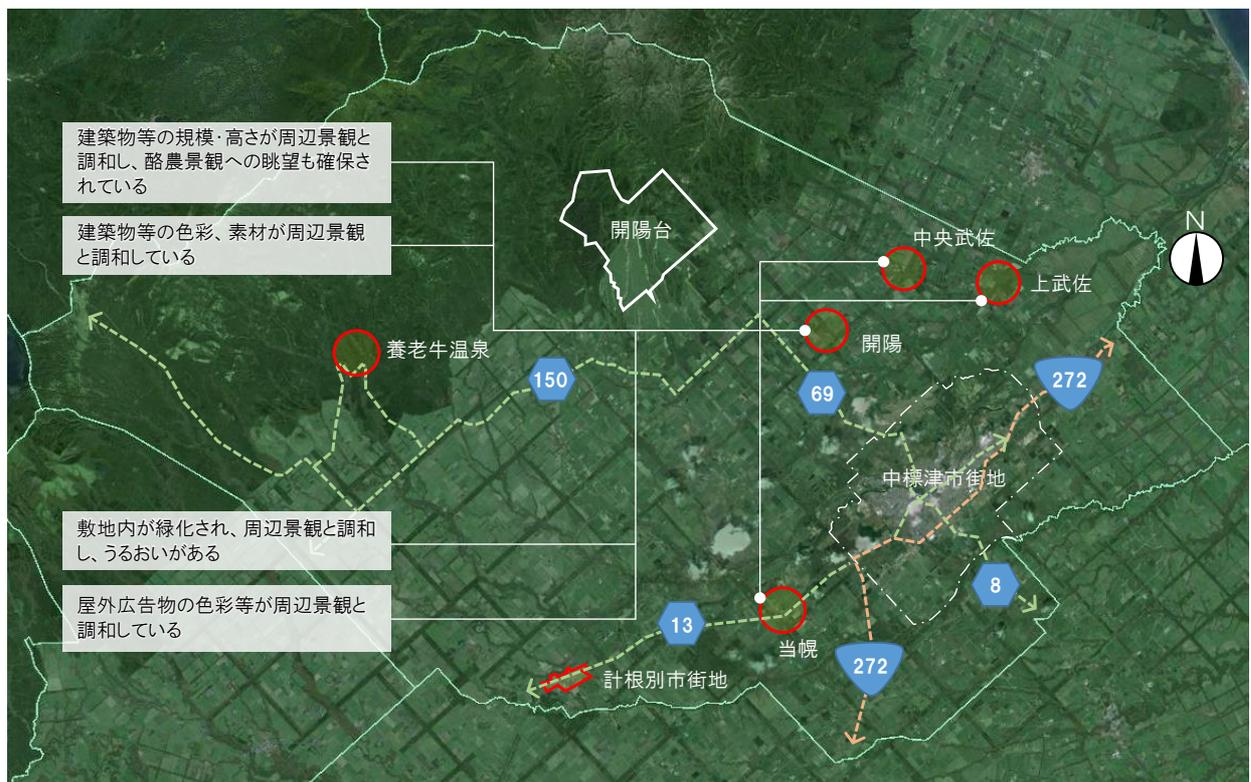
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「計根別市街地及びその他集落区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ13m以下とすること。（ただし農林業を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	—
	形態・意匠	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ②建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

<p>開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更</p>	<p>①開発区域が 3,000 m²以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。</p> <p>②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。</p> <p>③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。</p>	<p>①左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>
-----------------------------------	--	----------------------------



計根別市街地区域の景観形成



開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等の景観形成

8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成

→自然・農村景観区域（1）～7）以外の全域 ※都市計画区域白地地域を含む）

町の北側の雄大な自然と、地域を支える基幹産業である大規模で個性的な牧草地、開拓期からの歴史を残す格子状防風林、縦横に流れる河川等は町の生業としての歴史、文化をもった中標津最大の特徴的な景観です。

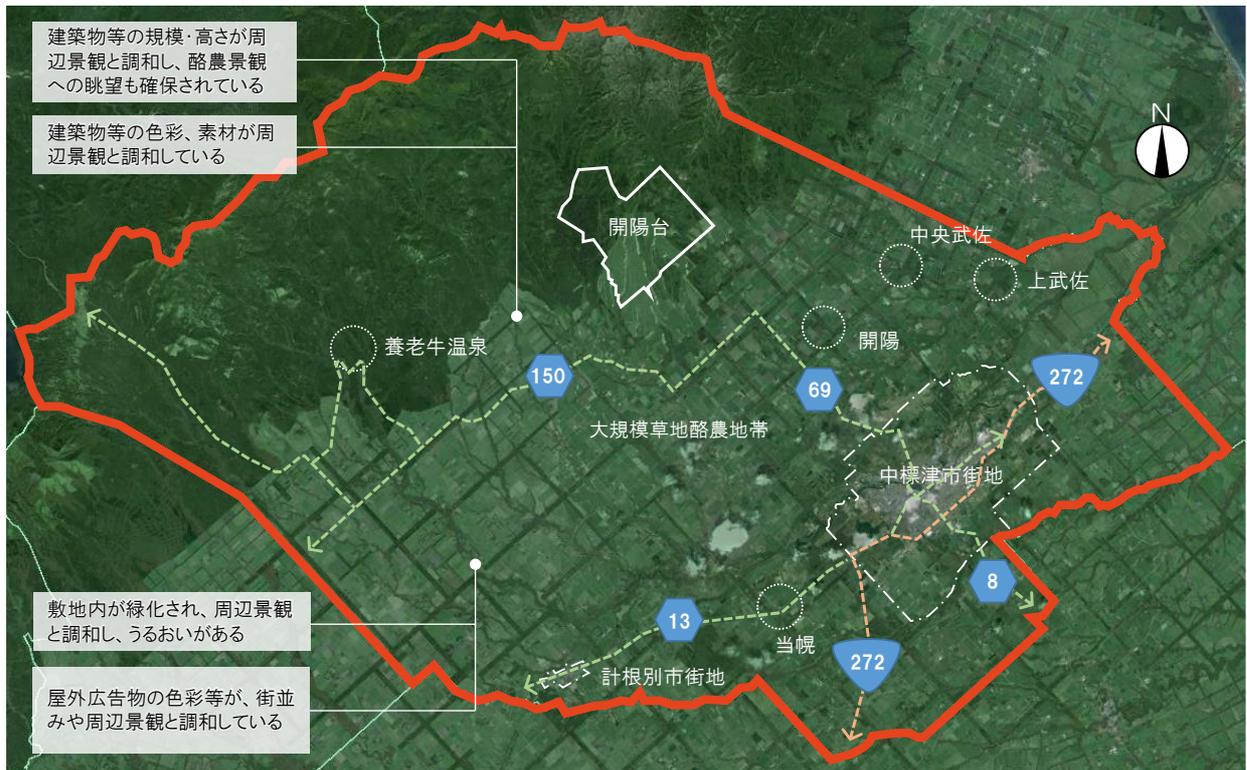
「自然・農村景観区域」では、**まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 良好な自然環境、農村環境の眺望に配慮します
- 多様で豊かな水と緑の資源を守り、育てます
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります

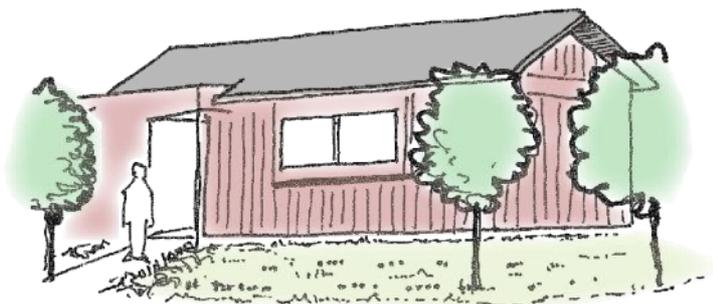
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「自然・農村環境区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし原則として13m以下とする。（農林業施設を除く） ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

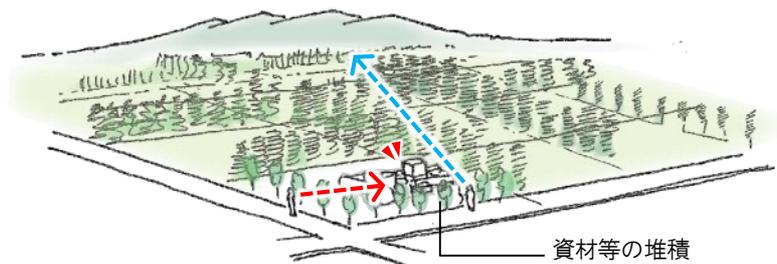
屋外広告物の表示、掲出	①発光を伴うものは原則設置しないこと。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、緑化に努めること。(植樹や作付け等)	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



自然・農村景観区域の景観形成



敷地周囲が緑化され、外壁等の色彩も周辺と調和した建築物等



(再掲) 緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

V-2 届出対象行為（案）（景観法第16条第1項）

（1）現在の届出手続きについて

種類・行為		一般区域		景観形成重点区域（既存条例）
				開陽台周辺地区
建築物	新築または移転	H : >20m または A : >3,000 m ²	H : >13m または A : >2,000 m ²	全て
	増築または改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10 m ² 以下の場合 は対象外		全て
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替 え、色彩の変更を行うもの		全て
工作物	新築 または 移転	さく、塀、擁壁等	H : >5m	全て
		鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H : >15m	全て
		風力発電設備	※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面から工作物の上端までの 高さが15mを超えるもの	
	煙突その他これに類するもの	H : >13m	※建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端まで の高さが13mを超えるもの	全て
	物見塔その他これに類するもの	H : >13m または A : >2,000 m ²		全て
	彫刻、記念碑等			
	観覧車、コースター等			
	自動車車庫等の用に供する立体施設			
	アスファルトプラント等製造施設			H : >5m または A : >2,000 m ²
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設			
汚物処理施設、ごみ焼却施設等				
太陽電池発電設備	H : >5m または A : >2,000 m ²		全て	
増築または改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10 m ² 以下の場合 は対象外		全て	
修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替、色彩 の変更を行うもの		全て	
開発行為	S : >10,000 m ² または 法面・擁壁 H : >5m		S : >3,000 m ² ※重点区域が都市計画区域内の場合は1,000 m ² 以上の行為。	
屋外広告物の表示、または屋外広告物の掲出する物件の設置	規定なし		全て	
立木の伐採	規定なし		S : >10,000 m ² (間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の 伐採、枯損した立木または危険な立木の伐採は除く)	
屋外における廃棄自動車の放置、建設資材の堆積	規定なし		全て	
その他町長が指定するもの	規定なし		※現在指定されている行為はない。	

※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

※一般区域については北海道景観条例により規定されている内容

(2) 今後の届出手続きについて

種類・行為		景観形成重点区域（開陽台周辺区域）以外の区域	（仮称）景観形成重点区域：開陽台周辺区域	
建築物	新築または移転	H : >10m または A : >2,000 m ²	全て	
	増築または改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が 10 m ² 以下の場合 は対象外	全て	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替 え、色彩の変更を行うもの	全て	
工作物	新築 または 移転	さく、塀、擁壁等	H : >5m	全て
		鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	H : >10m	全て
		風力発電設備	※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが 10mを超える もの	
	煙突その他これに類するもの	H : >10m	全て	
	物見塔その他これに類するもの	※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの工作物の上端までの高さが 10mを超え るもの		
	彫刻、記念碑等	H : >10m または A : >2,000 m ²	全て	
	観覧車、コースター等			
	自動車車庫等の用に供する立体施設			
	アスファルトプラント等製造施設			
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設			
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	H : >5m または A : >2,000 m ²	全て	
太陽電池発電設備				
増築または改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10 m ² 以下の場合 は対象外	全て		
修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の 1/2 を超える外観修繕、模様替、色 彩の変更を行うもの	全て		
開発行為等／土地の形質の変更	S : >3,000 m ² または法面・擁壁 H>5m（都市計画区域内） S : >10,000 m ² または法面・擁壁 H>5m（都市計画区域外）	S : >3,000 m ² （農林業を営むための行為は除く）		
土石の採取、鉱物の採掘	規定なし	全て		
屋外広告物の表示、掲出	規定なし	全て		
立木の伐採	規定なし	S : >10,000 m ² （間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の 伐採、枯損した立木または危険な立木の伐採は除く）		
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積 （工所用現場資材等の一時的なものを除く）	S : >3,000 m ² （都市計画区域内） S : >10,000 m ² （都市計画区域外）	全て		
その他町長が指定するもの	—	—		

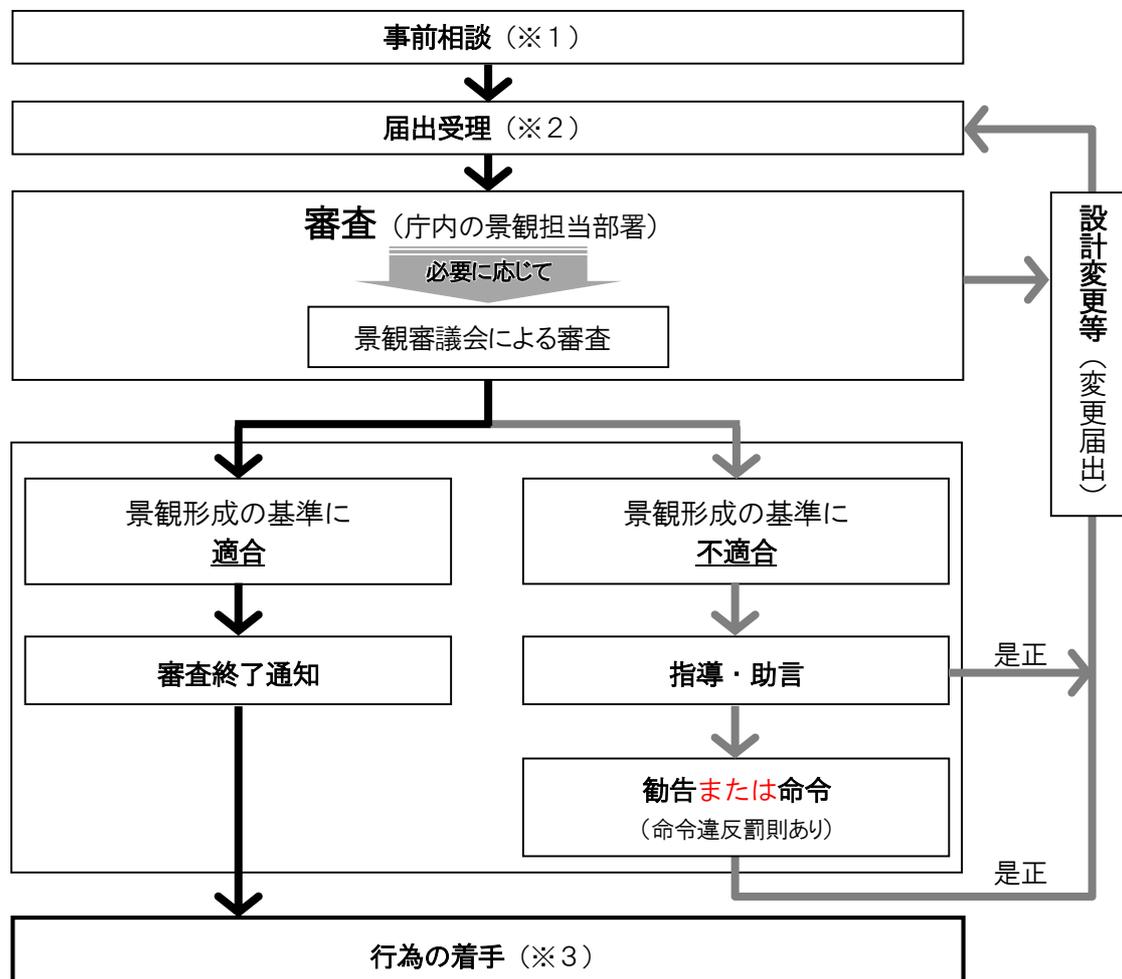
※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

※朱書きは強化する内容

(3) 届出に係る基本フロー図

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の 30 日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前相談を行い、景観審議会等で良好な景観形成に資する内容が審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。届出に係る基本的な流れは、以下のようになります。



※1 事前相談について

- ・届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく町長の勧告や変更命令により、必要な変更等を要求することがある。
- ・そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。

※2 届出の受理について

- ・届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。

※3 行為の着手制限等について

- ・行為の届出をした者は、中標津町がその届出を受理した日から 30 日経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できない。(実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90 日まで延長することがある。) よって、**着工予定日の 30 日前までに届出を必要とする。**
- ・中標津町長が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から 30 日経過する前であっても行為に着手することができる。

・行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、景観法の規定により、30 万円以下の罰金に処せられることがある。

・建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請等は、この届出とは別に申請が必要である。

中標津町には景観資源が豊富にあります。良好な景観の形成に重要な建造物等の指定や、整備に関する事項を、景観法（以下「法」という。）に基づいて定めることができます。このことにより景観資源の維持、保全及び継承、良好な景観の形成に向けた活用を積極的に図っていくことができます。ここでは、以下のように指定の方針等について定めます。

VI-1 景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項）の方針

中標津町内には、開拓の歴史を伝える「伝成館」をはじめとした国の登録有形文化財として保全されている歴史的建造物があります。その他にも「ハリストス正教会」など、地域の歴史文化を特徴づける地域の歴史資産として周知されている貴重な建造物もあります。

また、町民に親しまれている施設、農家の畜舎やサイロなどの絵画や写真の被写体となっている建造物や工作物、建築家による公的性格を有する作品も、景観重要建造物の候補として挙げることができます。

これらの建造物や工作物は、地域の歴史性や文化性、そこに住まう人々の愛着、地域を訪れる人々が見いだしている魅力といった多様な価値から成り立ち、各々が地域固有の重要な景観資源です。

このように良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている建造物を『景観重要建造物』として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

景観重要建造物の指定の方針

- ・良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

VI-2 景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項）の方針

中標津町内には、白樺並木やタワラマップ川沿いなどに、景観上重要な大木や並木道などが残されています。農地には強い風を遮る耕地防風林、家畜の放牧には欠かせない数本の樹木からなる庇陰林や単独の樹木、鉄道跡には防雪林といった機能を有する樹木も散見できます。このほかにも、鎮守の森をはじめとした歴史的な価値を持つ樹木、愛称を持つ樹木、スケッチや写真撮影の対象物になる樹木など、広く地域の人々に愛され、その景観の象徴となっているものもあります。

樹木が大木として成長するまでには長い年月を要しますが、いざ伐採するとなると、わずかな時間で倒されてしまいます。ひとたび失うと再生するには再び長い時間が必要となり、まちの貴重な景観の特性も住民の記憶も失われてしまうことが予測されます。

このような良好な景観形成を図る上で重要な役割を担っている樹木を「景観重要樹木」として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めます。

景観重要樹木の指定の方針

- ・良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の基準）

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（景観重要樹木の指定の基準）

第一条 景観法第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木(以下単に「景観重要樹木」という。)に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

VI-3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

中標津町内には国道 272 号、道道中標津空港線（道道 69 号）といった景観に配慮することが謳われた道路や、ミルクロードという愛称を持つ道路があります。これらの道路に加えて、全町に格子を描く号線道路は、**殖民**区画の中区画にあたる開拓の歴史の証です。河川と河畔林は、開拓の進む中標津の市街地や農業地域の自然環境を担保するばかりではなく、下流域や海的环境も守ります。格子状防風林は農地や市街地、集落を風害から守ってきました。

中標津はその全域から、遠景である知床連山から続く山並みを、中景である幾重にも続く格子状防風林と見え隠れする農地と道や市街地や集落のまちなみを、近景である建造物や工作物や並木道、農地や耕地防風林、孤立木を望むことができます。この効果は景観重要公共施設が複合的にもたらす景観の魅力です。

景観重要公共施設は、全町に広がる景観の骨格を構成する重要な要素です。中標津町では道路、河川、防風保安林等の公共施設を挙げることができます。景観重要公共施設の指定では、以下 2 つの側面に着目します。

景観重要公共施設の指定の方針

1. 施設自体の整備や維持管理の側面に着目し、指定します。
2. 周辺の自然環境やまちなみと調和を図る側面に着目し、指定します。

上記 2 つの側面とこれらを両立すること、広い範囲を連続的に保存、整備、維持することにより、効果的な景観形成が可能となります。また歴史的な建造物と周囲のまちなみ、歴史的建造物と周囲の農地や景観重要樹木との調和が求められる複合的な公共施設、地域の顔となるような公共施設もあげることができます。

このため、中標津町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(1) 指定に関する事項

中標津町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

指定基準（案）

- ・ 河畔林が充実し、生態系の連続性や農業などの生業を支えている河川
- ・ **にぎわい**と交流を生む道路、遠景の見え隠れする様を連続して望むことができる道路
- ・ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
- ・ 中標津町の農業の発展を支え、まちを代表する資産である格子状防風林等の防風保安林 など

(2) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域の景観まちづくりや観光・商業振興などと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「中標津町景観審議会」の意見を聴くものとします。

整備方針

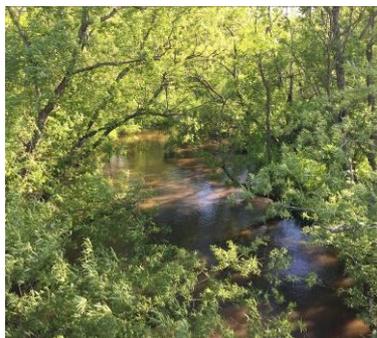
- ・ 景観に配慮した工作物・構造物の整備
道路：舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面等
河川：護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
- ・ 地域の特性や周辺と調和した公共サインの設置
- ・ 眺望に配慮した工作物の設置箇所の把握と共有
- ・ 豊かな遠景・中景・近景の眺望の理解と共有
- ・ 地域の特性に応じた道路や河畔林の緑化推進
- ・ 屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・ 格子状防風林を含む防風保安林の保全

(3) 指定が想定される公共施設（例）

中標津町内に立地する公共施設のうち、以下のものが「景観重要公共施設」として指定が想定されます。



標津川



当幌川



タワラマップ川



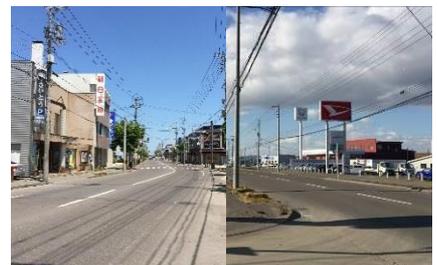
丸山公園



国道 272 号バイパス



道道 69 号



道道 13 号・道道 774 号



防風保安林（格子状防風林）



号線道路（例：28 線）

VI-4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

屋外広告物は、目標地への案内・誘導や対象物の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしています。また、中心市街地における商業地域等においては色彩や素材などが地域の華やぎや活気を演出するなど、まちのイメージを印象づける景観形成上の重要な役割を果たしています。

このような特性から、地域性や周辺への配慮がない屋外広告物は、まち並みや周辺の自然景観・農村景観との調和を欠くなど、景観を阻害する要素となり得る場合もあります。

以上を踏まえて、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にあたっては、今後も周辺の景観との調和に十分に配慮します。

中標津町における屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現在「北海道屋外広告物条例」により規制されています。当面は、本計画及び上記条例に基づいた規制・誘導を推進していきます。必要に応じて中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定を検討するなど、良好な景観形成を図っていきます。

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

- ・ 中標津町景観計画及び北海道屋外広告物条例を遵守した規制・誘導を推進します。
- ・ 必要に応じて、中標津町独自の「屋外広告物条例」の制定等を検討します。

VI-5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

中標津町の酪農をはじめとした農業がみせる景観の特徴は、今日も発展しつづける基幹産業であること、歴史と文化を継承した語り部であること、これらのふたつの側面を有した、生きた景観であることです。

双方の結びつきをより強くするためにも、景観農業振興地域整備計画が有効に活用できます。

後者の例として、個々の農家がすでに積み重ねてきた取り組みは数え切れません。町内の幾つかの牧場は1970年代の初頭には、建造物や外構を整えた魅力的な牧場づくりに取り組んできました。牧場の一角を、東京から訪れる子ども達の自然体験キャンプ地として解放した酪農家もいました。

20世紀の終わり頃からは、両農業協同組合による啓発も後押しとなり、多くの農家が建造物とその周囲の修景に取り組むようになりました。

この他にも使わなくなった畜舎や倉庫を利用し、現代美術のギャラリーの開設、歴代のトラクターなどの農機具の展示をする酪農家も現れました。牧草の刈入れのあとで100人サッカーというイベントの開催、自らの牧場はもとより、他の牧場や各種団体・企業・行政機関にも協力を得て実現したロングトレイルなど、地域住民や来訪者との交流を図る酪農家もいます。

個々の酪農家や農家の取組に加え、2006年には武佐岳と並んで地域町民に愛されるモアン山に「牛」文字が登場しました。この「牛」文字は現在、計根別農業協同組合青年部が維持管理をしています。

こうした取り組みは農業という生産の現場における農業者自身の景観に対する配慮や思い、誇りのあらわれに他ならず、酪農文化、農業文化と総称することができます。また中標津町では、これらの取り組みに寄り添い、全町的な視点から開拓の歴史と結びつけるべく、文化的景観や酪農文化の継承といった研究や啓発に取り組んできました。

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について、定めることができます。本町では複数の酪農家や農家が上記のような積み重ねを共有し、より一層の効果を上げるために、ひとつの地区を形成して協働する際に、景観農業振興地域整備計画を有効に活用できるものとし、また計画の策定を通じて、一層の価値の付加、知名度の向上にも貢献し得ます。

なお、地方自治体が同計画を策定する際の前提として、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく「農業振興地域整備計画」に適合することが、景観法には明記されています。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ・基幹産業たる酪農を中心とした農業の一層の発展と、その文化の幅広い獲得の両立を目的とした活用を検討します。
- ・酪農家をはじめとした農家が共有した目的に向けて協働する際に、自主的に形成した地区を対象として策定を検討します。



空と緑の大地フェスティバル



ロングトレイル



VI-6 景観整備機構の指定に関する基本的事項

中標津町にはコミュニティ活動の成果として、地域の景観の維持向上に貢献している様々な団体があります。町内会や街づくり協議会をはじめとして、景観まちづくり活動に数多くの団体が取り組んでおり、その内容は様々です。中標津町で活躍する活動団体が持つ視点は、行政主導型の取り組みよりも、多様な価値観をもたらし、景観に対する理解を豊かにします。これらの団体はいずれも、中標津町との協働を育んできました。

そこで中標津町は、これまでの「協働のまちづくり」のひとつの到達点として、景観整備機構※1と景観協議会※2を位置づけます。景観整備機構に至る組織づくりの過程の第一歩として、これまで景観まちづくりを担ってきた一つひとつの町内会、各街づくり協議会、景観形成団体や景観活動団体が中心となる、「景観まちづくり団体」の設立を促します。

「景観まちづくり団体」は、それぞれの地区や景観に対する着目点によって、独自に活動する小規模な団体を想定します。既存の団体であれば、従来の活動の延長上の活動も含まれます。「景観まちづくり団体」の設置に際して、中標津町は活動の公益性を検証し、その活動趣旨に見あう「各種産業従事者による団体※3」、「各種公益事業者による団体※4」にパートナーとしての協力をあおぎ、実践的助言をはじめとした協力の体制づくりを依頼します。

各々の「景観まちづくり団体」は自由な活動を保証されますが、次のステップとして、「景観まちづくり団体」相互の報告会やネットワークを想定しています。組織の連携が充実し、町と協働する「景観まちづくり団体」によるネットワークが成熟に達するときに、「景観整備機構」として指定します。

したがって景観法による「景観整備機構」と「景観協議会」は同時に指定されるという解釈となります。

※1 景観整備機構（景観法第92条第1項）

- ・民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

※2 景観協議会（景観法第15条第1項）

- ・景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるもので、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

※3 各種産業従事者による団体

- ・景観法第15条に書かれた観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体を指します。

※4 各種公益事業者による団体

- ・景観法第15条に書かれた電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者を指します。

Ⅶ-1 景観まちづくりの考え方

景観まちづくりを進めるには、町民の皆さん一人ひとり、景観形成団体※1 や景観活動団体※2、各種事業者、行政の連携・協力、そして協働が欠かせません。下図は景観まちづくりの過程（プロセス）を描いたものです。町民の皆さん一人ひとりが個人や団体として景観まちづくりに取り組むきっかけを考えると、次の4つの考え方を上げることができます。※1 及び※2 は、p2 に本景観計画における定義を記載しました。

考え方1 一人ひとりの関心から始まる
景観まちづくりのプロセス

景観まちづくりの基本理念を実現する第一歩は、中標津町内に暮らす全ての町民や事業者等が、町と農村と自然に健やかな誇りと愛着を持つことです。

例えば、潤いのある生活空間をつくる、基幹産業を守る、豊かな緑を育てる、これらに関わる仕組みをつくるなど、自らの関心を意識することを挙げることができます。町への関心をもう一歩進めて取り組むことが、中標津の風土に調和した良好な景観の形成に結びつきます。この意識を後世に引き継ぐことが、世代を超えた町の安定と中標津らしさに結びつきます。

考え方2 一人ひとりの取組・活動から
『町民活動のネットワーク化』へ

本景観計画では、「考え方1」に記したように、町民一人ひとりの景観に対する「関心が芽生えたときに始まること」、「プロセスをじっくりと育てていくこと」を大切にしています。

一人ひとりの、たくさんの「関心」という第一歩は、「参加し、楽しむ」ことから、やがて一層の魅力やよりよくなる視点を「発見し、共有」することを通じて、多くの人々が「つながり」、活動の「広がり」を持つこととなります。

こうした意識が芽生えるとき、同じ価値観をもって活動をしている団体を見つけ出し、参加することや、新たな活動団体を形成する可能性に期待できます。

考え方3 団体相互の連携・ネットワークから
『景観まちづくり団体』の設置

本景観計画では、『景観の価値を共有する団体相互のネットワーク』と『景観形成団体や景観活動団体、各種産業従事者による団体、各種公益事業者による団体が連携する景観まちづくり団体』という2つの「つながり」を想定しています。

これらの「つながり」を育てるため、団体相互の理解のもと、景観まちづくりの現場を動かすことを念頭に、「景観まちづくり団体」の設置に向けた迅速な支援と、協働により進めていきます。

考え方4 町民・活動団体・事業者・行政による
『協働』の景観まちづくりの拡充

「景観まちづくり団体」は、協働の景観まちづくりの現場の第一歩を創出します。

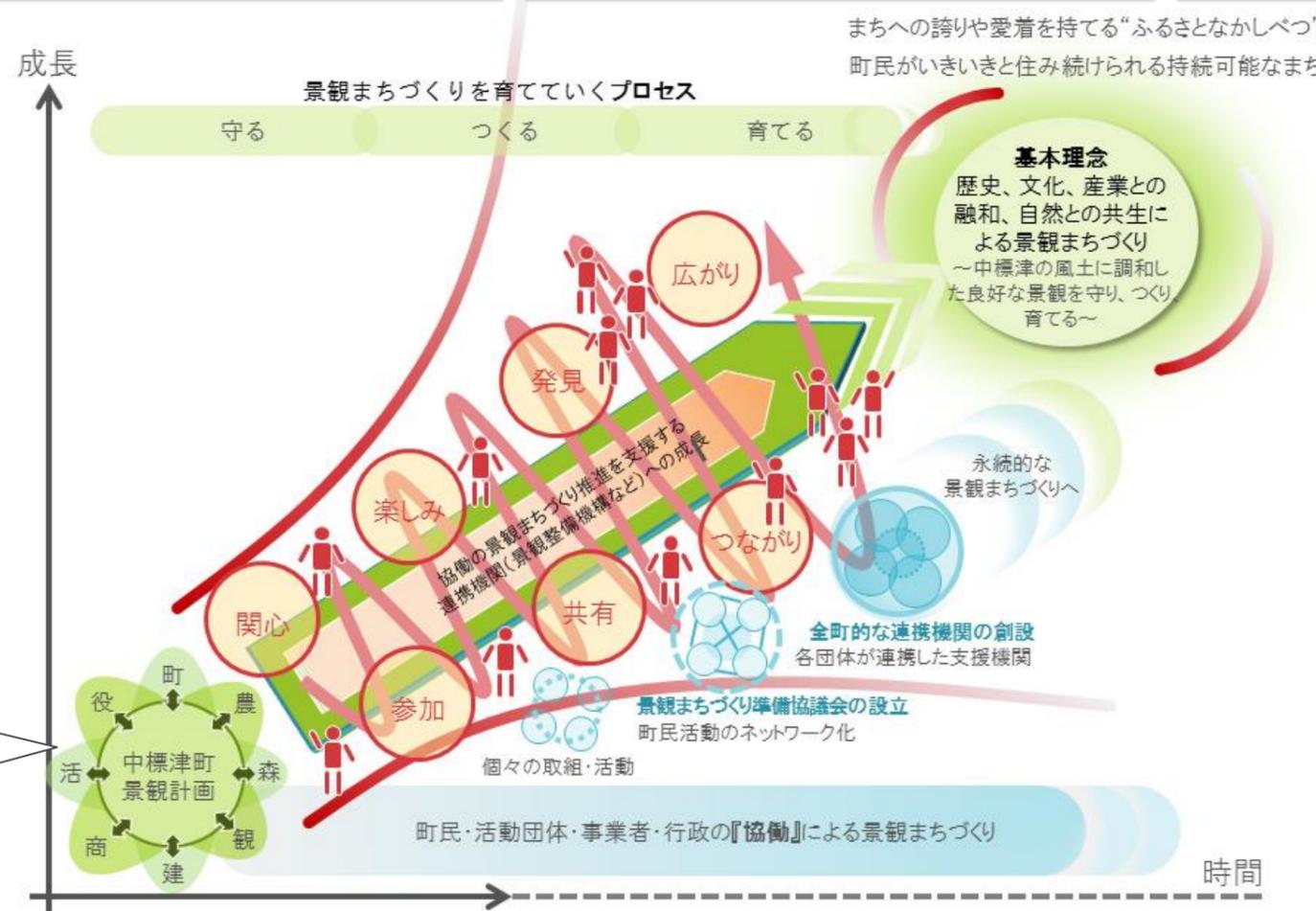
1つの景観形成団体または景観活動団体を、1つの各種産業及び各種公益事業者による支援の組み合わせが「景観まちづくり団体」の最小規模です。活動範囲は、全町域をまたぐ範囲など、柔軟に考えます。

次のステップとして、「景観まちづくり団体」をネットワークし、全町的な連携機関の組織化、情報やノウハウ等を共有及び相互理解を深めて、持続的な景観まちづくりにつなげます。



※右図、左端最下段の図のうち各種団体を示す凡例は以下の通りです。

- 町：中標津町民（「中標津町自治基本条例」で定義されている町民）、
- 農：中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、
- 森：中標津町森林組合、中標津町緑化管理組合、
- 観：一般社団法人なかしべつ観光協会、
- 建：一般社団法人北海道建築士会中標津支部、中標津町建設業協会、
- 商：中標津町商工会、中標津飲食業連合会、一般社団法人中標津青年会議所、
- 活：中標津町町内会連合会、公益財団法人シルバー人材センター、中標津町老人クラブ連合会、株式会社中標津都市施設管理センター、中標津ライオンズクラブ、中標津ロータリークラブ、各街づくり協議会各種NPO等活動団体、
- 役：中標津町役場（行政）



VII-2 景観まちづくりの推進方策

中標津町において今後も継続的に景観まちづくりを進めていくため、町民・活動団体・事業者・行政の協働により、具体的な「推進方策」を以下のように図っていきます。「推進方策」は、前ページの景観まちづくりの考え方（景観まちづくりを育てていくプロセス）を念頭に、「関心・参加・楽しむ・発見・共有・つながり・広がり」を大切にしたものとしします。

協働の 景観まちづくり特性

町民全体で景観
を守り、つくり、
育てます

町民・活動団
体・事業者・行
政の協働による
景観まちづくり
を進めます

中標津町が大事にする景観まちづくり推進方策の3つのポイント

(1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

- 1) 啓発活動の推進
- 2) 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信
- 3) 子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進
- 4) 中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進

(2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

- 1) 景観形成団体・景観活動団体や町民相互の話し合いの場や機会の創出
- 2) 自主的な景観まちづくり活動の促進
- 3) 各区域に応じた協働の景観まちづくり活動の促進
- 4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置
- 5) 景観計画と連動した景観重要公共施設の整備または運用

(3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

- 1) 景観まちづくりに関わる既存制度及び支援制度の活用
- 2) 景観条例の効果的な運用
- 3) 景観審議会の効果的な運用

※「推進方策」の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見より整理しました。

(1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

1) 啓発活動の推進

中標津町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの住民や来訪者、事業者等知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

【関連する主体例】



【推進方策の例】

- ・ 中標津の暮らしぶり・歴史・景観等のPR媒体の作成
- ・ 景観まちづくりに関するフォーラム、講演会、情報交換会(景観まちづくり団体交流会)等の開催
- ・ 市街地景観、酪農景観といった町の魅力を味わう「まち歩きイベント」
- ・ 観光資産、歴史資産、自然遺産等を紹介する景観マップの作成
- ・ (上記に関連して) Web サービスを活用した景観情報の公開
- ・ 協働の景観まちづくりを全町的に実践する「(仮称)景観まちづくりの日」の設定 など



2) 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信

中標津町の景観に関する情報を町民・来訪者ほか、観光客や事業者等も気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、ホームページなどを活用し、次のような景観に関連する情報の提供を推進します。

【関連する主体例】



【推進方策の例】

- ・ 中標津町の景観の紹介(景観マップ、歴史や生業に基づいた特徴的な景観・景観資源、地域の行事・祭事、各種イベント紹介など)
- ・ 景観の行政窓口に関すること
- ・ 「景観計画」や「景観条例」に関すること
- ・ 建築物・工作物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- ・ 協働の景観まちづくり活動の支援に関すること
- ・ 中標津町の景観まちづくりに関わる団体(NPO等活動団体ほか)に関すること など



3) 子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進

中標津町の景観は、いずれもまちの歴史や文化、中標津町の基幹産業である農業といった日々の営みの表れです。こうした何気ないがゆえに損ないやすい景観の成り立ちを学び、理解することを促すことで、まちへの誇りや愛着の醸成、財産である景観を後世に引き継いでいくことができます。

これらを踏まえて、行政側の体制を庁内各部と教育委員会の連携を図った上で、次代における中標津の景観形成及び景観まちづくりの担い手となる、子ども達や若い世代に対して景観学習を推進します。

【関連する主体例】



【推進方策の例】

- ・ 小中学生を対象に、防風林や農業の歴史等を学ぶ景観学習の実施
- ・ 町内の貴重な生物相や防風林の大切さを学ぶ林業体験
- ・ 景観学習（郷土学習）への資源の活用 など



4) 中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進

中標津町では、町の経済、社会、文化等の発展に貢献した個人や団体の方々を讃えるため、「中標津町表彰条例」を設けています。表彰対象の中には、景観に関する取り組み（景観形成活動、歴史資産、動植物の保全・育成活動、緑化活動や維持管理、環境活動など）も含まれます。

道内でも先駆的に取り組まれてきた町民や景観形成団体・景観活動団体、事業者等の景観まちづくりをさらに促進するため、同条例を活用して景観まちづくりに対する意識啓発を推進し、町民等の機運向上を図ります。

【関連する主体例】



【推進方策の例】

- ・ 中標津町表彰条例の活用
-

(2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

1) 景観形成団体・景観活動団体や町民相互の話し合いの場や機会の創出

中標津町では、町内活動のネットワーク化に向けた景観まちづくりの進め方について、ワークショップを複数回開き、町内各地で活躍している景観形成団体・景観活動団体が一緒になって検討しました。地域のまちづくりや景観に関する話し合いの場、活動の場が今後も広がっていく素養があります。

フォーラムにおいても町民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向が高いことが伺えます。

これからも町民参加による景観まちづくりを推進するため、景観まちづくりに対して自由に話し合える場（情報交換会、ワークショップなど）や機会の提供を積極的に図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 景観まちづくりワークショップの継続的開催、拡大
- ・ 景観まちづくりに関するフォーラム
- ・ 各種町民活動が連携したネットワーク型の取組・活動の推進



2) 自主的な景観まちづくり活動の促進

既に中標津町内で活躍している景観形成団体や景観活動団体、各個人の自主的な活動一つひとつが、中標津の景観形成、いきいきと住み続けられるまちの実現に寄与しています。

各種の取組・活動が将来にわたって持続的に行われていくよう、町民が景観やまちづくりに参画しやすい支援や入口となる機会の創出、活動団体の認定などで、個々の自主的な活動の促進を図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設
- ・ 地域ごとの「協議会」や「ワークショップ」など、情報交換会の設置検討
- ・ 各地域街づくり協議会（都市計画マスタープラン）の活動促進
- ・ 公共施設、サイン等の計画づくりへの町民参加の推進
- ・ 河畔林、格子状防風林における生物分布のモニタリング
- ・ 河川の水質調査
- ・ 自然災害ハザードマップの見直し
- ・ 景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、建築協定、地区計画） など



3) 各区域に応じた協働の景観まちづくり活動の促進

中標津町景観計画では、中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を設けています。そのうち、それぞれが異なる特徴を有する「8つの区域」ごとに景観形成基準を定めており、推進方策でも8つの区域別に景観まちづくり活動が促進されていくよう、以下のように推進方策を整理します。

※区域別の取組テーマや推進方策（案）の例の内容は、共通しているものがあります。

※取組テーマや推進方策（案）の例の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見より整理しました。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

①開陽台周辺区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 防風林の適切な更新・施業
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



②空港周辺区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 市街地近郊の自然林の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 景観、防風等の機能面を考慮した特別措置等の検討による耕地防風林造成の検討
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討
- ・ 自然観察・景観学習や教育機会の創出 など



③国道 272 号バイパス沿いの区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 沿道に対してにぎわいを表出させる設え（花・みどりの植栽など）
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 道路から見た眺望の評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



④中央通（道道 13 号・774 号）・大通（道道 69 号）沿いの区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用及び修景と緑化
- ・ 沿道に対して賑わいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ まちなか周遊、回遊ルートの整備検討
- ・ 地域特性を活用したツーリズムの振興
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑤中標津市街地中心区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 中心部の賑わいづくり
- ・ 空地の修景など有効活用
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用**及び**修景と緑化
- ・ 沿道に対して賑わいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 歴史資産の観光資源としての活用検討
- ・ 交流・観光商品の開発検討
- ・ まちなか周遊、回遊ルートの整備検討
- ・ オール中標津産原材料による食品等の商品開発
- ・ 清掃、環境美化活動 など



⑥中標津市街地区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

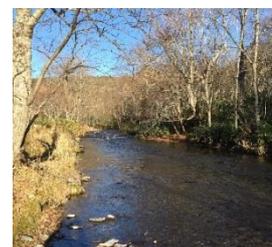
- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 河川**及び**河畔林の適切な維持管理
- ・ 斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 住宅等における花・みどりづくりの推進
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑦計根別市街地及びその他集落区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 屋敷林の造成、身近な樹林地の保全
- ・ 効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 計根別市街地に点在する公共施設のネットワーク化による市街地の核づくり
- ・ 空地の利活用及び修景と緑化
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 旧公共施設の適切な保全・活用（地域の子どもの学びや交流の場など）
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 住宅等における花・みどりづくりの推進
- ・ 地域の学校と連携した花壇の整備
- ・ 道路、縁石等の雑草駆除活動
- ・ ゴミ回収ボックスの維持管理やゴミ減量化への取組
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理及び縁石等の雑草駆除
- ・ 正美公園などに景観に配慮した遊具のデザイン検討
- ・ 安心安全につながる防犯灯の整備検討
- ・ 来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



⑧自然・農村景観区域

【取組テーマや推進方策（案）の例】

- ・ 防風林の適切な更新・施業
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 屋敷林の造成、市街地近郊の自然林の保全
- ・ 河畔林の維持、造成／標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・ 希少種を含む生物調査及び保護
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 牧草地、放牧地ならではの、起伏ある地形の全体像が呈する魅力の啓発
- ・ 建設資材の採取によって地形の魅力が損なわれないような産業界の枠を超えた価値観の共有
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 歴史資産の観光資源としての活用検討
- ・ 地域特性を活用したツーリズムの振興
- ・ 交流・観光商品の開発検討 など



4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置

中標津町景観計画では景観重要建築物、景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設「景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項」を記載しています。中標津町に現存または未発掘の景観資源の維持、保全及び継承、その積極的な活用を図っていくことが、町民の財産である景観（暮らし、生業、歴史含む）を守り、つくり、育てていく景観形成の大きな役割を果たします。

そのため、町民を交えて上記の指定から運用までを検討する組織を、景観整備機構の設立に先立った設置を推進します。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

①開陽台周辺区域

【推進方策の例】

- ・景観計画に基づいた景観資源の指定と運用等について
検討する組織の設置



5) 景観計画と連動した景観重要公共施設の整備または運用

中標津町の景観を形成する上で特に重要な公共施設を景観重要公共施設に指定することで、自然・農村景観、街並み等に配慮した施設整備を行うことができます。

道内においてこれまでも積極的な景観施策を実施してきた中標津町が、法に基づく景観計画に即し、率先して施策や取組を進めていくことにより、様々な公共施設の管理者と連携・協力した公共施設の整備や運用を図っていくことにつながります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・河川：北海道、中標津町
- ・国道：国、道道：北海道、町道：中標津町、号線道路：国、中標津町
- ・格子状防風林：国、中標津町 など



(3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

1) 景観まちづくりに関わる既存制度及び支援制度の活用

行政

①景観計画の特徴

中標津町景観計画は、地域の暮らしや生業そのものを尊重・優先し、従来以上に厳しく制限するものではありません。その特徴は町民の皆さんが時間をかけて育んできたまちづくりの成果、個々の健全な暮らしや営みが生み出す一つひとつの効果が目に見えた状態、またはそれらが結びつき広がりをもった状態を「景観」として理解する点にあります。

景観計画は、町全域を覆う土地利用とその活用を誘導する計画（都市計画マスタープラン、農業振興計画、森林整備計画など）において、「隣接する土地利用と齟齬（そご）が生じないような検討」を促す性格を有しています。さらに、より良い景観形成に取り組むため、町全域を8つの区域に分けて景観法に基づく景観形成のルールを設けました。またすべての町民が景観の価値を共有し、守り、つくり、育てるために3つの視点からなる「推進方策」を設けています。景観上重要な建造物や樹木、公共施設を指定することも可能です。

景観計画は、景観形成のルールや推進方策、指定対象物を定めるにあたって、町民の皆さんの声をはじめ、多くの声を受け止められるような仕組みをつくりました。これらの声を、本町の第6期総合発展計画において「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」という6つの基本目標に分類された各種計画で適切に受け止め、調整、連動させます。多くの場合、計画を実際に推進するのは、中標津町景観計画と関連づいたさまざまな既往の計画となります。

このように景観計画は、市街地や農村環境・自然環境を守り、つくり、育てる方策を充実させ、町全体の調和をはかり、価値を高めていく中心的な特性を有しています。景観計画の策定後は、町民の皆さんが本町の景観の価値を共有し、その形成に参加していくことで、これまで以上にその景観の魅力を身近に感じられるでしょう。

②景観まちづくりとこれまでの計画

中標津はⅠ-3とⅢ-4-5で述べたように、平成6年に施行された中標津町景観形成ガイドプランを皮切りに、全町を対象とした平成9年に施行された景観条例、町の総合発展計画、中標津町まちづくりガイドプラン、携帯電話中継基地や太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準、市街地では都市計画マスタープランと緑の基本計画、農業地域では農村環境計画、開陽台景観形成重点地区の指定、全町の農業地域の景観的価値を等しく認めた文化的景観保存活用モデル事業、その後の10年をまちづくりの面から文化的景観を捉えたNPO活動の支援を継続してきました。

本景観計画はこれらの取り組みを網羅するものであり、景観まちづくりによる将来の展望を示すものです。次に述べる既存制度や計画を活用し、一層の効果を得ることができます。

③既存制度との連携

上記を踏まえて、景観まちづくり推進方策の実践を後押しできるよう、景観法に加えて中標津町が運用する制度やその他関連する既存制度も活用し、より効果的に町民・活動団体・事業者等の景観まちづくりが進められるよう支援していきます。

【推進方策の例】

- ・ 景観法制度に基づく、景観協定の制定、景観協議会や景観整備機構の創設
- ・ 都市計画手法である、用途地域、地区計画、景観地区、準景観地区等の活用
- ・ 地域独自のルールとなる、建築協定、緑地協定等の締結
- ・ 登録有形文化財制度の活用
- ・ 文化的景観保存調査結果を活用した文化的景観保存計画の検討
- ・ その他、各種支援制度の活用 など

2) 景観条例の効果的な運用

「中標津町自治基本条例」制定と「第6期中標津町総合発展計画」策定の過程で、中標津町はすべての計画※1を一元的に把握し、庁内で共有しました。本景観計画策定にあたって設置した庁内推進会議では今後、これらの計画を精査し、地域の整備にかかわる面を調整し、調和のとれた中標津の景観形成に向けた調整を図ります。

※1：第6期中標津町総合発展計画において、中標津町は全ての計画を網羅し、「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」の6つのテーマに分類し、全ての計画の策定期間を把握しました。

【関連する主体例】



3) 景観審議会の効果的な運用

景観審議会は、学識経験者、町民、関係団体、行政等で構成され、景観計画の変更、景観条例の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物及び樹木の指定、景観重点候補区域の指定、建築等の行為に関する勧告や命令など、中標津町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。今後、景観行政を推進していくうえで、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を行うなど、適切な運用を図ります。

VII-3 「中標津型景観整備機構（仮称）」に向けた景観まちづくり活動のステップアップ

中標津町の景観まちづくりは、景観条例（既存条例）制定以降の景観形成団体や事業者及び行政による取り組み、それ以前から続く町民や景観活動団体による取り組みの集大成です。中標津町自治基本条例（平成24年1月制定）の制定により、町民・活動団体・事業者・行政の対話の場もでき、協働の景観まちづくりを推進することが可能となりました。

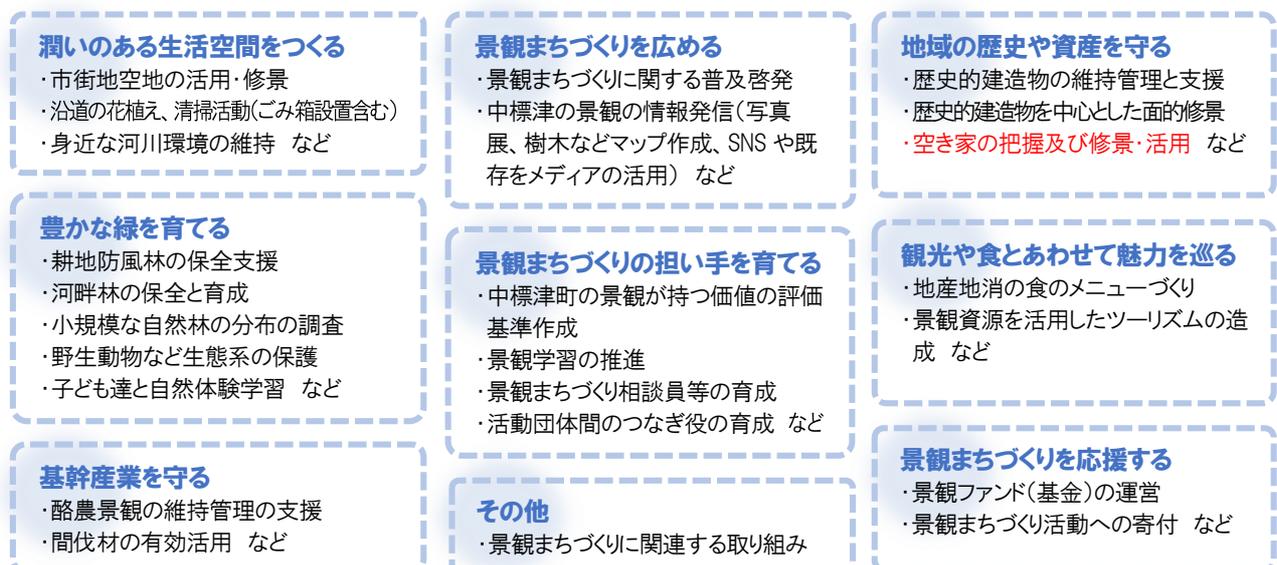
本計画の施行後は、景観まちづくりを従来以上に迅速かつ円滑に進める「景観まちづくり団体」という仕組みの形成を図ります。継続して景観まちづくりに取り組む各団体は、それぞれの意向に応じて適宜「景観まちづくり団体」に移行します。「景観まちづくり団体」は相互に連携し、全町的なネットワークを形成する過程を経て、「景観整備機構」へ発展します。「景観整備機構」の設立、指定後は、機構と中標津町の協働が核となり、中標津町全域における調和のとれた景観まちづくり活動の推進を目指します。

(1) 町民や景観形成団体・景観活動団体の参加と協働の促進

“町全体の景観まちづくり”に欠かせないことは、町民・活動団体・事業者・行政が連携し、『協働』で進めることです。そのために、町全体で景観まちづくりを育てていく過程（プロセス）を意識しながら、まずは各区域や目的別に景観まちづくりに取り組む「参加の機会」をつくっていきます。

景観計画策定の過程において、町民や活動団体を対象とした景観まちづくりワークショップや町民アンケート、ヒアリングなどを通じて、町民の手により実施・継続すべき、または今後の着手が期待される町全体の景観まちづくりの取り組みが顕在化しました。町民や各活動団体により、従来から取り組まれてきた活動を引き継ぎつつ、これらの顕在化した取り組みが加わり、その集大成が「中標津町における景観まちづくり」となります。

実践にあたっては町民や各活動団体が持つ豊富な経験や知識、ノウハウを生かして自主的に取り組んでいくだけでなく、それぞれの関心ごとや共通の目的、景観まちづくりへの関わりが融合し、連携しながら取り組んでいくことで「協働」へとつながっていきます。また、連携を促すことで、「参加の機会」が増え、個々の持ち味や能力を補いあい、新たな価値や公益的な活動を生み、将来に渡って「協働の場」で景観まちづくりを動かすことにつながります。



具体的な「景観まちづくりの取り組み」の例（ワークショップ等で出された意見を整理）

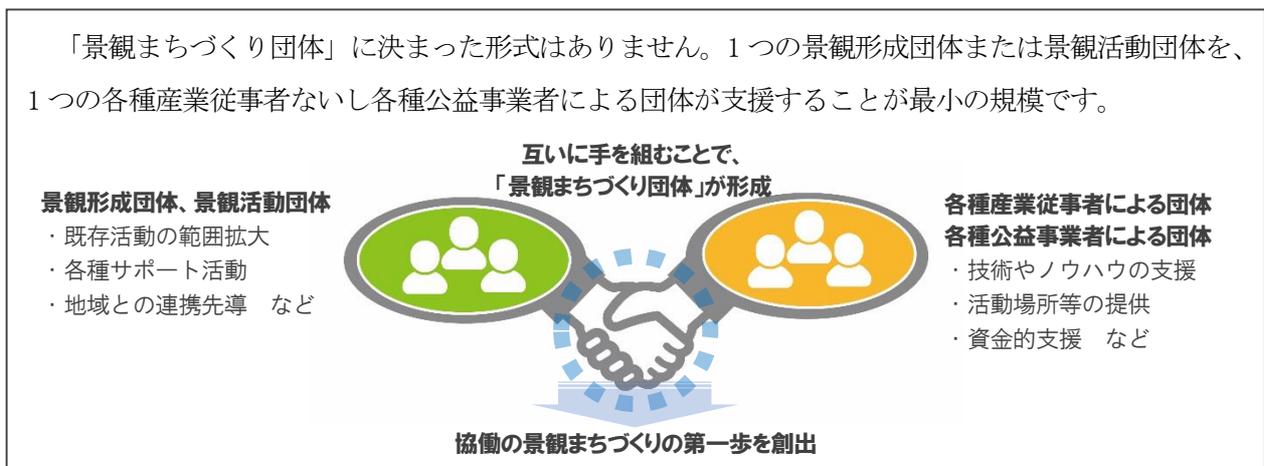
(2) 中標津型の協働の景観まちづくりの組織化と仕組みづくり

1) 景観まちづくりを進めるネットワーク型の仕組み

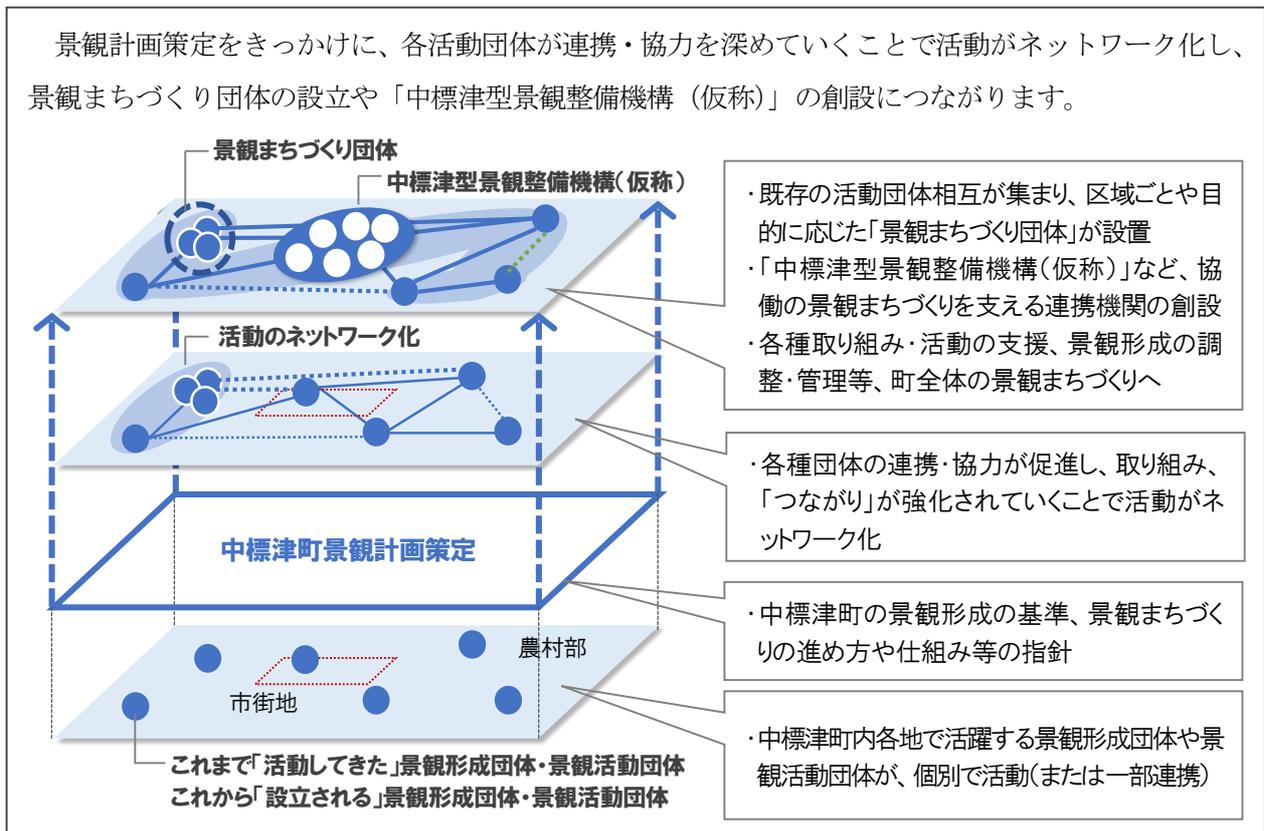
町民や各団体相互に連携・協力する中標津型の「協働」の取り組みにより、町全体の景観まちづくりを底上げしていくため、ネットワーク型による推進の仕組みを構築していきます。

本景観計画では、全町を8つの景観形成区域に分類し、各区域の景観形成基準の設定や取り組むべき推進方策を示しました。区域ごとや目的に応じた取り組みの中心となるのは、町民・各団体・事業者等が集まってつくられる「景観まちづくり団体」となります。さらに、町全体の取り組みの中心になるのは「景観まちづくり団体」をネットワークし、全町的な連携機関となる「中標津型景観整備機構（仮称）」です。

いずれも、様々な取り組みを実践していくうえで町民、活動団体、事業者等の声を受け止め、中標津町の景観の価値を共有し、守り、つくり、育てる「協働」の仕組みです。この2つの推進体制を両輪させていくことで、8つの景観形成区域ごと、または町全体の景観まちづくりを進めていきます。



「景観まちづくり団体」形成の考え方



景観まちづくりを進めるネットワーク型の仕組みづくりの考え方

2) 中標津町で活躍する景観形成団体・景観活動団体相互の「つながり」づくり

本景観計画は、長年にわたって中標津町で活動をしてきた町内会や協議会、景観形成団体、景観活動団体（景観に価値をみいだす活動団体）が継続的に活躍していく景観まちづくりを念頭に策定しました。

これらの団体がより幅広い参加と、その取り組みが継続・発展し、団体相互が「つながり」を形成していくことで、活動の連携が生まれ、区域ごとまたは目的に応じた活動のネットワークに結び付きます。団体相互が「つながる」ことで、活動の際に各団体が持つ豊富な経験や知識、ノウハウを互いに活かし、補い、支えあいながら実践していくことができます。また、団体相互が自分達の持ち味や強みを発揮していくことで、活動の質が向上することも期待できます。

そのために、まずは個人、団体間をつなぐマッチングが必要です。以下に景観まちづくりワークショップ等における検討で見いだされた「つながり」づくりの過程を示します。

①交流の機会創出、参加から団体のつながりへ

本景観計画は策定段階から、景観形成団体・景観活動団体や個人を対象に「景観まちづくり団体交流会」や「景観まちづくりワークショップ」などを開催してきました。この取り組みから団体相互の交流を深めること、中標津町に合う景観まちづくりの道すじを検討することができました。

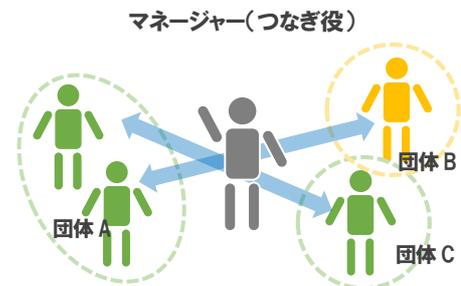
マッチングの初期には、こうした団体相互がお互いの考えを理解しあう交流の機会を今後も継続していくことで、徐々に団体間の「つながり」が形成されていきます。

②個人や団体をつなぐマネージャー（つなぎ役）

交流の機会から個別に個人や団体をつなぐマネージャー（つなぎ役）が生まれることで、つながりを作りやすくなります。このためにも、交流できる機会の継続的な開催がポイントです。マネージャーは、さらに連携・協力することが望ましい団体を集めることや、団体相互を引き合わせるなどを行うことが想定されます。



景観まちづくりワークショップの様子



マネージャー（つなぎ役）による連携支援

③連携した活動の実践をつうじて活動のネットワーク化へ

幾度の「交流機会」を通じて、同じ価値観や“景観”を切り口に目的や想いを共にする団体相互が、比較的实践しやすい取り組み（例：沿道の花植え、景観学習、イベントなど）から活動していくことで、「連携した活動」が生まれていきます。

「連携した活動」は景観形成団体・景観活動団体の考えによって、町の公益活動へ舵をきることで、活動規模の拡大、それに伴って連携当初より活動資金を外部から集めることなど、多様なかたちが現れてくることが想定されます。連携・協力する団体の考えや活動内容に応じて、各種産業従事者による団体や公益事業者による団体がサポートしていくことが継続性につながります。

いずれにしても「連携した活動」をくり返し、活動内容や活動体制などをより良い方向へ変えていくことによって、団体間の「つながり」は強化され、活動自体のネットワーク化が図られていきます。



団体間の「つながり」が連鎖し、全町的なネットワークへ派生するイメージ

3) 景観まちづくり団体の設立と取り組みのイメージ

中標津で活躍する景観形成団体・景観活動団体の「つながり」が生まれ、「連携した活動」が実践され、取り組み内容や相互の理解が進むことで「景観まちづくり団体」の形成へとつながっていきます。

景観まちづくり団体は、既存団体の活動ネットワークを母体に、景観計画で定めた8つの景観形成区域やその区域間をまたぐ範囲、もしくは取り組みの目的に応じてより実践的に景観まちづくりを行う組織となります。

景観まちづくり団体の取り組みは様々な内容を想定できますが、ひとつは景観まちづくりに関する細やかな相談・課題解決の受け皿としての機能が必要です。例えば、現在、行政機関（道路管理者等）が行う沿道の維持管理といった取り組みを景観まちづくり団体が担うことで、地域の実情にあったきめ細かな対応が可能となることを想定しています。また、中標津の景観形成団体・景観活動団体が母体となる背景から、団体または地域、まち全体の取り組みや魅力を町内外に情報発信する役割も担います。

景観まちづくり団体が各地で地域の維持管理、景観形成、情報発信など、多様な景観まちづくりを進めていくことで、「協働」の体制が創出されていきます。

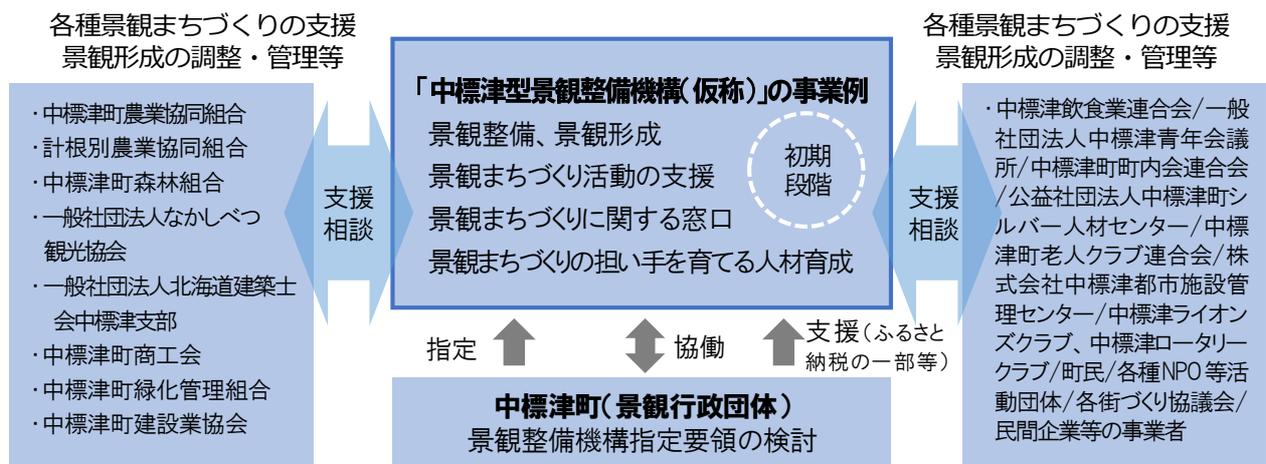


活動のネットワーク化に向けた過程（プロセス）

4) 町全体の景観まちづくりの取り組み支援や調整・管理を行う「中標津型景観整備機構（仮称）」のイメージ

中標津町内各地で「景観まちづくり団体」の設立と活動の先に、町内全域をネットワークし、各種の景観まちづくりを支援・調整・管理する「中標津型景観整備機構（仮称）」の創設があります。

「中標津型景観整備機構（仮称）」は、現在町内で活躍している、もしくは今後活躍していく各種団体（景観形成団体、景観活動団体、景観法が定める各種産業の従事者による団体、各種公益事業者による団体等）の協力を得ながら組織化を図っていきます。同整備機構は、機構内に所属する各団体の知識やノウハウを活用して、独自の景観まちづくりの事業を実践します。さらに各区域や町内で展開される様々な景観まちづくり活動の支援・調整・管理を行い、町全体の永続的な景観まちづくりを図ります。



「中標津型景観整備機構（仮称）」のイメージ

(3) 「中標津型景観整備機構（仮称）」の初期段階の取り組み案

「中標津型景観整備機構（仮称）」は、中標津の景観まちづくりを全町的に支援・調整・管理する役割を担いますが、創設初期は主に以下の取り組みを行うことが想定されます。

1) 景観まちづくりに関する窓口機能の設置

「中標津型景観整備機構（仮称）」の創設に伴って、まずは景観まちづくりに関する窓口の設置を図り、町民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能を持たせることが想定されます。

景観行政である中標津町とも連携しながら、「景観まちづくり相談員（仮称）」の認定・設置検討や、「景観まちづくりマネージャー（仮称）」設置による各種団体をつないで協働の活動を広げるきっかけを増やしていくことが想定されます。さらに「景観検定（仮称）」等の独自制度を設けて、まち全体の景観まちづくりを支援していくことが想定されます。

【初期段階の取り組み・事業例】

- ・「景観まちづくり相談員（仮称）」の認定・設置検討
- ・各種の団体をつなぐ「景観まちづくりマネージャー（仮称）」の設置
- ・「景観検定（仮称）」等の資格制度 など

2) 景観まちづくりの担い手を育てる人材育成

景観まちづくりに関する窓口機能の設置と同時に、「中標津型景観整備機構（仮称）」の初期段階の取り組みとして、継続的に景観まちづくりの担い手が育つよう、未就学児から高校生までを対象とした人材育成のプログラムづくりや実践を図ることが想定されます。

セミナーやミニプロジェクトの企画・実施等の充実、地域の景観まちづくりに対する未就学児・中学生・高校生の参加などを推進します。また、景観行政を担う行政職員の意識の向上や人材の育成も、「中標津型景観整備機構（仮称）」が担っていくことが想定されます。

【初期段階の取り組み・事業例】

- ・景観学習（郷土学習）の推進
- ・「景観まちづくり相談員（仮称）」の育成
- ・「景観まちづくりマネージャー（仮称）」の育成
- ・景観整備機構の創設に併せた人材育成プログラムの構築 など

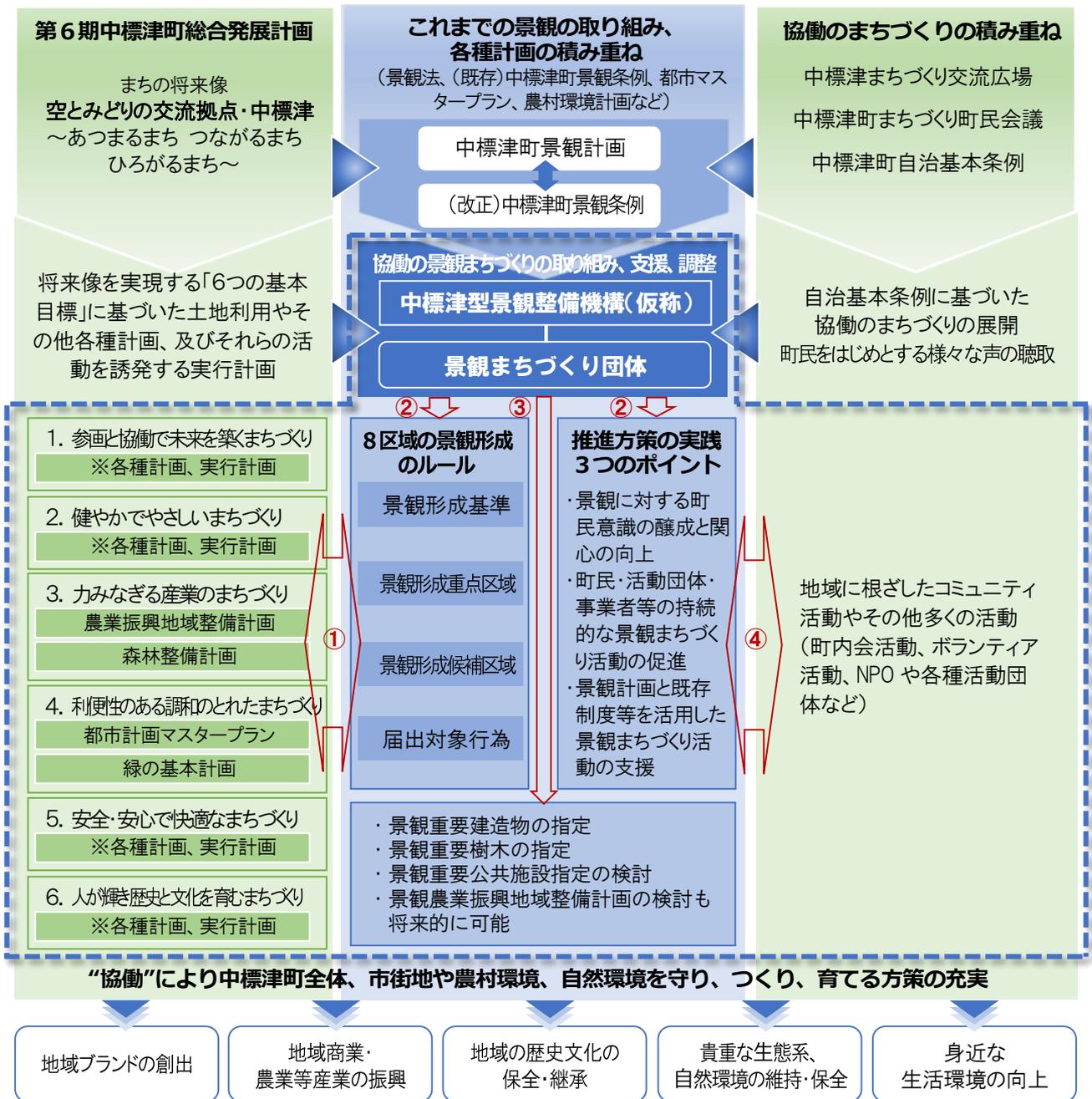


(4) 「中標津型景観整備機構（仮称）」による町全体の景観まちづくり

中標津町で「協働」による永続的な景観まちづくりが行われていくために、町民や活動団体が“つながり”、さまざまな景観まちづくりを支援する「中標津型景観整備機構（仮称）」が町全体の景観まちづくりの中心を担うことがその効果を高めます。

「中標津型景観整備機構（仮称）」は各区域や町内で展開される様々な景観まちづくり活動の支援・調整管理を行います。その他にも、町全体の景観まちづくりの中心として、本景観計画に位置づけられた景観まちづくり推進方策、中標津町第6期総合発展計画において定められている6つのテーマや、その他町の各種計画等を調整・連動させながら景観まちづくりを進めていくことが想定されます。

以上のように、「中標津型景観整備機構（仮称）」が、区域や分野を越えたネットワーク、共有、推進役を担うことで、まち全体の価値を高めていくことができます。



①相互の計画を調整・連絡 ②実践面の支援・協働 ③指定に向けた調査・協働 ④支援・調整・協働

「中標津型景観整備機構（仮称）」の取組・支援・調整によって町全体の価値を高める考え方

VII-4 町民の多様な視点を取り入れる景観まちづくりの形成

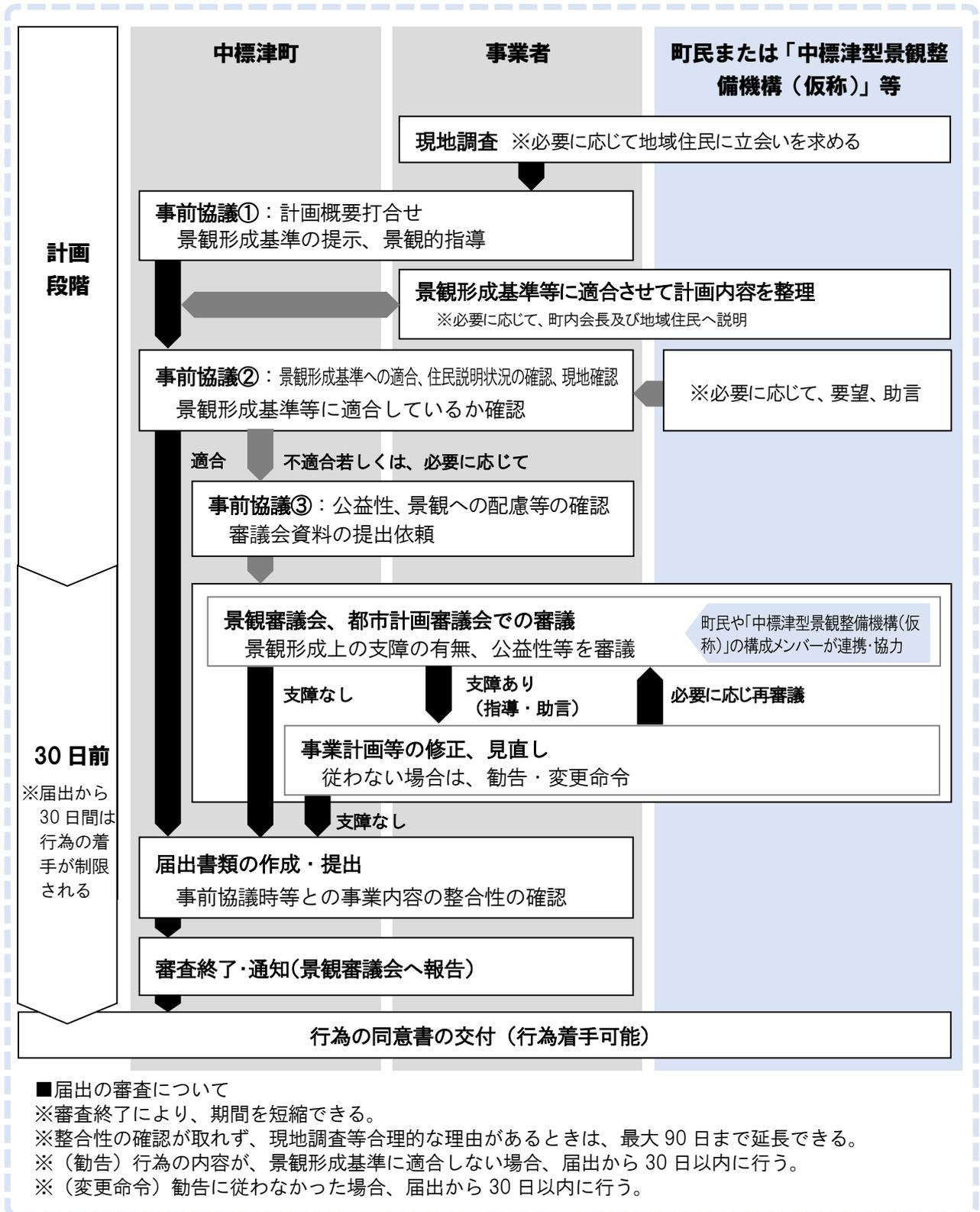
現行の景観審議会と「中標津型景観整備機構（仮称）」等も連携・協力し、町民の多様な視点も取り入れられる景観審議会が開催できるよう整えていきます。

景観形成の審議の場に「中標津型景観整備機構（仮称）」等が関わることにより、きめ細やかな届出協議や審査が可能となるなど、景観審議会の仕組みの効果を高めていくことにつながります。



将来的な届出に係る協議・審査のあり方として、町民や「中標津型景観整備機構（仮称）」等の構成メンバーが景観審議会と連携・協力する流れ及び体制となることが理想的です。

下図は、理想と考える町民や「中標津型景観整備機構（仮称）」等が連携・協力した届出に係る協議・審査のあり方です。景観まちづくりの担い手がより深く関わって、細やかに景観を守り、つくり、育てていくことができ得る下図を想定しながら、当面の届出手続きの運用を図ります。



届出に係る協議・審査の将来的な運用フロー（案）

参考-1 中標津町景観計画策定委員会の設置規則

中標津町景観計画策定委員会設置規則

(平成 27 年 5 月 29 日規則第 16 号)

(設置)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定にあたり、中標津町の良好な景観の形成に資するものとするため、中標津町景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画等の策定に関すること。
- (2) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民、各種団体等代表者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定業務が完了した日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要のあると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、建設水道部都市住宅課において処理する。

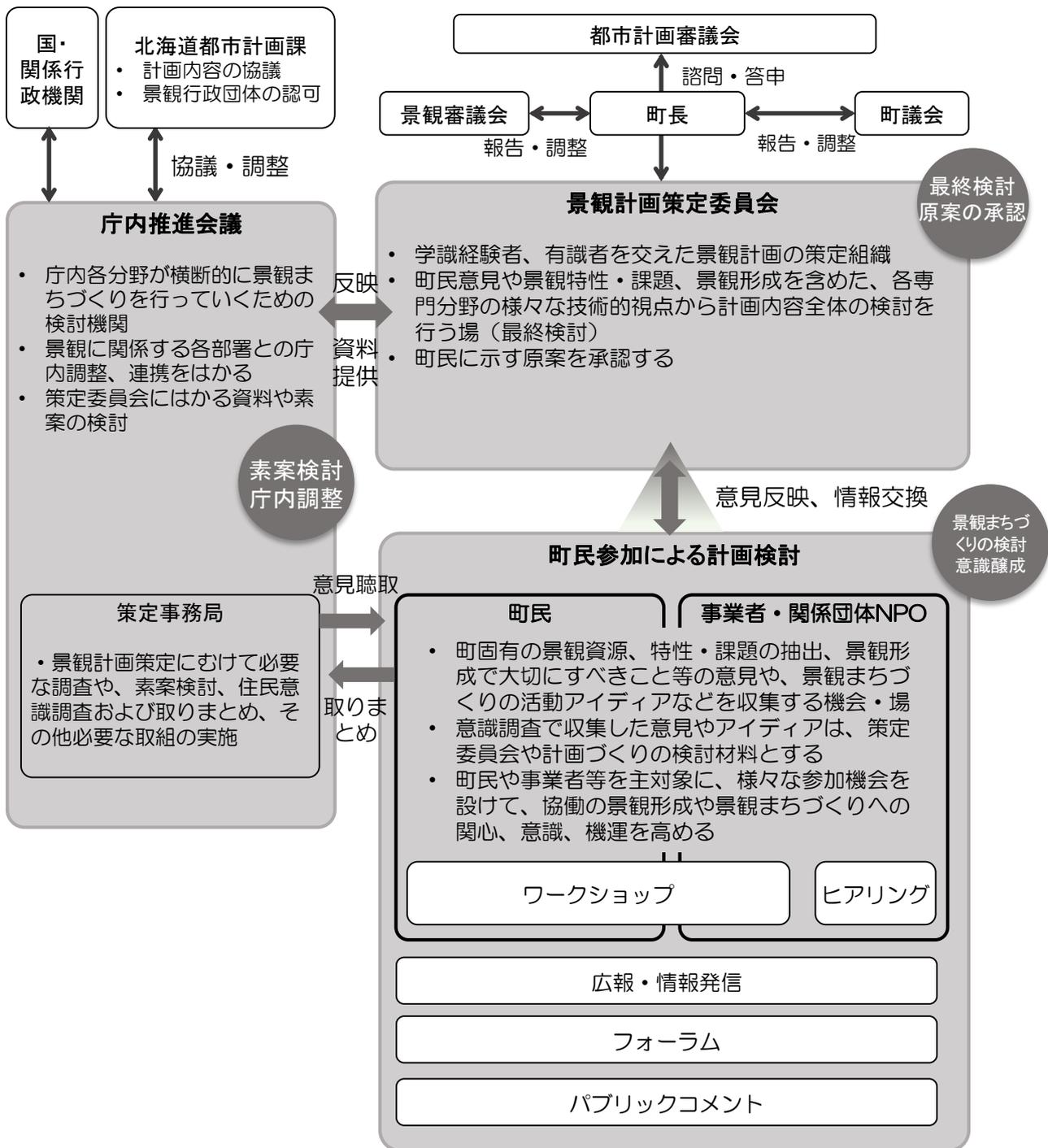
(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考-2 中標津町景観計画策定体制



参考-3 中標津町景観計画策定委員会構成員

所属団体名等	役職	委員
学識経験者（東京都市大学都市生活学部都市生活学科）	准教授	坂井 文（委員長）
学識経験者（NPO 法人景観ネットワーク）	代表理事	植田 暁
景観審議会	会長	森田 正治（副委員長）
景観審議会	委員	糸氏 セキ
都市計画審議会（中標津商工会・中標津建設業協会）	委員	廣木 智
都市計画審議会（中標津町商工会）	委員	守田 とめ子
計根別農業協同組合	—	谷川 好則
中標津町農業協同組合	—	北清 禎之
（一社）北海道建築士会中標津支部	副支部長	藤島 智
（一社）なかしべつ観光協会	専務理事	田村 道明
全町内会連合会	副会長	原 怡男
計根別町内連合会	会長	岩淵 堅治（平成 27 年度）
		佐藤 良文（平成 28 年度）
公募委員	—	本間 玲子
総務部長	—	矢本 正信（平成 27 年度）
		遠藤 俊勝（平成 28 年度）
町民生活部長	—	眞田 敏行
経済部長	—	西村 穰（平成 27 年度）
		菅野 三夫（平成 28 年度）
建設水道部長	—	高橋 善貞（平成 27 年度）
		坂下 毅（平成 28 年度）
教育部長	—	南 一人

参考-4 景観計画策定委員会策定経過

日付	策定経過
平成 27 年 9 月 10 日	第 1 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 計画の中で大切にすべき視点、現状の課題 ・ 中標津町景観計画の「テーマ（キーワード）」 など
平成 27 年 11 月 26 日	第 2 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 景観特性ごとの景観づくり方針の内容について ー 全体に共通する方針（共通事項） ー 景観特性ごとの景観づくり方針 ・ これからの中標津町の景観形成に必要と思われる基準や、良好な景観を誘導していくために必要と思われる取り組み など
平成 28 年 3 月 25 日	第 3 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 中標津町の景観形成のルールについて ー 全区域共通景観形成基準 ー 8 つの区域における追加の景観形成基準 （景観形成重点区域、景観形成候補区域含む） ー 届出対象行為 ・ 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項について
平成 28 年 6 月 29 日	第 4 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 中標津町の景観形成のルールについて ※2 回目 ー 全区域共通景観形成基準 ー 8 つの区域における追加の景観形成基準 （景観形成重点区域、景観形成候補区域含む） ー 届出対象行為 ・ 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項について ※2 回目 ・ 中標津町における景観まちづくりの推進方策について
平成 28 年 9 月 9 日	第 5 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 中標津町における景観まちづくりの推進方策について ※2 回目 ・ その他、景観計画全体について
平成 28 年 12 月 2 日	第 6 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 景観計画全体について
平成 29 年 2 月 9 日	第 7 回 中標津町景観計画策定委員会 ・ 景観計画全体について ※2 回目

参考-5 ワークショップ及びフォーラム等実施経過

日付	実施経過
平成 27 年 12 月 5 日	<p>なかしべつ景観フォーラム</p> <p>「景観まちづくりに向けて」～地域の営みが景観と結びつく～</p> <p>■第 1 部 基調講演</p> <p>○基調講演：「まちづくりとしての文化的景観～人と仕組みが維持する景観 その先駆的事例」 講演：京都大学大学院工学研究科教授 神吉 紀世子氏</p> <p>■第 2 部 活動報告、パネルディスカッション</p> <p>○活動報告：E-PHOTO CLUB の活動について E-PHOTO CLUB 会長 佐々木 優氏</p> <p>○活動報告：観光まちづくりについて 中標津町地域おこし協力隊 親松 麻子氏</p> <p>○活動報告：中標津町における景観の取り組みについて 都市住宅課街づくり推進係 手賀 邦夫氏</p> <p>○パネルディスカッション</p> <p>パネリスト：佐々木 優氏 親松 麻子氏 手賀 邦夫氏</p> <p>コメンテーター：神吉 紀世子氏</p> <p>コーディネーター：東田 秀美 (NPO 法人景観ネットワーク理事)</p>
平成 27 年 11 月	町内外の各種活動団体及び事業者等へのヒアリング
平成 27 年 11 月 26 日	<p>景観まちづくりワークショップ [中標津市街地]</p> <p>①酪農景観に関するワークショップ</p> <p>②市街地景観に関するワークショップ</p>
平成 28 年 2 月 19 日～ 2 月 20 日	<p>なかしべつ景観フォーラム</p> <p>「中標津の景観を語り伝えるために」</p> <p>■第 1 部 基調講演</p> <p>○基調講演：「日常の暮らし・生業が支える景観づくり」 講演：神戸芸術工科大学 教授 小浦 久子氏</p> <p>■第 2 部 パネルディスカッション</p> <p>○話題提供：中標津町の景観計画について ～検討状況等の情報提供～ 中標津町景観計画策定委員会委員長 坂井 文氏 (東京都市大学 教授)</p> <p>○座談会：中標津で大切にしていきたいこと、協働のまちづくりに向けて パネリスト：小浦 久子氏 坂井 文氏 森田 正治氏 (NPO 法人道東動物・自然研究所 理事長)</p> <p>コーディネーター：東田 秀美氏 (NPO 法人景観ネットワーク理事)</p>

ワークショップ及びフォーラム等実施経過 (1/2)

日付	実施経過
平成 28 年 5 月 29 日	景観まちづくり団体交流会 [中標津市街地] ・「ごみゼロの日」取材 ・泉中央町内会「花植え活動」参加・取材 ・花の寄せ植え体験（西町川西街づくり協議会主催）～景観まちづくり団体交流会～
平成 28 年 6 月 9 日	景観まちづくりワークショップ [中標津市街地] ①各活動団体の取組や活動の情報共有 ②景観まちづくり活動（活動内容やアイデア出し）について
平成 28 年 7 月 28 日	景観まちづくりワークショップ [計根別市街地] ①計根別地区の継続的な取組において必要な支援 ②計根別地区における景観まちづくりの取組イメージ
平成 28 年 9 月 10 日	なかしべつ景観フォーラム 「まちの成り立ちと今後の市街地景観を考える」 ■市街地まち歩きと資源活用マップづくり ○市街地まち歩きツアー ガイド：中標津町教育委員会 生涯学習課長 山宮 克彦氏 ○資源活用マップづくり コーディネーター：NPO 法人景観ネットワーク理事 東田 秀美氏 ■ミニフォーラムと座談会 ○講演①：「景観まちづくりの効果～「しくみ」に焦点をあてて～」 北海道総合政策部政策局 主幹 奈良 華織氏 ○講演②：「中標津町の景観計画における“市街地”の方針」 中標津町景観計画策定委員会委員長 坂井 文氏（東京都市大学 教授） ○座談会：「中標津町が目指す市街地景観とまちづくり」 パネリスト：奈良 華織氏 坂井 文氏 菅野 三夫氏（中標津町役場経済部長） コーディネーター：東田 秀美氏（NPO 法人景観ネットワーク理事）
平成 28 年 11 月 14 日	景観まちづくりワークショップ [計根別市街地] ①計根別地区のまちづくりで大切な4つのとりくみを考える ②地域の抱える課題、検討していくとりくみを考える
平成 28 年 3 月 27 日	なかしべつ景観まちづくりフォーラム

ワークショップ及びフォーラム等実施経過（2/2）

参考-6 中標津町都市計画審議会及び中標津町景観審議会答申書

(1) 中標津町都市計画審議会答申書

平成29年1月27日

中標津町長 西村 稔 様

中標津町都市計画審議会
会長 小林 英嗣

中標津町景観計画について（答申）

景観法第9条第2項に基づき、平成29年1月18日付中町建都第190号により本審議会に諮問ありました標記の件について、下記の意見を附して、中標津町景観計画（案）のとおり承認いたします。

記

1. 景観を戦略的に活かしたまちづくりの視点を取り入れ、まちの潜在的な可能性を伸ばし中標津らしさの魅力を創出するために、町民、活動団体、事業者、行政の協働により理解を深め、各種計画や法令等と十分調整し総合的に取り組めるものとしてください。
2. 都市計画マスタープラン地域別の街づくり構想にある、各地域の持つ特性を踏まえ、町民が身近な地域の景観まちづくりに自発的に関わることができるよう工夫してください。

景観は単に自然環境や建物など物理的なことだけでなく、普通の日常生活「情景」と、自然現象「光景」、そして光景の中に人の営みが見えてくる「風景」の3つがひとつになり全体の景観となります。

これからの少子高齢化時代に向け、都市間競争、地域間競争に勝ち抜く、個性を活かした魅力的な地域づくり都市づくりを行っていくことが求められています。景観まちづくりを地域活性化の手法として、景観行政がより一層推進されるよう努めて下さい。

(2) 中標津町景観審議会答申書

平成29年1月27日

中標津町長 西村 穰 様

中標津町景観審議会
会長 森田 正治

中標津町景観計画について（答申）

平成29年1月20日付、中町建都第193号により本審議会に諮問ありました標記の件について、下記の意見を附して、中標津町景観計画（案）のとおりに承認いたします。

記

1. 良好な景観は地域の評価や価値を高めることにつながります。町民・活動団体・事業者・行政が協働で景観まちづくりに取り組むことにより実現するものです。様々な景観施策を推進し町民が積極的に参加できるように工夫して下さい。
2. 景観まちづくりの取組や成果などの状況を情報発信し町民と共有できる仕組みづくりに努めて下さい。特に次代を担う子どもたちに景観に対し関心を持つことができるよう普及啓発に取り組んで下さい。

中標津町の景観は先人たちの開拓の歴史とわたしたちの日々の営みを映し出すものであり、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産です。自然と共生し、心豊かに誇りをもって生活できる、そして訪れる人にも心地よいまちであるためには、中標津町の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てることが大切です。

町民自らが地域の魅力を再確認することによって、まちに誇りと愛着を持ち、景観まちづくりを継続的に取り組むことで、観光振興や交流人口の増加、地元定着率の向上につながります。この景観計画を活用し、まちの財産である中標津町の景観を後世に引き継ぐために努めて下さい。

